

史跡小笠原氏城跡保存活用計画 (案)

2022 年
松本市教育委員会

例 言

- 1 本書は、長野県松本市に所在する史跡小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡の保存活用計画書（以下「本計画」という。）です。
- 2 小笠原氏城跡には、同名の長野県史跡が存在します。両者を区別するため、本書中では国指定を「史跡」、長野県指定を「県史跡」と表記します。
なお、各史跡の構成は以下のとおりです。
 - (1) 史跡 小笠原氏城跡（おがさわらししろあと）井川城跡、林城跡（大城・小城）
 - (2) 長野県史跡 小笠原氏城跡（おがさわらしじょうあと）林城跡（大城の一部）、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡
- 3 史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡は大城と小城の2城跡で構成されているため、本計画において、個別に示す場合には、大城、小城と表記し、併せて呼称する場合には、林城跡と表記します。なお、引用元に林大（小）城あるいは林大（小）城跡等の呼称がある場合は、引用元の表記のままとしています。
- 4 保存活用計画策定事業は、松本市教育委員会が史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受け、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）の2か年で実施しました。
- 5 本計画策定に当たり、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会、文化庁文化財第二課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導及び助言を受けました。
- 6 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、松本市教育委員会文化財課で行い、関連業務の一部を株式会社パスコに委託しました。

目 次

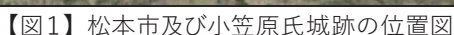
第1章 保存活用計画策定の目的と経緯	1
第1節 計画策定に至る経過	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画策定の組織	2
第4節 他の計画との関係	7
第5節 計画の対象範囲と期間	10
第2章 史跡の概要	11
第1節 指定に至る経緯	11
第2節 指定の概要	14
第3節 土地所有・管理の状況	21
第4節 指定範囲における法令の規制等	24
第5節 自然的環境	29
第6節 社会的環境	34
第7節 歴史的環境	36
第3章 調査成果	43
第1節 信濃守護小笠原氏	43
第2節 井川城跡の概要	47
第3節 林城跡の概要	54
第4節 史跡の周辺環境を構成する文化財	74
第4章 史跡の本質的価値と構成要素	80
第1節 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素	80
第2節 史跡の本質的価値	81
第5章 史跡の現状と課題	83
第1節 保存の現状と課題	83
第2節 調査研究の現状と課題	96
第3節 活用の現状と課題	99
第4節 整備の現状と課題	104
第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題	117

第6章 大綱・基本方針	119
第1節 大綱	119
第2節 基本方針	120
第7章 保存	121
第1節 保存の方向性	121
第2節 保存の方法	121
第3節 現状変更等の取扱方針及び基準	130
第4節 史跡の追加指定について	135
第5節 指定地の公有化について	135
第8章 調査研究	136
第1節 調査研究の方向性	136
第2節 調査研究の方法	136
第9章 活用	138
第1節 活用の方向性	138
第2節 活用の方法	138
第10章 整備	141
第1節 整備の方向性	141
第2節 整備の方法	142
第11章 運営・体制の整備	146
第1節 運営・体制の整備の方向性	146
第2節 運営・体制の整備の方法	146
第12章 施策の実施計画の策定と経過観察	148
第1節 各施策の実施計画	148
第2節 経過観察	149
巻末資料	153

本文挿入図版

図 1	松本市及び小笠原氏城跡の位置図	1	図 30	小城 石積立面図・立面写真	57
図 2	松本市における施策の体系図	10	図 31	大城区分図	58
図 3	井川城跡史跡指定範囲図	15	図 32	大城 西北西尾根ブロック拡大図	60
図 4	大城史跡指定範囲図	15	図 33	大城 主体部ブロック拡大図	62
図 5	小城史跡指定範囲図	20	図 34	大城 主体部南東側ブロック拡大図	64
図 6	林城跡史跡指定範囲図	20	図 35	小城区分図	66
図 7	土地所有区分図（井川城跡）	22	図 36	小城 主体部ブロック拡大図	69
図 8	土地所有区分図（大城）	22	図 37	小城 北尾根ブロック拡大図	70
図 9	土地所有区分図（小城）	23	図 38	小城 北尾根斜面ブロック拡大図	71
図 10	林城跡周辺の保安林と地域森林計画 対象民有林	25	図 39	小城 南尾根ブロック拡大図	72
図 11	史跡指定範囲内の農地（井川城跡）	26	図 40	林山腰遺跡発掘調査位置図	74
図 12	史跡指定範囲内の農地（林城跡）	26	図 41	林城跡周辺図	76
図 13	史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域 （林城跡）	27	図 42	石積模式図	77
図 14	史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域） と市街化調整区域	27	図 43	井川城跡現況図	85
図 15	林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域	28	図 44	大城現況図	88
図 16	松本市の位置	29	図 45	小城現況図	92
図 17	井川城跡周辺水路図	29	図 46	井川城跡サイン類の現況図	106
図 18	井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域で みる井川城跡周辺の地形	30	図 47	大城サイン類の現況図	110
図 19	林城跡周辺地質図と断面図	31	図 48	小城サイン類の現況図	114
図 20	井川城跡の土地利用	32	図 49	林城跡周辺の便益施設	116
図 21	林城跡の植生	33	図 50	井川城跡地区区分図	122
図 22	交通現況図	35	図 51	大城地区区分図	123
図 23	桐原城古図（部分：松本市立博物館蔵）	40	図 52	小城地区区分図	124
図 24	小笠原氏家系図	46	図 53	林城跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地	125
図 25	小島村絵図	47	図 54	小笠原氏城館群と松本平一円の城館群 （イメージ）	139
図 26	井川城跡発掘調査範囲図	50	図 55	『松本市歴史文化基本構想関連文化財群 紹介ハンドブック』に掲載された井川城跡 周辺文化財	140
図 27	井川城跡建物跡詳細図	53	図 56	『松本市歴史文化基本構想関連文化財群 紹介ハンドブック』に掲載された林城跡 周辺文化財	140
図 28	大城曲輪 2 東屋建設に伴う記録調査平面図	55	図 57	運営・体制模式図	147
図 29	小城試掘 主郭トレンチ配置図	56			

3城跡の史跡指定を受け、史跡を次世代へ継承するに当たっての保存活用の方針を定めるため、令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)にかけて、国庫補助を受けて本計画の策定を行いました。



第2節 計画策定の目的

史跡小笠原氏城跡は、信濃守護小笠原氏の城跡として価値付けられていますが、文献史料が乏しく、発掘調査なども限定的であり、不明な点が多くあります。

本計画では、史跡の持つ本質的な価値を明確化し、史跡の重要性を市民に周知するとともに、現状と課題を踏まえた上、史跡の保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方について基本方針を示すことを目的として策定しました。

第3節 計画策定の組織

1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者と地域関係者9名からなる「史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、松本市教育委員会文化財課（以下「文化財課」という。）が事務局となり、本計画案を提示し、様々な見地から意見をいただくとともに、文化庁文化財第二課並びに長野県教育委員会文化財・生涯学習課から指導・助言を得ました。



第1回委員会



第1回委員会後の現地視察（井川城跡）



第2回委員会



委員による現地指導

松本市教育委員会告示第30号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月26日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡を、将来にわたって適切に保存活用し、後世に継承していくための計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月26日から施行する。

【表1】委員名簿

委員

◎：委員長 ●：副委員長

氏名	所属・役職等	備考
◎ 笹本 正治	長野県立歴史館 館長（令和2年度） 長野県立歴史館 特別館長（令和3年度）	歴史学
● 原 明芳	松本市文化財審議委員会 委員	考古学
中井 均	滋賀県立大学 教授（令和2年度） 滋賀県立大学 名誉教授（令和3年度）	考古学
佐々木 邦博	信州大学 名誉教授	環境農学
大塚 勉	信州大学全学教育機構 教授（令和2年度） 信州大学全学教育機構 特任教授（令和3年度）	地質学
柳澤 一則	林古城会 会長	林城保存団体
高木 秀雄	井川城下区町会長（令和2年度）	地域関係者
寺澤 憲一	井川城下区町会長（令和3年度）	地域関係者
武井 秀樹	入山辺橋倉町会長	地域関係者
武田 善徳	里山辺林町会長	地域関係者

オブザーバー

氏名	所属・役職等
山下 信一郎	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官（史跡部門）（～令和3年6月）
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官（史跡部門）（令和3年7月～）
谷 和隆	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事（令和2年度） 長野県教育委員会文化財・生涯学習課主任指導主事（令和3年度）

事務局

赤羽 郁夫	教育長（令和2年度）
伊佐治 裕子	教育長（令和3年度）
横内 俊哉	教育部長（令和2年度）
藤森 誠	教育部長（令和3年度）
竹原 学	文化財課長
竹内 靖長	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長（令和2年度）
田多井 用章	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長（令和3年度）
宮井 博樹	文化財課 史跡整備担当 主任
小山 奈津実	文化財課 史跡整備担当 主事（令和2年度）・主任（令和3年度）
関沢 聡	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類
廣田 早和子	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類

2 計画策定の経過

(1) 第1回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会

日程：令和2年(2020)8月28日(金)

場所：松本市大手公民館2階 大会議室

内容：委嘱状交付、委員会設置目的及び経過報告について、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定のスケジュール、史跡小笠原氏城跡保存活用計画構成(案)について、現地視察(井川城跡)

(2) 現地指導

日程：令和2年11月5日(木)

場所：井川城跡、林城跡

指導者：佐々木 邦博委員

内容：植生の現況把握、森林管理の方法について

(3) 第2回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会

日程：令和3年(2021)2月8日(月)

場所：松本市中央公民館(Mウイング) 4-4 会議室

※一部委員及びオブザーバーはリモートで参加

内容：保存活用計画策定の目的と経緯、史跡の概要、史跡の本質的価値と構成要素、史跡の現状と課題、令和3年度の予定について

(4) 現地指導

日程：令和3年3月19日(金)

場所：大城

指導者：大塚 勉委員

内容：大城の地質及び石積の石材調査

(5) 第3回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会

日程：令和3年7月5日(月)

場所：松本市勤労者福祉センター 3-3 会議室

内容：令和3年度のスケジュールについて、昨年度検討内容の修正箇所について、大綱・基本方針、保存

(6) 第4回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会

日程：令和3年10月21日(木)

場所：松本市大手公民館2階 大会議室

内容：修正箇所について、調査研究、活用、整備、運営・体制の整備

(7) 地権者及び地元町会等への説明

ア 井川城跡地権者説明

個別説明

イ 林城跡地権者説明会

日程：令和3年12月19日(日)

場所：里山辺公民館

- ウ 橋倉町会説明会
日程：令和3年(2021)12月20日(月)
場所：橋倉公民館
- エ 井川城下区町会説明会
日程：令和3年12月21日(火)
場所：井川城下区公民館
- オ 林町会説明会
日程：令和3年12月22日(水)
場所：林公民館
- (8) 第5回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会
日程：令和4年2月14日(月)
場所：松本市中央公民館(Mウイング)大会議室3-2
※一部委員及びオブザーバーはリモートで参加
内容：第4回委員会後の修正箇所について、地元・地権者説明会、市議会及びパブリックコメントの意見について、保存活用計画策定のスケジュールについて、整備基本計画策定について
- (9) パブリックコメントの実施
 - ア 募集期間
令和4年1月15日(土)から令和4年2月14日(月)まで
 - イ 閲覧方法
市ホームページ
窓口(文化財課、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター)
 - ウ 意見募集方法
意見用紙を文化財課にファックス、Eメール、郵送または窓口 directly 提出
 - エ 実施結果
件数：1件(1人)
提出方法：Eメール1件(1人)

第4節 他の計画との関係

本計画は、松本市に所在する国指定文化財のうち、史跡小笠原氏城跡を対象に、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた基本的な計画であり、松本市の既存の計画との整合性を図っています。

1 松本市総合計画（基本構想 2030 第11次基本計画）

将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、松本市の根幹となる計画です。

松本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画策定に際しては、総合計画との整合が図られます。

令和3年度に策定された松本市総合計画（基本構想 2030・第11次基本計画）は、「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」をキャッチフレーズに、「三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる」を基本理念に掲げています。

まちづくりの具体的な各論である「基本施策」を7分野、47施策にまとめ、史跡小笠原氏城跡等の文化財の保存活用に係る施策は、「分野7 文化観光」の中の基本施策「7-2 歴史文化の継承」に位置付けられています。

この基本施策は、「歴史・文化資産の魅力の向上や周知を図り、教育・まちづくり・観光等に活用しながら保存し、後世に継承することを目指します。」を目標としています。施策の方向性として、「松本城や旧開智学校等の保存活用」、「文化財を活用した地域づくり」等を掲げています。

2 松本市教育振興基本計画

教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

平成24年（2012）3月に策定した第1次計画の施策「歴史・文化資産の保護と活用」の成果として小笠原氏城跡の国史跡への指定が挙げられており、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までを計画期間とする第2次計画では、同名施策の中の「松本まると博物館構想の推進」の事業の一つとして、「小笠原氏城跡群史跡整備事業」が提示されています。

3 松本まると博物館構想

松本市という空間を「屋根のない博物館」とみなし、自然環境や文化遺産を現地で保存して活用するとともに、生活環境や景観、文化、産業等を一体として捉え、特徴ある地域のまちづくり等に寄与することを目的に、平成12年（2000）に策定されました。

本計画の上位に位置する松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画は、松本まると博物館構想の理念を具現化するための計画として位置付けられています。

4 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画

(1) 策定の経緯と概要

松本市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。）は、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持ち、さらに観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして策定したものです。その後、文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、歴史文化基本構想に位置付けた各種施策のアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

策定に当たっては、地域に残る後世に伝えたい文化財を把握するために、市内35地区の公民館を拠点に、文化財調査組織を立ち上げ、住民主体の文化財悉皆調査を実施しました。この調査で把握された11,632件の文化財の中から、165の関連文化財群を設定し、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡、林城跡は表2のテーマを構成する要素として位置付けられています。

さらに、これらの関連文化財を共通するテーマごとにグループ分けを行い、史跡小笠原氏城跡は、松本市全体の関連文化財群のテーマ区分において「松本平の城館群と館跡」として整理されるとともに、松本市の歴史や文化の特性を示す「8つの魅力」のうち「松本城と城館群」を構成する要素としても位置付けられています。

松本市は、こうして整理された関連文化財群に対し、一定の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」に認定し、保存活用事業に対して継続的な財政支援を行っています。

【表2】関連文化財群のテーマ一覧

地区	関連文化財群のテーマ	核となる文化財
鎌田	井川城と関連文化財群	井川城跡
里山辺	林城下の遺構	地形と地名、家並み、堰
山辺	山家氏、小笠原氏と山城	山城（城跡）と寺社

(2) 地域計画と本計画の関係

地域計画では、指定・未指定を問わず、文化財を末長く後世に伝えるために、松本市における文化財を取り巻く課題について整理を行い、それらを解決するための方針を定めています。本計画の作成は、課題に対する大方針「文化財の価値の共有」中の、小方針「保存活用（管理）計画の策定の推進」に沿っています。

5 松本市都市計画マスタープラン

松本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるもので、平成22年（2010）3月に策定されました。

都市づくりの目標の中の、「活力ある地域産業を育む都市づくり」の基本方針の一つに「歴史文化資源を活かした魅力ある観光のまちの形成」が位置付けられています。また、東山中地区（里山辺地区、入山辺地区）の地域別構想において、林城跡及び山家城跡、桐原城

跡を含んだ地域資源を巡る散策路の整備が挙げられています。

6 松本市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき、歴史文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事や伝統文化の保存継承等、文化財を活かしたまちづくりを目指し策定したもので、平成23年（2011）6月に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）の認定を受けました。

令和3年度（2021年度）に第2期計画の認定を受け、この計画に基づき、教育委員会と市長部局が連携して、重点区域に指定した中心市街地において、歴史的風致の向上に努めています。

小笠原氏城館群は、重点区域外ですが、文化財の保存又は活用に関する事項において、国指定文化財の保存活用計画の策定が挙げられています。

7 松本市景観計画

恵まれた自然・歴史・文化遺産を活かし、松本市にふさわしい風格ある景観づくりに努め、本市を更に美しく魅力あふれた快適なまちとして、次代の市民に引き継いでいくために、平成20年（2008）に策定した景観法に基づく計画です。

計画の中で、井川城跡及び林城跡の所在地域は、「市街地景観区域」と「山地丘陵景観区域」に区分され、景観形成方針が定められています。

8 松本市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づく市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のため施策等を策定した緑とオープンスペースに関する計画です。

平成27年（2015）に策定され、本市全体の水と緑の将来像を定めたほか、市域を5つにエリア分けし、将来像と取り組む施策を定めています。井川城跡及び林城跡は、「市街地エリア」と「里山・森林エリア」に区分され、目指すべき将来の姿が示されています。

9 松本市文化芸術推進基本計画

松本市文化芸術振興条例及び松本市総合計画を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、令和3年（2021）に策定されました。

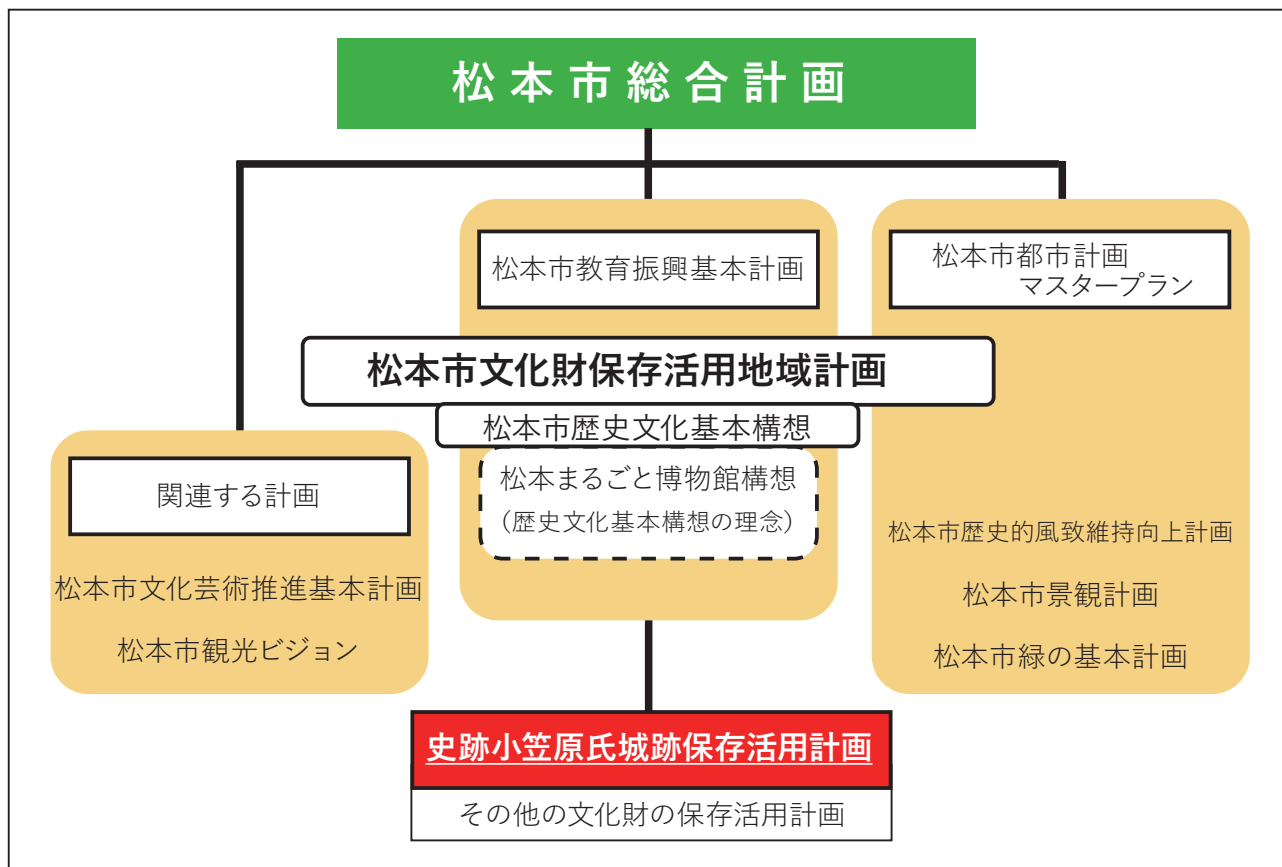
「文化財の保存・活用」が重点施策の1つとされており、文化財の適切な保護と地域活性化への活用が目標とされています。

10 松本市観光ビジョン

松本市観光ビジョンは平成30年（2018）4月に策定した、松本市が目指す将来像の実現に向け、観光に携わる様々な業種が連動し、市場動向に即した戦略を展開する際の指標となるものです。

目指す姿として、「3ガク都・松本」の磨かれた観光資源が世界に広がり、何度も訪れたく

なるまちとして、国内外から広く注目され、人と人がふれあう「国際観光都市」、東西にそびえる美しい山々を満喫し、雄大な自然に癒される「山岳観光都市」、歴史・伝統文化に触れ、学びを深め、芸術に感動する「文化観光都市」を掲げています。



【図2】松本市における施策の体系図

第5節 計画の対象範囲と期間

1 計画の対象範囲

史跡小笠原氏城跡保存活用計画の対象範囲は、原則として史跡指定地内とします（図3、図6）。指定地外にも遺構を保護する必要がある箇所や、史跡小笠原氏城跡の本質的価値につながる遺跡があることを踏まえ、①「史跡指定範囲」、②「今後保護を検討する範囲」、③「周辺環境を構成する区域」についても検討を行います。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。本計画の期間内に見直しを行い、次期計画を策定します。

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

1 保存の経過

(1) 井川城跡

井川城跡は、これまで『信府統記』（松本藩主水野忠幹が編さんを命じ、享保9年（1724）に完成した松本藩の領内及び信濃国一円の地理・歴史に関する書籍）の記述や地名・伝承から存在が推定されてきたにすぎず、実態は不明でした。櫓台と伝わる塚状の盛土を囲む推定地一帯は、近世以来耕作地として利用されてきましたが、周辺の宅地化の波が及び、平成24年（2012）には民間による宅地開発が計画されました。計画は一度保留となったものの、その後も松本市中条保育園の移転候補地の一つとなるなど、開発による破壊が懸念される事態となりました。平成25年（2013）、松本市中条保育園の移転予定地が、居館跡推定範囲に接し、一部が周知の埋蔵文化財包蔵地となる北東側一帯に定まったことから、同年松本市教育委員会は、予定地内の試掘調査を実施するとともに、翌26年度（2014年度）にかけて土地所有者の了解の下で居館跡推定範囲の試掘調査を行い、井川城跡の実態解明に着手しました。文化庁及び長野県教育委員会、有識者の指導助言を得て、調査結果を検討した結果、検出遺構及び出土遺物が武家の居館やそれに関連するものであることが判明し、また、守護クラスの居館跡が開発されずに保存されている可能性が極めて高いことから、早急に遺跡の保護を図る必要性が指摘されました。最終的には、居館跡を含む遺跡全体の保護と保育園建設の共存を模索するため、盛土と特殊工法による園舎建設等を盛り込んだ「井川城跡の整備・活用方針」を策定し、遺跡の将来的な保存活用を図る方針を示しました。

(2) 林城跡

林城跡は、昭和30年代に大城における林道の開削により遺構の一部が破壊されたことを契機に、市指定史跡として保護が図られ、その後埴原城跡、山家城跡、桐原城跡とともに県史跡小笠原氏城跡として保存活用されてきました。林城跡は、山林という立地もあり、大城の主体部（主郭（曲輪1）と曲輪2）や遊歩道沿い（堂平）に東屋が建築された以外は、大きな開発の懸念はなく現在に至っています。

林城跡を始めとする県史跡5城は、地元町会や保存会、歴史研究会等が中心となり、清掃活動が行われ、また、遊歩道となっている登山道の整備も担うなど、地域住民が主体的に維持管理に携わる史跡として歩んできました。平成25年には各城跡が所在する中山、入山辺、里山辺の各地区の連合町会長の連名で国史跡指定に対する要望書が提出されました。この要望を受けて、松本市教育委員会は、県史跡5城の国史跡指定を目指すことになりました。

2 指定の経過

前述のとおり小笠原氏城跡の国史跡指定へ向けての取組みは、井川城跡の保存と県史跡5城の国史跡指定という異なる動きにより始まりました。しかし、「井川城跡の整備・活用方針について」の策定に際し、県史跡5城との一体的な保存活用を方向性として盛り込んだため、

平成26年度から二つの取組みを統合し「小笠原氏城館群史跡整備事業Ⅰ」として、国史跡指定を視野とした6城の保存活用に向けた事業としました。この事業に係る構想は、平成27年(2015)3月に文化庁が設置する「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」に報告し、専門的見地から助言を受けました。

これを受けて同年6月、文化庁、長野県教育委員会、有識者を交えた検討会を開催し、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに井川城跡と林城跡の3城について「小笠原氏城館群」(仮称)として指定を目指すこと、残る県史跡の埴原城跡、山家城跡、桐原城跡については、松本平に分布する同時期の特徴的な在り方を示す城郭群として、長野県教育委員会の主導により、別テーマによる指定を視野に広域的な保存活用を目指していく方向性を確認しました。

その方針の下、地元への周知や地権者の同意を得て、平成28年(2016)7月22日付で文部科学大臣宛に史跡指定について意見具申を行った結果、同年11月18日に文化審議会より文部科学大臣宛に「小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡」(林城跡は大城のみ)として史跡に指定するよう答申されました。これを受けて文部科学大臣が平成29年(2017)2月9日付官報で指定を告示しました。

残る小城については、平成28・29年度に主体部周辺の発掘調査と石積測量、全体の縄張調査を実施して学術的な価値付けを行い、平成30年(2018)7月19日付で文部科学大臣宛に史跡指定について意見具申を行った結果、同年11月16日の文化審議会において追加指定が答申され、平成31年(2019)2月26日付官報で指定が告示されました。これにより、各城跡に未指定範囲を残すものの、目標としていた3城跡の国史跡指定が完了しました。

3 指定の状況

(1) 指定

名 称	小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡
種 別	史跡
所 在 地	長野県松本市井川城1丁目4551番2他 (井川城1丁目、大字里山辺、大字入山辺)
指 定 基 準	史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)
指定年月日	平成29年2月9日(平成29年文部科学省告示第7号)

(2) 追加指定

追加指定基準	史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)
追加指定年月日	平成31年2月26日(平成31年文部科学省告示第26号)

(3) 管理団体の指定

名 称	松本市
所 在 地	長野県松本市丸の内3番7号
指定年月日	平成29年3月22日(平成29年文化庁告示第20号)

【表3】史跡指定までの経過

年	月 日	事 項
昭和 42 年 (1967)	2 月 1 日	井川城跡、林城跡、山家城跡、桐原城跡が市指定史跡に指定
昭和 45 年 (1970)	10 月 22 日	小笠原氏城跡として、林城跡、埴原城跡が県史跡に指定
昭和 51 年 (1976)	4 月 1 日	松本市文化財保護条例改正により、井川城跡が市特別史跡に指定
昭和 55 年 (1980)	9 月 8 日	山家城跡、桐原城跡が県史跡小笠原氏城跡に追加指定
昭和 63 年 (1988)	7 月	大城曲輪2東屋建設に伴う調査
平成 24 年 (2012)	—	井川城跡に民間の宅地開発が計画される。
平成 25 年 (2013)	6 月 17 日	松本市中条保育園の移転計画に伴い、井川城跡の試掘調査を実施 ※同年7月31日まで
	8 月 30 日	中山地区、入山辺地区、里山辺地区から、県史跡5城の国史跡指定要望
	8 月 1 日	井川城跡第1次調査 ※平成26年3月31日まで
	10 月	里山辺地区町会連合会から林城跡の整備について要望
平成 26 年 (2014)	4 月 14 日	井川城跡第2次調査 ※平成27年3月30日まで
	4 月 17 日	「井川城跡の整備・活用方針」を市議会教育民生委員協議会に協議
平成 27 年 (2015)	3 月 26 日	文化庁「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」に、井川城跡及び県史跡5城についての保存・活用構想を報告
	6 月 5 日	井川城跡及び林城跡の3城での史跡指定方針について文化庁と協議
平成 28 年 (2016)	3 月 25 日	『小笠原氏城館群—井川城址試掘・第1次・第2次発掘調査報告書—』刊行
	7 月 22 日	小笠原氏城跡（井川城跡、林城跡（大城））の史跡指定に係る意見具申書を提出
	10 月 26 日	小城発掘調査 ※同年12月6日まで
	11 月 18 日	文化審議会の答申
平成 29 年 (2017)	2 月 9 日	小笠原氏城跡（井川城跡、林城跡（大城））が国史跡に指定
	3 月 22 日	史跡小笠原氏城跡の管理団体に松本市が指定される。
平成 30 年 (2018)	3 月 27 日	『長野県史跡小笠原氏城跡林城跡（小城）—発掘調査報告書—』刊行
	7 月 19 日	小城の追加指定に係る意見具申書を提出
	11 月 16 日	文化審議会の答申
平成 31 年 (2019)	2 月 26 日	小城が史跡小笠原氏城跡に追加指定

第2節 指定の概要

1 指定告示

小笠原氏城跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

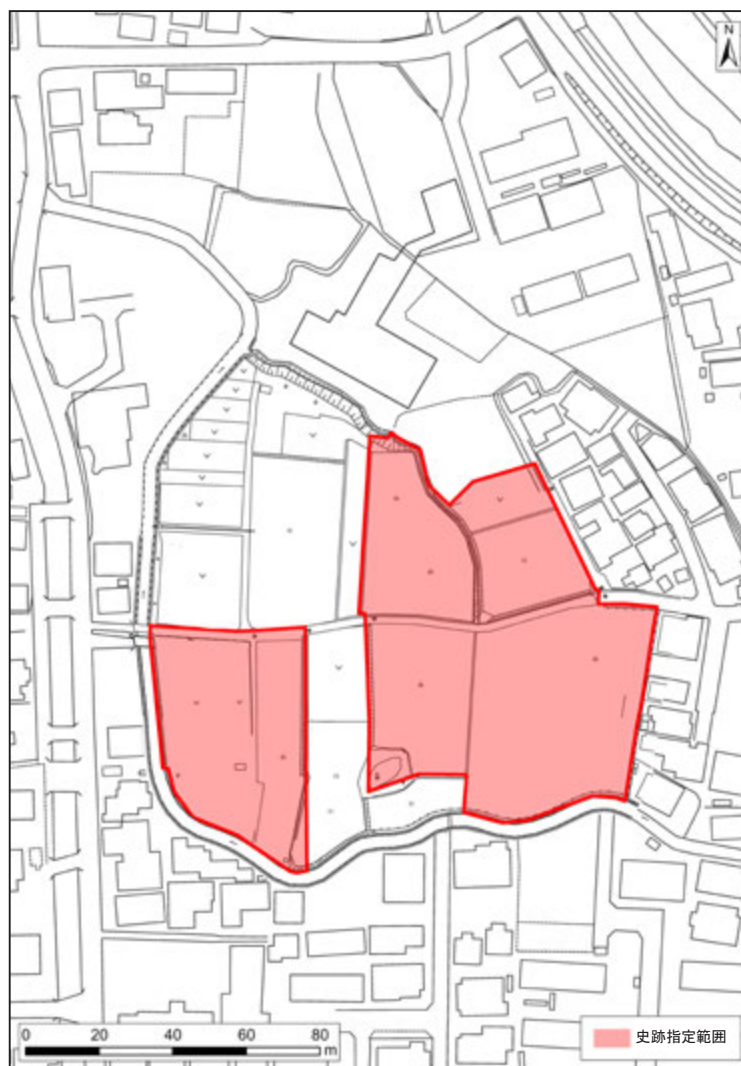
○平成 29 年（2017）文部科学省告示第 7 号

文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 29 年 2 月 9 日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	井川城跡 長野県松本市井川城 1 丁目	4551 番 2、4552 番イ、4552 番ロ、4553 番、4554 番 2、4554 番 3、4554 番 4、4554 番 5、4554 番 6、4555 番 4、4556 番、4557 番、4562 番 1、4564 番 長野県松本市井川城 1 丁目 4551 番 2 と同井川城 1 丁目 4554 番 1 に挟まれ同井川城 1 丁目 4564 番に南接するまでの道路敷を含む。
	林城跡	
	同 大字里山辺字山ゴシ	4849 番
	同 大字里山辺字山コシ	4854 番 1
	同 大字里山辺字本久保	5328 番ロ
	同 大字里山辺字日向山	5331 番、5332 番イ、5332 番ロ、5333 番、5334 番 1、5336 番 1、5337 番 2、5337 番 7、5338 番、5339 番 1、5339 番 2、5339 番 3、5339 番イの 1、5340 番 2、5340 番 3、5340 番イ、5340 番ロ、5340 番ハの 1、5340 番ニ、5340 番ホ
	同 大字里山辺字福山	5341 番
	同 大字里山辺字扇平	5347 番 1
	同 大字里山辺字城山	5348 番
	同 大字入山辺字石神	87 番
同 大字入山辺字日向	同 大字入山辺字日向	7341 番、7342 番 1、7343 番イ、7343 番ロ、7343 番ハ、7344 番 1、7345 番 1、7345 番 2、7346 番 1、7346 番 2、7347 番イの 1、7347 番イの 2、7347 番ロ、7348 番、7349 番、7350 番、7351 番 1、7352 番 1、7352 番 2、7353 番 1、7353 番 2、7353 番 3、7353 番 4、7353 番 5、7354 番、7356 番、7357 番 1、7357 番 2、7358 番 1、7359 番 1、7360 番 1、7360 番 2、7361 番、7362 番、7363 番 1、7363 番 2
	同 大字入山辺字城山	7355 番
	同 大字入山辺字日向	7371 番 1、7371 番 2、7373 番 1、7373 番イの 1、7373 番イの 2、7373 番ロ、7374 番、7375 番 1、7375 番 2、7375 番イの 1、7375 番ロ、7376 番 1、7376 番 2、7376 番イの 2、7376 番ハ、7376 番ニ、7376 番ホ、7378 番 長野県松本市大字里山辺字本久保 5328 番ロに東接し同大字入山辺字日向 7371 番 1 に北接するまでの道路敷、同大字里山辺字日向山 5331 番と同大字入山辺字日向 7352 番 1 に挟まれ同大字里山辺字日向山 5340 番イと同大字入山辺字城山 7355 番に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 1 と同大字入山辺字日向 7373 番ロに挟まれ同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7376 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7374 番に挟まれ同大字入山辺字日向 7376 番 2 と同大字入山辺字日向 7376 番イの 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7378 番に北接する道路敷を含む。



【図3】井川城跡史跡指定範囲図



【図4】大城史跡指定範囲図

○平成31年（2019）文部科学省告示第26号

文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年2月26日

文部科学大臣 柴山 昌彦

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	平成29年文部科学省告示第7号	長野県松本市 大字里山辺 同 大字里山 辺字前山 同 大字里山 辺字牛久保	5234番3、5234番4、5234番6 5237番1、5238番1、5238番2、5238番3、5239番1、5239番2、5240番1、5240番2、5240番3、5240番4、5240番5、5240番6、5242番、5243番、5244番1、5244番3、5245番、5250番1、5251番イ、5251番2、5251番3、5252番1、5253番1、5253番2、5254番1、5254番2、5255番、5256番1、5256番2、5257番、5258番イ、5258番ロ、5259番、5260番2、5260番4、5260番7 5246番1、5246番2、5246番3、5247番、5248番、5249番1

2 指定理由

(1) 平成29年（2017）指定時

松本平の中央部から東部に位置する、室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の本拠となった城跡で、平地に築かれた井川城、山城である林城から成る。小笠原氏は、建武元年（1334）に信濃守護に任命されたが、領国統治は安定せず、常に軍事的な緊張の中に置かれていた。文安3年（1446）に勃発する小笠原一族内での家督相続争いは小笠原一族を三家に分裂させ、天文3年（1534）に府中小笠原氏により再統一されたが、天文19年（1550）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。

こうした混乱の中、小笠原氏の居城は15世紀後半には平地の井川城から、防御性に優れた林城に移ったようであり、これは戦国期に全国的にみられる平地から山城へという領主の居城の変化の典型である。また、いずれの城跡もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。小笠原氏の動向を示すだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。

(2) 平成31年（2019）追加指定時

平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる、信濃守護小笠原氏の居城跡。室町から戦国時代にかけての信濃国の軍事的緊張関係及び信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要。今回、林城跡のうち小城について追加指定する。

3 指定説明

(1) 平成29年（2017）指定時

小笠原氏城跡は、松本平の中央部から東部に位置する室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の居城跡で、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡から成る。小

笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐国小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることから始まり、足利尊氏に従い建武政権の樹立に功績があった小笠原貞宗が、建武元年(1334)に信濃守護に任命された。しかし、信濃国は室町幕府と鎌倉府の管轄の境界にあり、両者の対立にしばしば巻き込まれたことや、村上氏、高梨氏、諏訪氏など自立性の強い国人による反発にあい、守護職を何度か罷免されるなど、その支配は安定したものではなかった。

文安3年(1446)には、小笠原一族の間で家督相続争いが起こり、府中、鈴岡、松尾の3家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文3年(1534)に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放することにより終結するが、天文19年には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。このときの小笠原氏の当主、長時は、三好長慶や上杉謙信の支援を得て信濃奪回を目指すが果たせず、天正10年(1582)の本能寺の変により起こった徳川、北条、上杉、真田らによる旧武田領をめぐる騒乱に乗じて、上杉景勝の支援を得た長時の弟、洞雪斎が木曾義昌から深志城(松本城)を奪還し、さらに徳川家康の支援を受け小笠原家旧臣の支持を得た長時の三男、貞慶が深志城を奪った。貞慶の子秀政は、天正18年(1590)小田原征伐で戦功をたて、家康の関東移封にともなって下総国古河に入り、関ヶ原の戦いの翌慶長6年(1601)には加増されて信濃国飯田に移り、さらに同18年(1613)には松本に帰還した。大坂の陣で秀政、忠脩父子は戦死し、秀政の次男忠真が元和3年(1617)に加増されて播磨国明石に移封されるまでの5年間、小笠原氏は松本城に本拠を置くことになる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する室町時代の居城である。現在も南北100メートル、東西70メートルの範囲で周囲よりも一段高い不整長方形の高まりが認められ、この場所が井川城跡と伝えられてきた。享保9年(1724)成立の『信府統記』には、館の周囲を井の字のように流れが囲んでいたことから「井河ノ城」と称したとある。文献上の初出は文安3年(1446)から55年間にわたって諏訪大社の記録を書き継いだ『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468)の記事である。応仁元年に小笠原政秀が信濃守小笠原宗清(清宗)を府中に攻めたときに、合戦の最中に切られた櫓を捨てた場所として「井河堀」がみえる。

平成25・26年に松本市教育委員会が行った発掘調査では、不整長方形の高まりは、複数の河川が合流する低湿地に大規模な盛土を行って造成されたものであることが分かり、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを検出している。土塁は高まりの周囲を全周する可能性が高く、出入り口は東側で1か所確認している。堀は頭無川に流れ込む旧河川を付け替えたもので、その様子は明治に描かれた『小島村絵図』などからも知られる。

また、堀の埋土からは多量のサイカチの花粉やサイカチ近似種の立株を検出しており、堀に沿ってサイカチが植栽されていたことが分かった。サイカチは幹や枝に鋭い棘を持つことから、防禦性を高めるために植栽されたと考えられる。出土遺物には、12世紀から16世紀初頭の土師器や国産陶器、輸入陶磁器があり、15世紀前半前後のものが最も多く、15世紀末以後のもの出土量は極めて少ない。青磁花瓶や青花碗等の威信財が含まれ、また京都系土師皿の出土が目立つ。

これらのことから、井川城跡は15世紀前半に築造され、15世紀末に廃絶した一町規模

の方形館であり、位置、規模、構造などから、『信府統記』にみえる「井河ノ城」である可能性が高い。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、松本盆地の東部を形成する薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。狭小な大嵩崎谷を挟んで北東尾根上に林大城跡、南西尾根上に林小城跡が存在する。明治11年(1878)の「入山辺村書き上げ」には、小笠原氏が3家に分裂した直後の長禄3年(1459)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとある。また、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文14年(1545)、松本平に侵攻した武田勢により、「林近所」「小笠原の館」が放火され、天文19年には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が自落したとある。

林大城跡は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、標高846メートルの尾根頂部の主郭から、尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に竪堀と一体化した堀切や土塁を配している。城の保存状況は良好であり、主郭の側面から背面にかけては、鉢巻き状の平石積の石垣を巡らせている。

発掘調査は松本市教育委員会が昭和63年度に副郭で、平成14年度に大嵩崎谷に所在する林山腰遺跡で行っている。副郭では時期不明の掘立柱建物等を検出している。林山腰遺跡では、戦国期に造成されたと考えられる複数の平坦面を確認し、15世紀末から16世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う大小複数の礎石建物や土坑を検出している。林山腰遺跡の成立時期が井川城の廃絶時期にほぼ合致することから、井川城から林城への居城の移動が想定されている。

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城であり、平地に築かれた井川城から山城である林城への移動は、戦国期に全国的にみられる平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。また、いずれの城もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。さらに、これらの城は、小笠原氏の分裂から信濃退去までの間の軍事的緊張関係をよく示しているだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成29年(2017)2月号(641号)より引用)

(2) 平成31年(2019)追加指定時

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城である。松本平の中央部から東部にかけて、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる。

小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐国小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることに始まり、建武元年(1334)に小笠原貞宗が信濃守護に任命された。文安3年(1446)には家督相続争いにより、府中、鈴岡、松尾の三家に分裂し抗争が繰り返された。この争いは天文3年(1534)に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放し終結するが、天文19年には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われることとなる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する一五世紀前半から

一五世紀末にかけての居城である。文献上の初出は『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468)の記事で、小笠原宗清(清宗)の名とともに「井河堀」の記載がある。松本市教育委員会の発掘調査により、周囲に流路を兼ねた堀を巡らせた南北100メートル、東西79メートルの不整長方形の大規模な盛土と、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを確認しており、土塁を巡らせた単郭の方形居館とみられる。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。小笠原氏の居館である「林館」の存在が想定される大嵩崎谷を挟んで、北東尾根上が林大城、南西尾根上が林小城と呼称される。現在、林大城の範囲のみが史跡に指定されている。明治11年の「入山辺村書き上げ」には長禄3年(1459)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとあり、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文19年には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が「自落」したとある。これらから林城は15世紀後半に小笠原清宗により築城され、井川から館を移したが、16世紀中葉の武田氏侵攻に際して兵たちが戦わずに逃亡し、落城したとみられる。

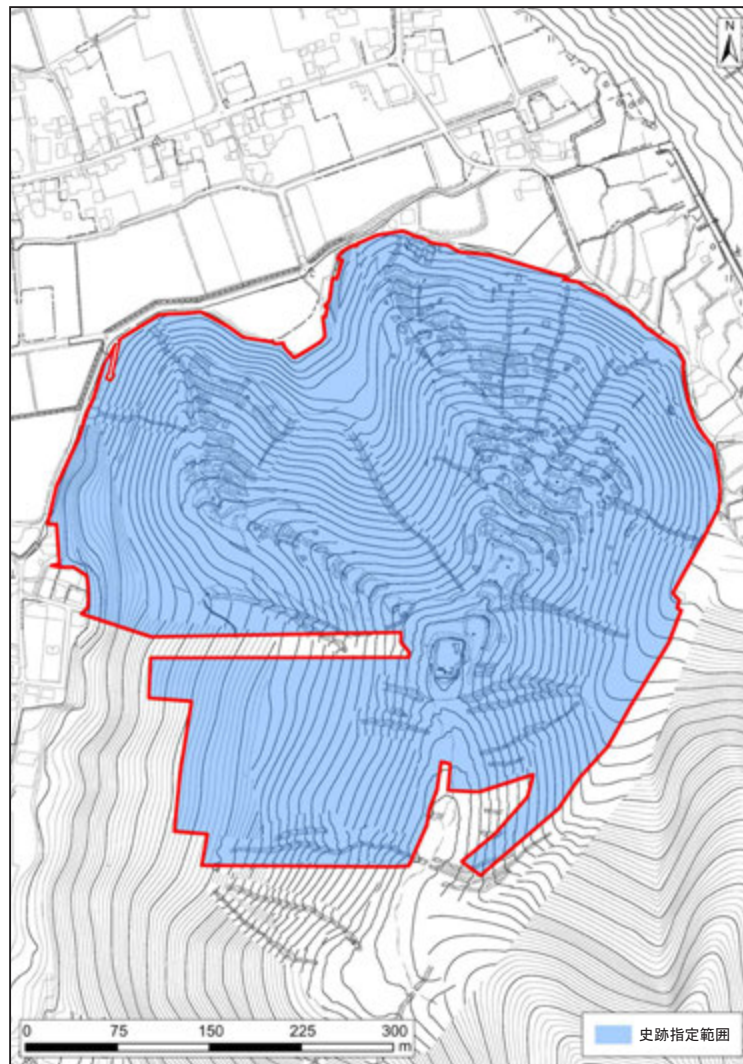
林大城は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、尾根頂部の主郭から尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に堅堀と一体化した堀切や土塁を配する。主郭の側面から背面にかけては、鉢巻き状の平石積みの石積が巡る。

今回追加指定しようとするのは、大嵩崎谷を挟んで林大城と一体的に林城跡を構成する林小城の範囲である。早くは昭和11年刊行の『長野県町村誌』に林小城見取り図として報告され、昭和56年度には長野県の中世城館跡分布調査に伴い調査されたが、本格的な調査は平成2から7年度にかけての松本市史編纂に伴う縄張り調査である。その後平成28・29年度には松本市教育委員会により発掘調査、石積測量調査、石材調査、縄張り調査が行われ、城郭の詳細な構造が把握された。

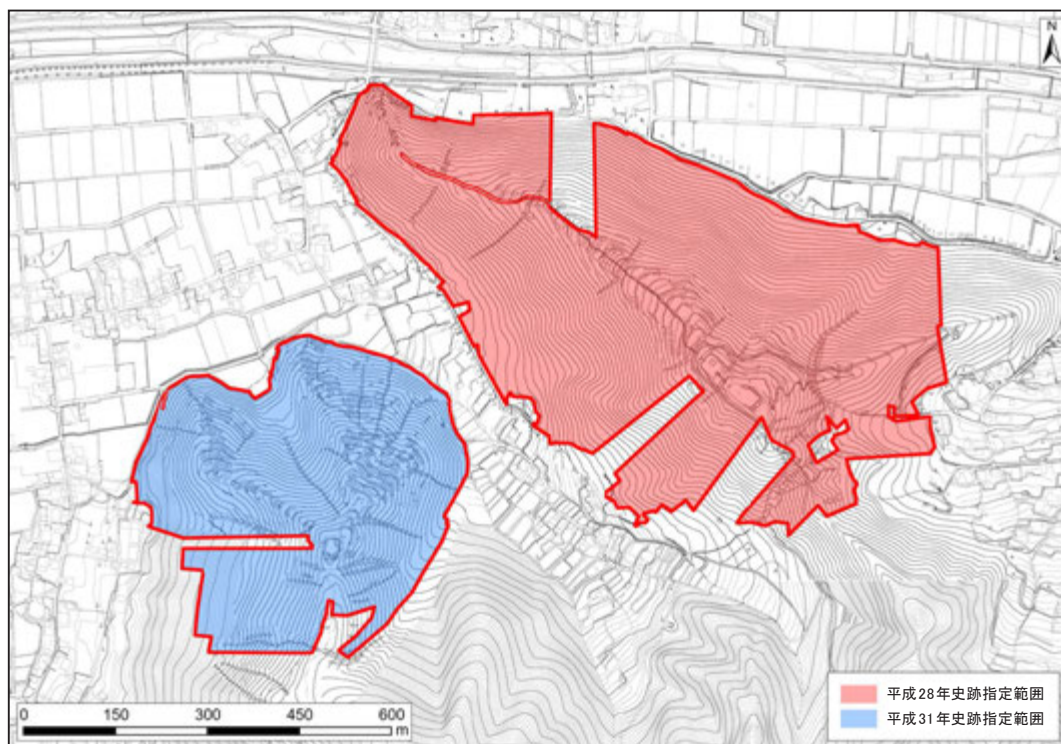
林小城は延長525メートル、最大幅510メートルの城域を有し、標高774メートルの尾根中腹に隅丸方形で石積や高土塁をもつ主郭を構える。主郭両側面の斜面には畝状堅堀を、主郭に至る尾根上には堀切や不整形の削平地を多数設ける。尾根筋は大規模な堀切により分断しており、途中で合流しつつ山麓まで達する長大な堅堀を配する。主郭とその周辺の平場には鉢巻き状の石積が、隅角部を造らず隅丸方形に巡る。石積は山塊で産出する花崗岩や安山岩系統の岩石を用いて荒割りしたものを布積みしており、垂直に安定して積み上げるため背面に控積みを行い互いの用材を噛み合わせる工夫がなされる。主郭には新旧二段階の変遷が想定されるが、生活遺物の出土はほとんどみられず、山上における長期の居住は想定しがたいことが発掘調査により明らかになっている。

このように小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから武田晴信の信濃侵攻により信濃を追われるまでの小笠原氏の居城である。井川城から林城(大城・小城)への移動は、戦国期の平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。林小城は居館が想定される大嵩崎谷を挟んで林大城と一体として機能したもので、井川城、林城と合わせて室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に示す重要な事例である。よって、林城跡(小城)について追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』平成31年(2019)2月号(665号)より引用)



【図5】小城史跡指定範囲図



【図6】林城跡史跡指定範囲図

第3節 土地所有・管理の状況

1 土地所有状況

史跡小笠原氏城跡の土地所有の状況は、以下の表のとおりです。井川城跡の市所有地のうち 4,950.78 平方メートルは、史跡指定後に公有化したものです。

【表4】土地所有状況一覧（令和4年（2022）1月1日現在）

所有区分	井川城跡	大城	小城	合計
市所有地	5,092.92 m ²	2,270.54 m ²	—	7,363.46 m ²
個人所有地	2,877.36 m ²	336,481.00 m ²	147,930.00 m ²	487,288.36 m ²
神社所有地	—	14,876.00 m ²	—	14,876.00 m ²
合計	7,970.28 m ²	353,627.54 m ²	147,930.00 m ²	509,527.82 m ²

2 管理団体

史跡小笠原城跡を管理すべき地方公共団体として、次のとおり平成 29（2017）年 3 月 22 日付で、松本市が指定されました。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

○平成 29 年文化庁告示第 20 号

文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成 29 年 3 月 22 日

文化庁長官 宮田 亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	平成 29 年文部科学省告示第 7 号	松本市（長野県）

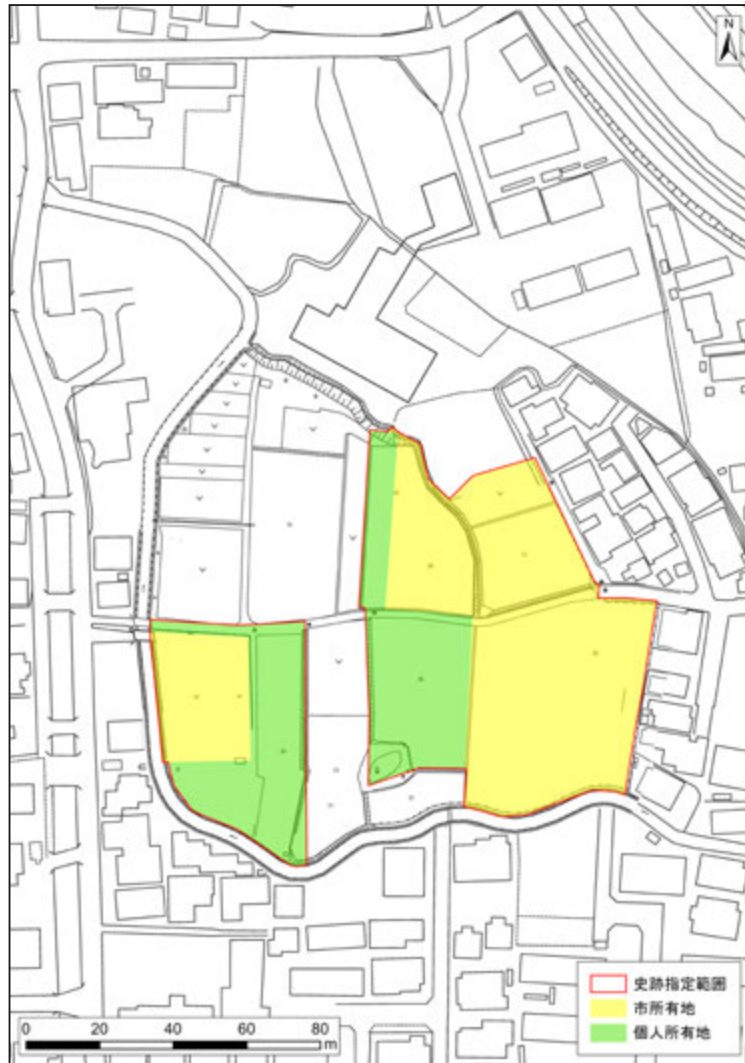
3 公有化の経緯

井川城跡は、平成 29 年度から史跡指定地の公有化を進めています。

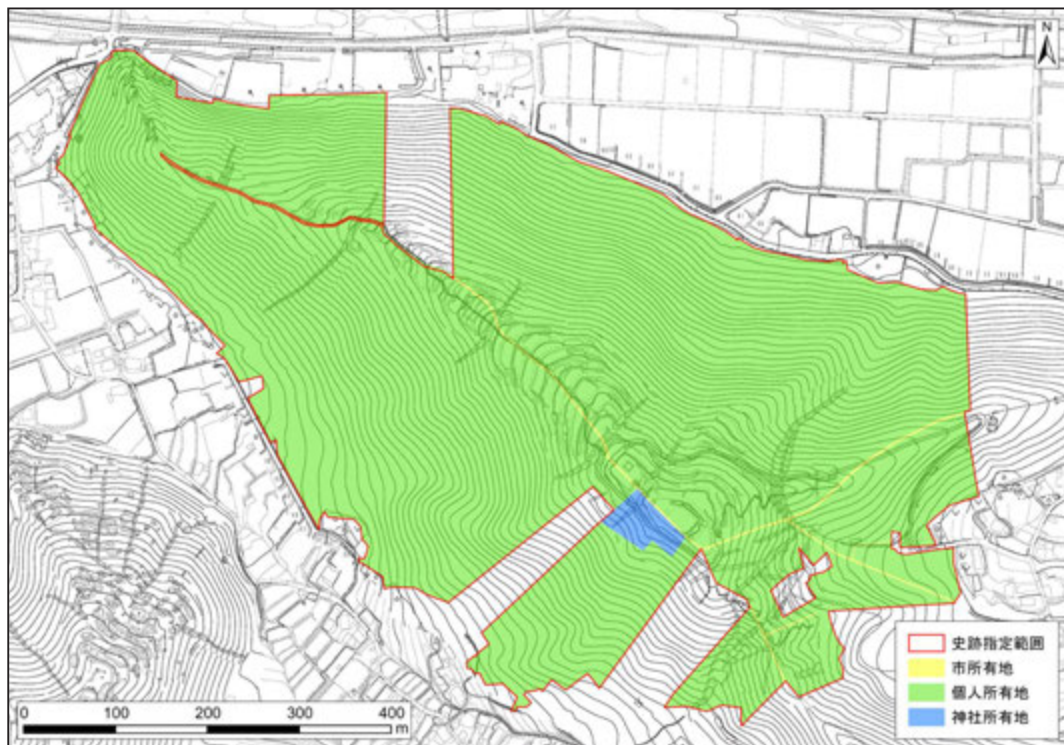
林城跡については、令和 3 年度（2021 年度）時点では公有化を行っていません。

【表5】井川城跡史跡指定地公有化の状況

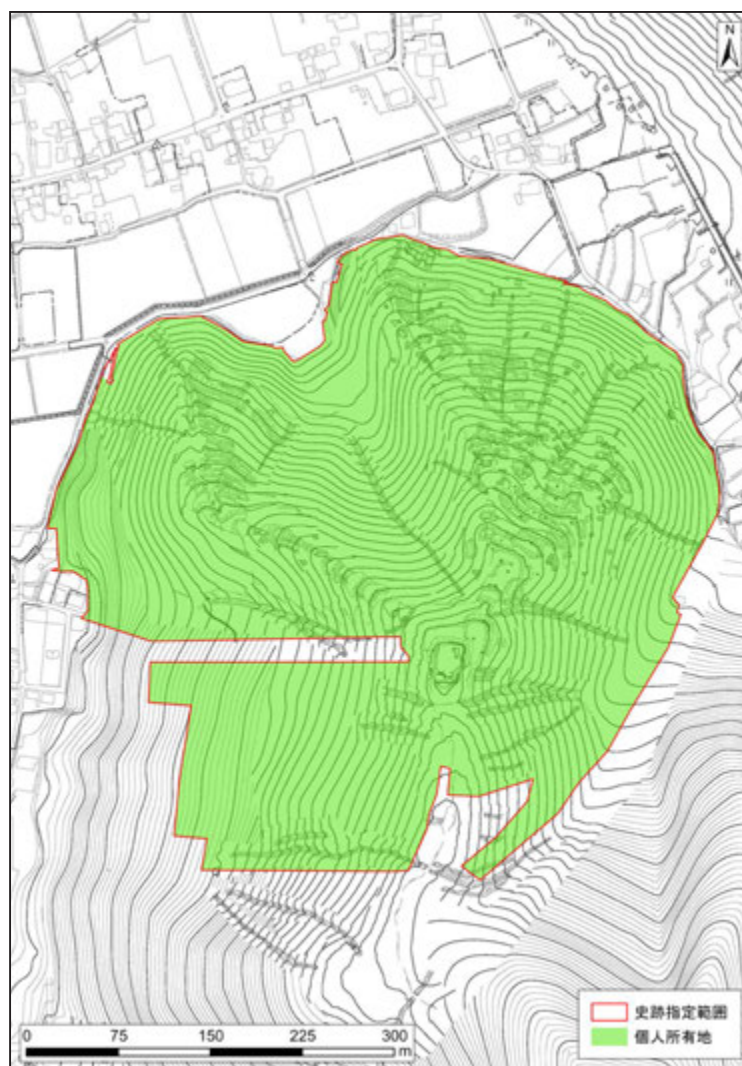
年度	面積
平成 29 年度	870.78 m ²
令和 2 年度	4,080.00 m ²
合計	4,950.78 m ²



【図7】土地所有区分図（井川城跡）



【図8】土地所有区分図（大城）



【図9】土地所有区分図（小城）

第4節 指定範囲における法令の規制等

史跡小笠原氏城跡に関わる法規制等を整理します。

1 文化財保護法

小笠原氏城跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

2 森林法（図10）

（1）保安林

史跡小笠原氏城跡のうち、大城及び小城の一部が保安林（土砂流出防備保安林）に指定されています。そのため、立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、長野県知事の許可が必要です。

（2）地域森林計画対象民有林

松本市は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象地となる民有林に対し、同法第10条の5に基づき松本市森林整備計画を策定しています。史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡が該当しており、立木の伐採を行う場合は、松本市長に伐採及び伐採後の造林届出書を提出する必要があります。

3 農地法（図11、12）

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、松本市農業委員会の許可又は届出が必要となります。

4 農業振興地域の整備に関する法律（図13）

農業振興地域のうち、農用地区域に指定された土地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可申請に先立ち、長野県知事同意の上、松本市が定める農用地利用計画の変更（農振除外等）を行う必要があります。

5 都市計画法（図14）

（1）市街化調整区域

林城跡が該当し、建築物の築造、開発行為等に制限がかかります。

（2）市街化区域、用途地域

井川城跡が該当し、住居の環境保護を定めた第1種住居地域に指定されています。

6 土砂災害防止法（図15）

（1）土砂災害警戒区域

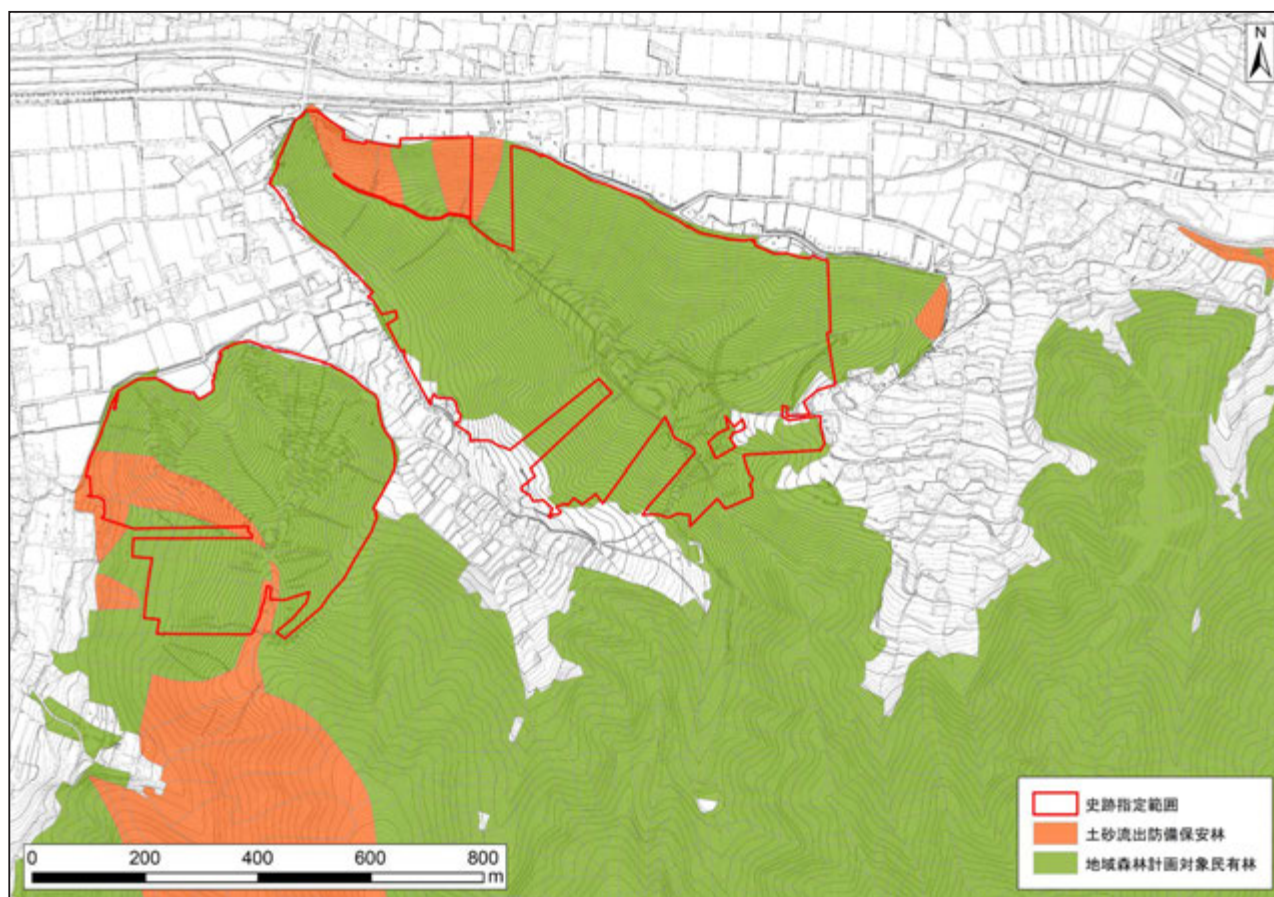
土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行います。

(2) 土砂災害特別警戒区域

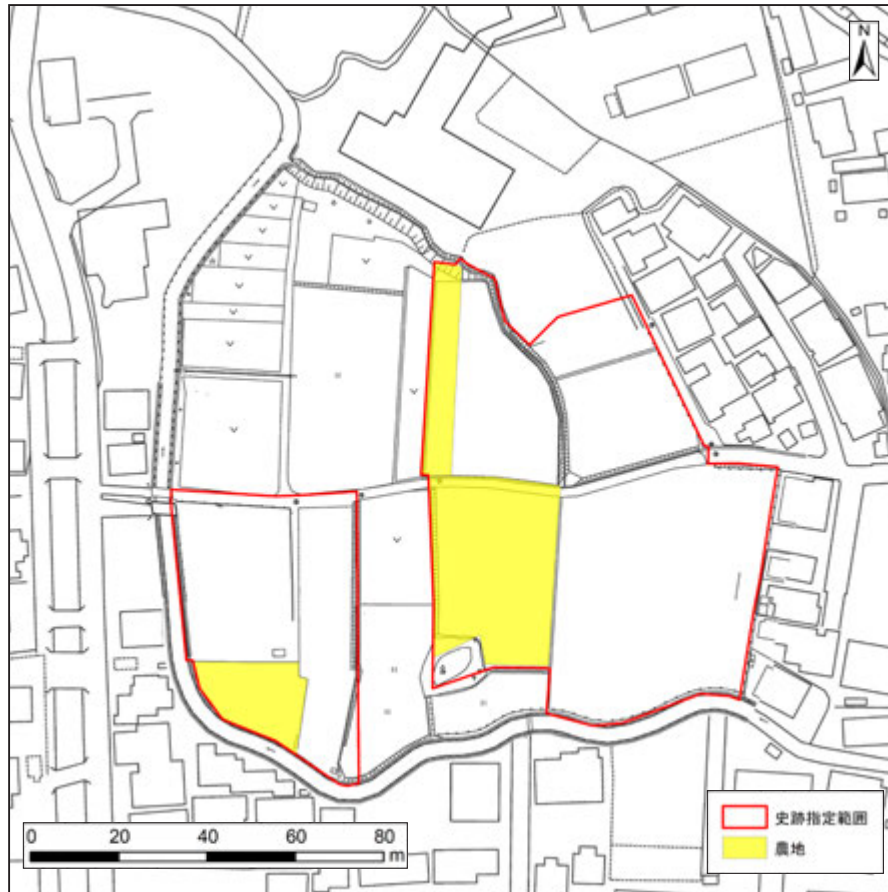
特定の開発行為が許可制となるほか、建築物の構造規制などの制限を県又は市が行います。

【表6】法適用現況一覧

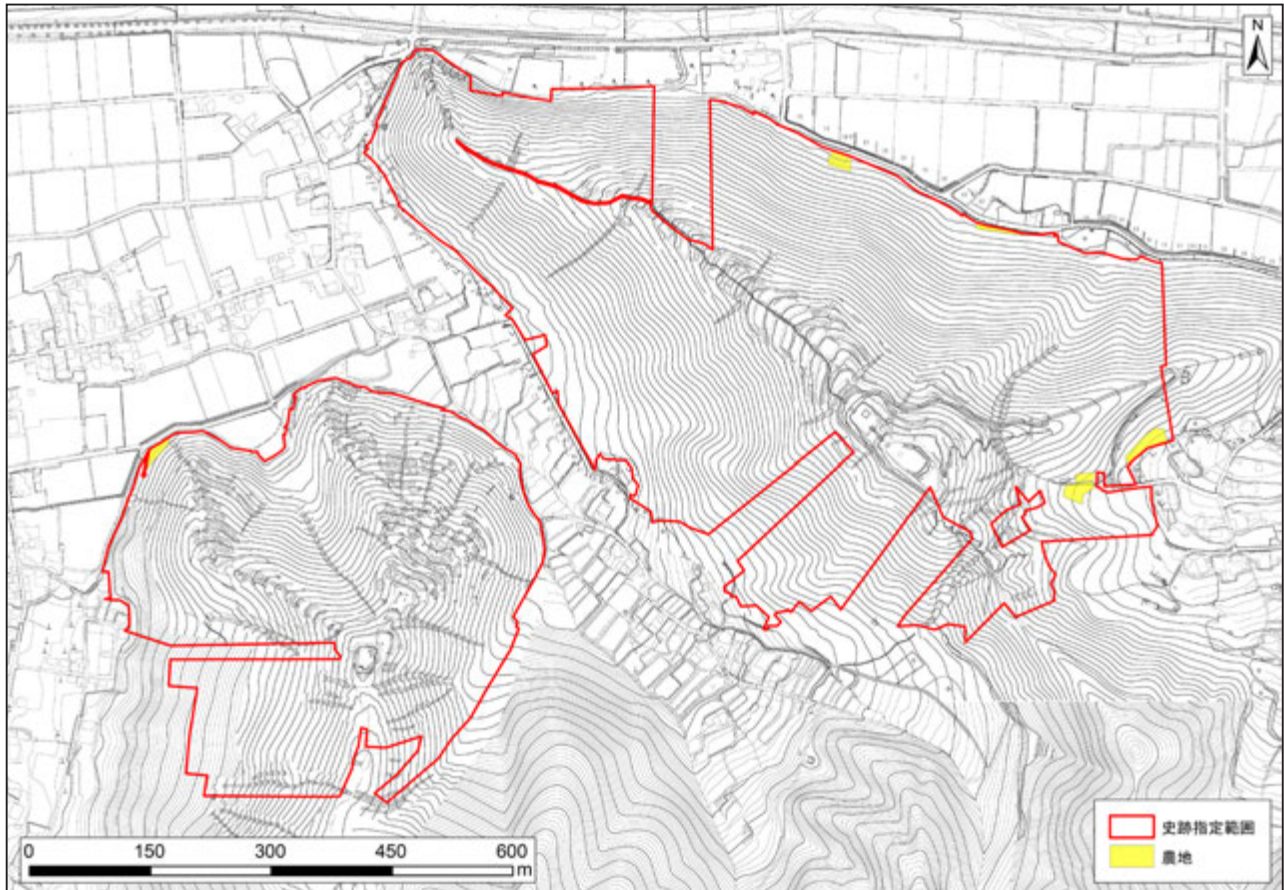
名称	法令	井川城跡	大城	小城
史跡	文化財保護法	○	○	○
保安林	森林法	—	○	○
地域森林計画対象民有林	森林法	—	○	○
農地	農地法	○	○	○
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	○	—
市街化調整区域	都市計画法	—	○	○
市街化区域	都市計画法	○	—	—
用途地域 (第1種居住地域)	都市計画法	○	—	—
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○



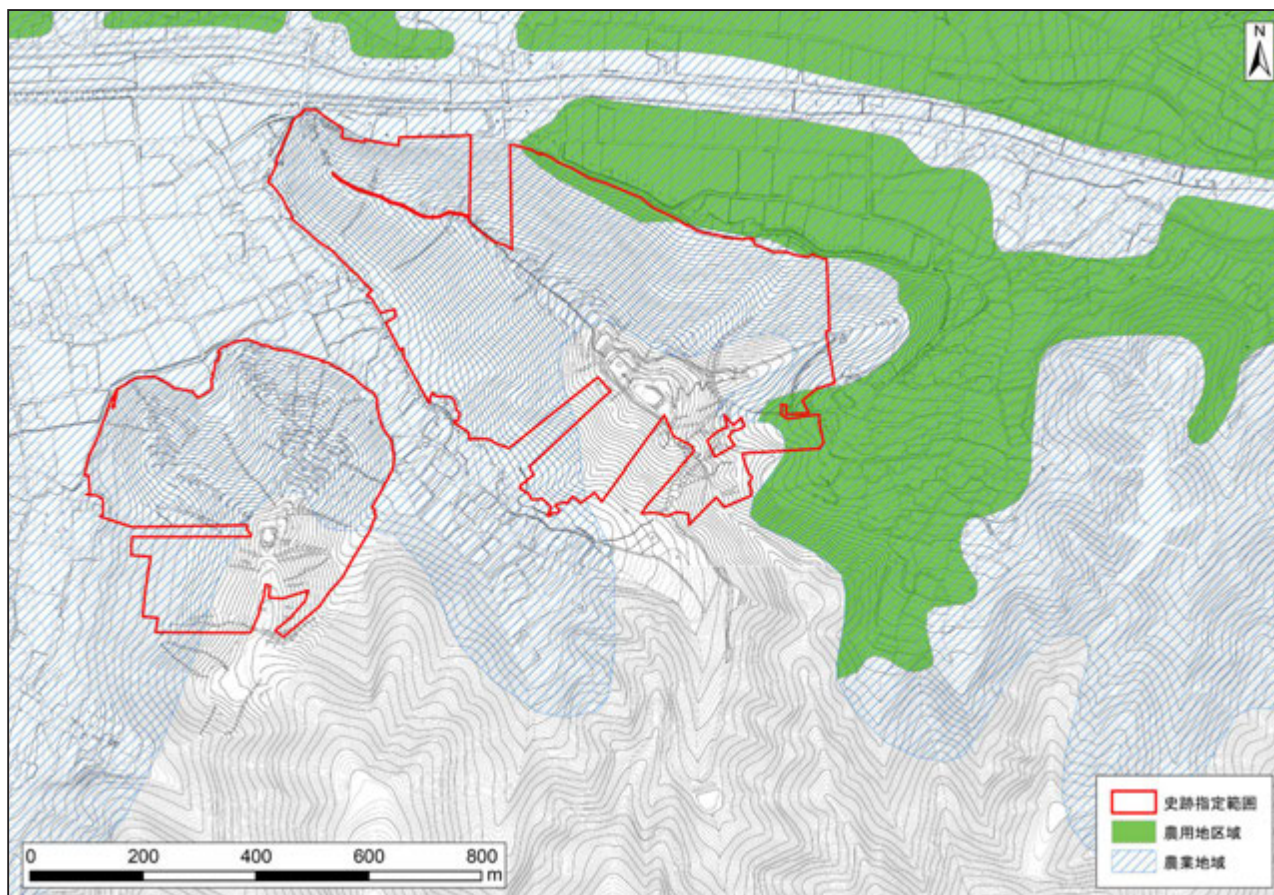
【図10】林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林
(「信州くらしのマップ(森林区域(松本市))」(長野県)を使用して作成)



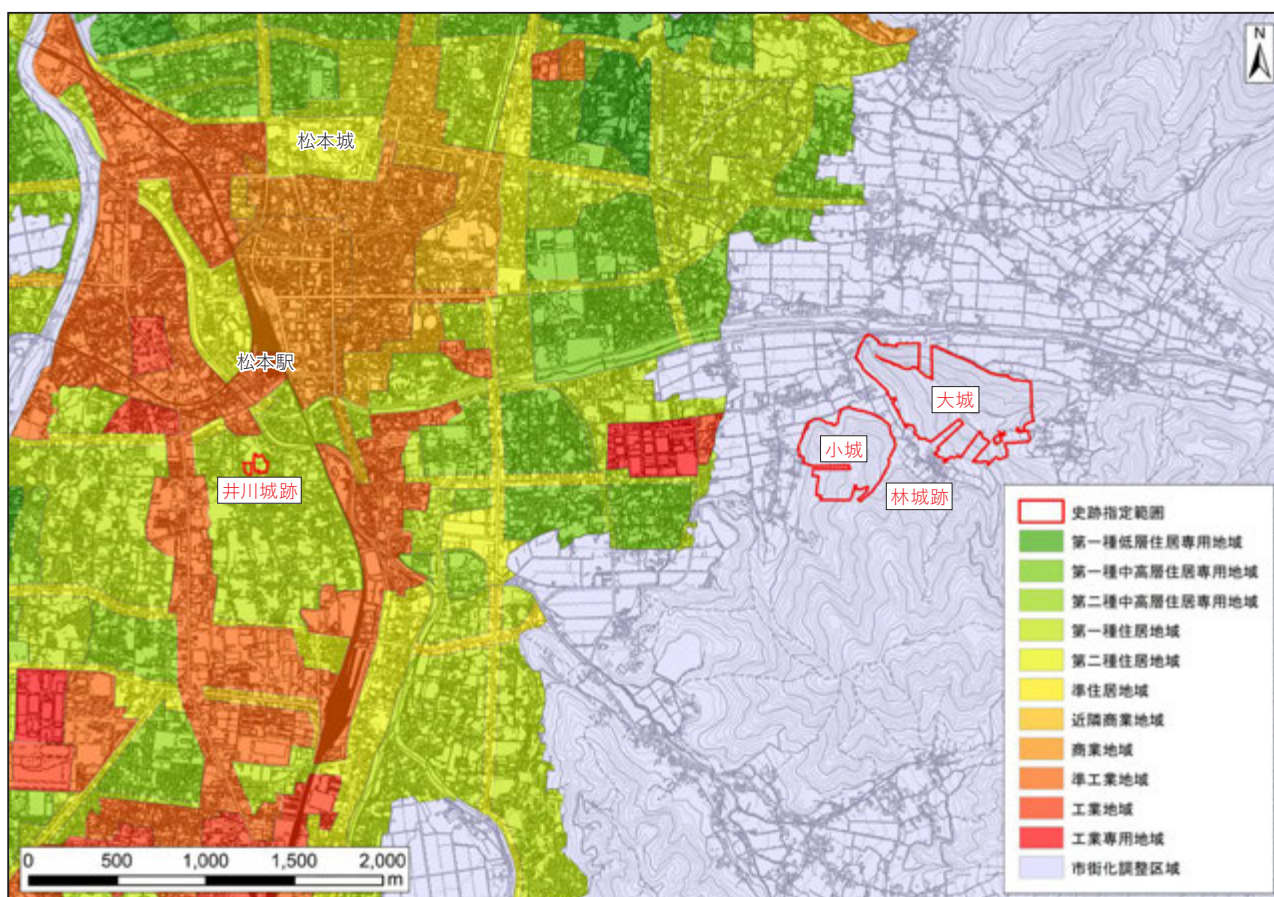
【図 11】 史跡指定範囲内の農地（井川城跡）



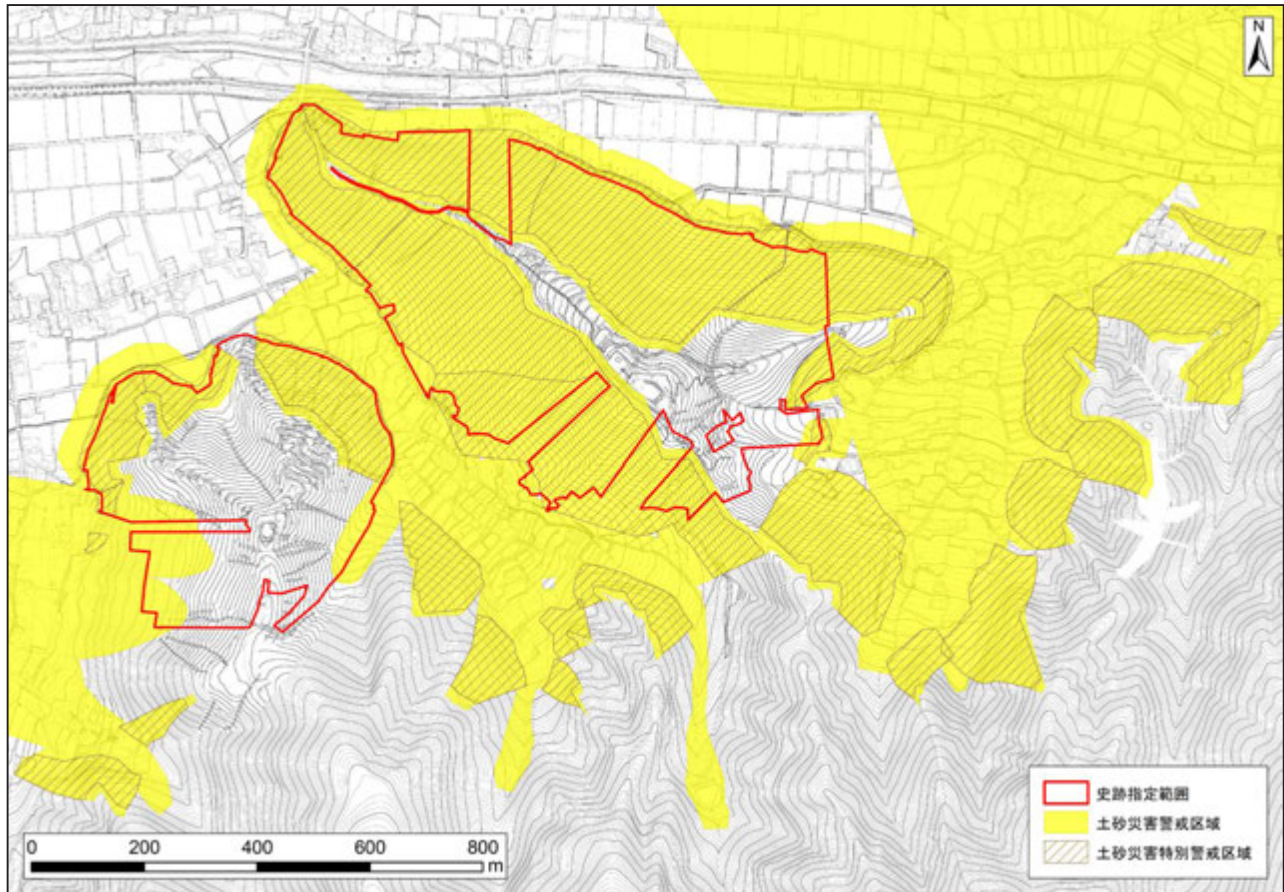
【図 12】 史跡指定範囲内の農地（林城跡）



【図13】史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域（林城跡）
（「信州くらしのマップ（農用地区域・農業地域）」（長野県）を使用して作成）



【図14】史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域）と市街化調整区域
（「国土数値情報（用途地域）」（国土交通省）を使用して作成）



【図15】 林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
（「国土数値情報（土砂災害警戒区域）」（国土交通省）を使用して作成）

第5節 自然的環境

1 位置

松本市は、長野県のほぼ中央部西側に位置し、東西 52.2 キロメートル、南北 41.3 キロメートル、面積 978.47 平方キロメートルの市域を有し、6 市 3 町 5 村に接しています。

井川城跡は、松本駅から南に約 1 キロメートルの田川と奈良井川に挟まれた標高 585 メートルに位置しています。また、林城跡は本市の東側にある高遠山（標高 1,317 メートル）から北西へ延び出た尾根の先端付近に築かれています。大嵩崎集落を挟んで大城（標高 844 メートル）、小城（標高 774 メートル）が南北に相対して位置しています。



【図 16】松本市の位置

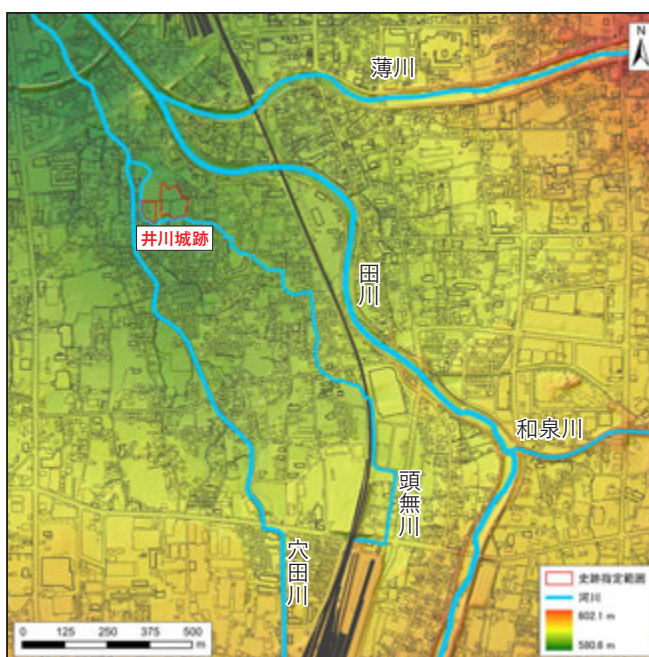
2 地形・地質

松本市は、西に北アルプス、東に筑摩山地を配し、本州中央部を縦断する糸魚川—静岡構造線に沿って南北に伸びる松本盆地を中心とした地域に位置しています。地質は、糸魚川—静岡構造線をはさんで、西側は山岳部を中心に中・古生代（4 億年前～ 6,500 万年前）の堆積岩や花崗岩などの固い地層や岩石、東側は、フォッサマグナの海に堆積した砂岩・泥岩・凝灰岩などの新第三紀（2,303 万年前～ 258 万年前）以降の比較的柔らかい地層や岩石が主体です。

松本市街地は、標高 600 メートルの等高線によって三方を囲まれた盆地状の地形をしています。ここに梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川等の河川が流れ込み、洪水時に運ばれた砂礫によって扇状地が形成されています。松本盆地一帯には、地下水盆が形成されていることから、市内各所で湧水が見られます。

井川城跡は、上述の河川が集まる低地に位置し、田川の自然堤防の西側に広がる後背湿地中の微高地（周囲より 1.0 ～ 1.5 メートル程高い）に、更に盛土を行い築かれました。

林城跡周辺の薄川流域の山塊は、地



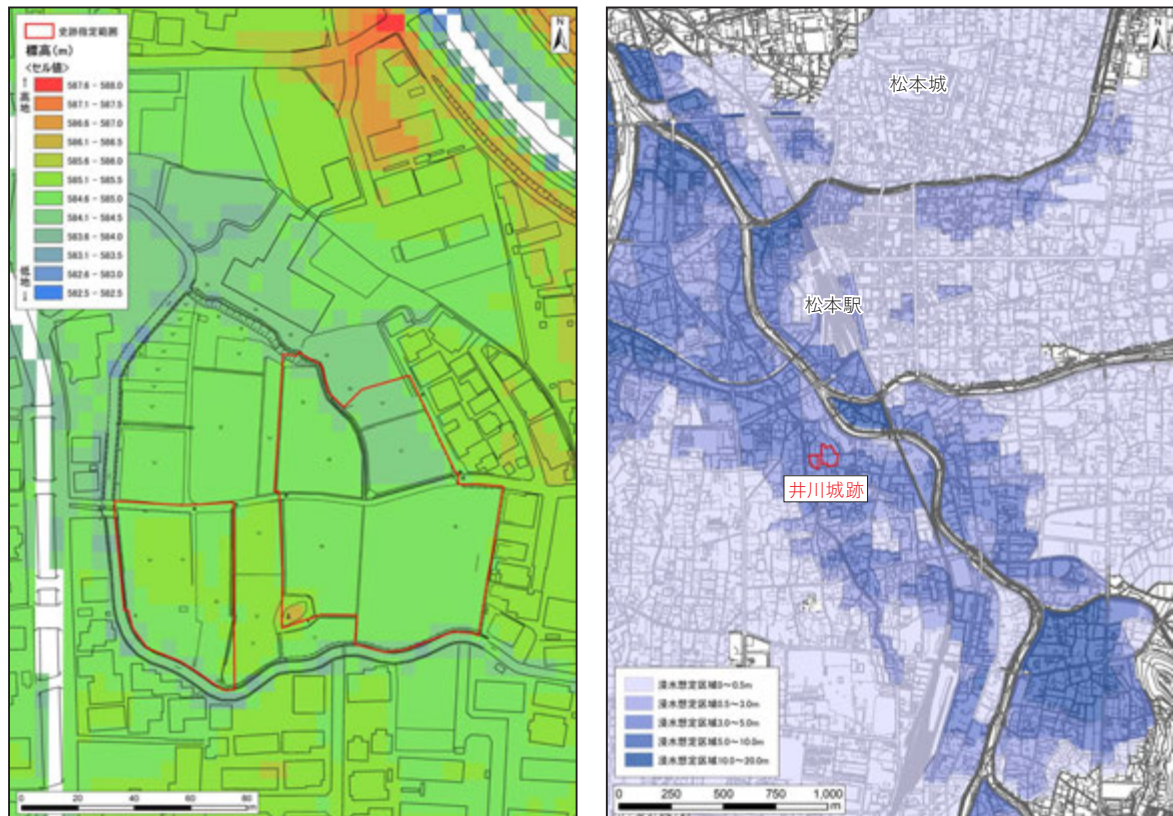
【図 17】井川城跡周辺水路図

質学的には新第三紀前期中新世～中期中新世に形成された玄武岩や安山岩、砂岩、礫岩等からなる内村層を主体とし、そこに貫入した後期中新世の閃緑斑岩や石英閃緑岩が各所に見られます。

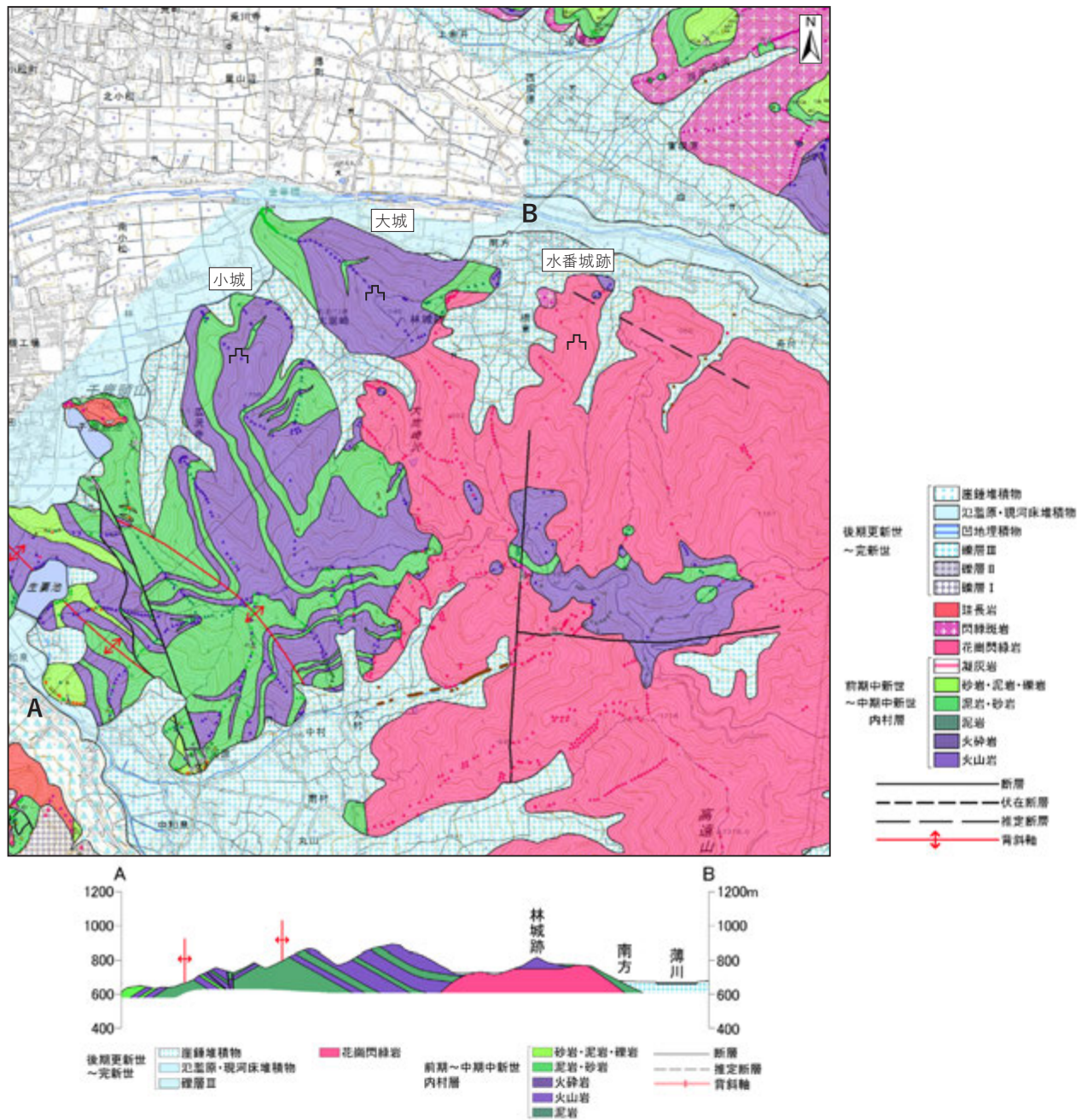
林城跡は、盆地に面した急峻な尾根地形を利用して築されました。大城では、内村層の珪質泥岩や火山岩（安山岩など）の露頭や風化土壌が見られます。

また、小城にも同様に各所で内村層に属する岩石やその風化土壌が露出しています。

大城を含む山塊の後方、高遠山一帯には前記の新第三紀に貫入した花崗閃緑岩が広く分布し、大城の南東ではその露頭も観察できます。



【図18】井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域でみる井川城跡周辺の地形
 (「基盤地図情報(数値標高モデル)」(国土地理院)及び「国土数値情報(洪水浸水想定区域)」(国土交通省)を使用して作成)



【図19】林城跡周辺地質図と断面図（小山俊滉氏作製図を一部加工）

3 植生

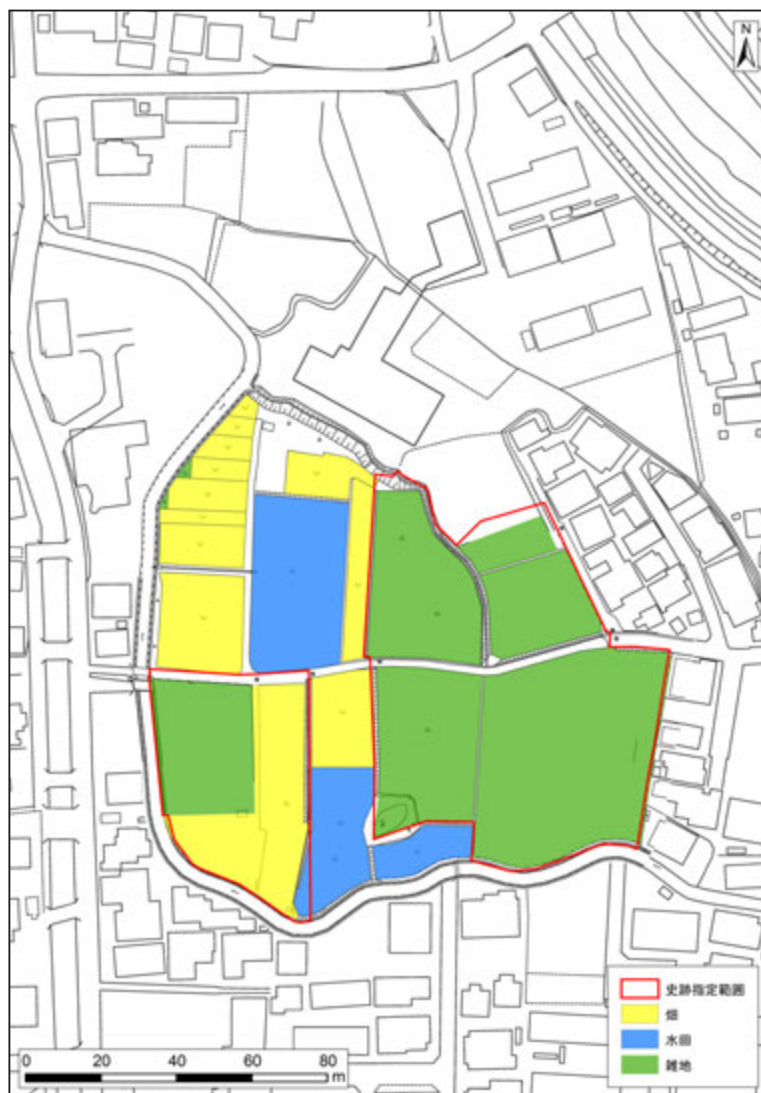
松本市中心部、四賀地区、梓川地区の山地帯下部（標高 1,000 メートル以下）では、人の手が加わったカスミザクラ・コナラ群落やアカマツ群落などの二次林が多く分布し、波田地区はカラマツ植林が広い面積を占めます。

安曇地区及び奈川の山帯上部（標高 1,000 メートル～1,600 メートル）にはクリーミズナラ群落が分布し、安曇、奈川、波田地区の亜高山帯（1,600 メートル～2,500 メートル）は、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林が分布し、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹もわずかに分布します。安曇地区の高山帯（2,500 メートル以上）は、ハイマツ群落や風衝草原となっています。

井川城跡がある鎌田地区周辺は、市街地化されていますが、耕作地（水田、畑）が散在しており、史跡指定地周辺も耕作地として使用され、管理された環境です。

大城周辺は、アカマツ群落とクリーコナラ群落が大部分を占め、東部にカラマツ植林があります。

小城周辺は、大部分がアカマツ群落となり、その中にクリーコナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が見られます。



【図 20】井川城跡の土地利用



【図 21】 林城跡の植生
 (「信州暮らしのマップ(森林区域(松本市))」(長野県) を使用して作成)

4 気候

松本市の気候は、日較差、年較差ともに大きい内陸性中央高地型気候で、湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。平成 28 年(2016) から令和 2 年(2020) までの過去 5 年間では、年平均気温は 12.8 度、年間の降水量は 1,047 ミリ、平均湿度は 66.3 パーセント、日較差の平均は 11.1 度、年較差の平均は 46.9 度と長野県内の都市の中で最も大きくなっています。

夏は朝晩過ごししやすいものの、日中は 30 度を超える真夏日が続き、冬は放射冷却現象により朝方の冷え込みが厳しく、氷点下 10 度を下回ることもあります。

【表 7】 松本市の年間気温と降水量(令和 2 年度までの過去 5 年間の平均)



第6節 社会的環境

1 人口

松本市の人口は、平成14年(2002)の244,603人をピークに減少に転じ、令和3年(2021)4月1日時点で人口237,484人、世帯数107,069世帯(「松本市統計月報」)となっています。人口は、今後更に減少していくと予想されています。令和2年(2020)の高齢化率は、28.2パーセントとなっており、今後も高齢化が進むことが予測されています。

2 交通

(1) 交通の歴史

松本周辺は、古代律令制の下で整備された東山道が通っており、伊那方面から松本平に入り、上田方面に抜けるルートが使われていました。また、善光寺平に通じる支路が筑摩郡内で分岐していました。

この道は、中世にも用いられ、鎌倉街道として塩尻峠から諏訪を経由する道(近世の甲州街道)と、保福寺峠から塩田を経由する道(旧東山道)の二つが使われたようです。

近世になると善光寺平へ通じる道は、北国脇往還となり、保福寺峠を越える道は保福寺道になりました。松本は、これらの道に加えて飛騨へ通じる野麦街道、糸魚川へ通じる千国街道が交わる交通の要衝となりました。

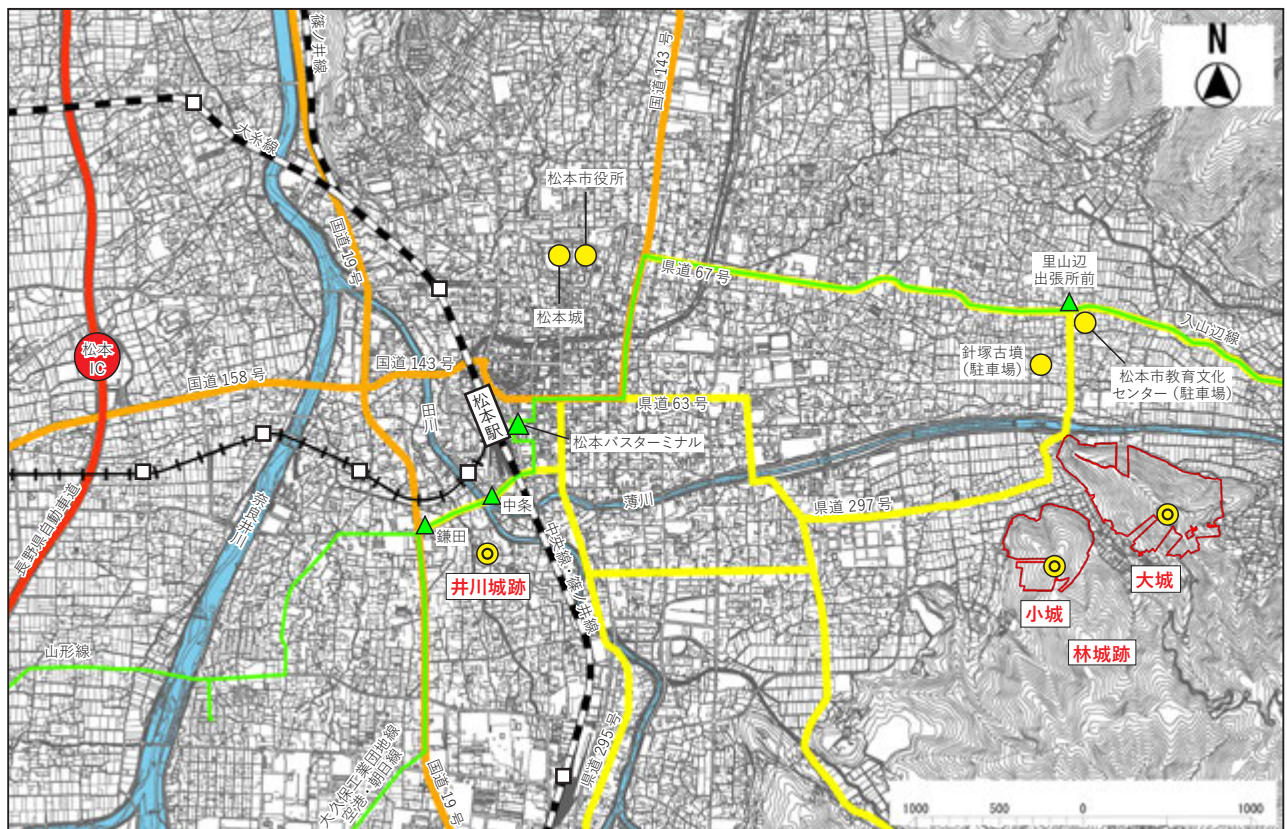
(2) 交通の現況

JR 松本駅から、JR 篠ノ井線、中央本線、大糸線が運行しており、首都圏から松本市には2時間30分程でアクセスが可能です。また、アルピコ交通上高地線が新島々駅まで運行し、上高地方面へ行く観光客の交通手段となっています。

鉄道以外の交通手段は、昭和40年(1965)に県営松本空港が開港したほか、平成5年(1993)に長野自動車道(岡谷～更埴)が全線開通したことで、松本ICから全国の高速道路網へ接続できるようになりました。

井川城跡は、松本駅から約1.2キロメートル、バス停「中条」「鎌田」から約500メートル、自動車では松本ICから約3キロメートルでアクセスできますが、専用の駐車場はありません。

林城跡へは、松本駅から直線距離で約3.4キロメートルあり、最寄りのバス停はコミュニティバスの路線であることから、観光などでの利用は難しく、約800メートル離れたバス停「里山辺出張所前」を利用します。また、自動車でのアクセスは、松本ICから林城跡まで直線距離で約5.6キロメートルありますが、専用の駐車場はなく、付近の公共施設等の駐車場を利用しています。



【図 22】交通現況図



凡例

- : 高速道路
- : 国道
- : 県道(史跡周辺)
- : 鉄道(JR)
- : 鉄道(私鉄)
- : 史跡までのバス路線
- : 史跡小笠原氏城跡
- : その他の文化財及び公共施設
- ▲ : バスターミナル及び最寄りのバス停
- : 駅

第7節 歴史的環境

1 旧石器時代から古墳時代

(1) 松本市域の様子

松本市域に人々が暮らし始めたことを確認できるのは、今から約 14,000 年から 13,000 年前の旧石器時代と考えられ、この時代の石器が各所で採集されています。

縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになり、特に人口が増加し定住が進んだ中期の集落跡が山麓の高台や河岸段丘上に数多く見られます。代表的な遺跡としては、早期の稲倉桜田遺跡(本郷)、中期の坪ノ内遺跡(中山)、小池遺跡(寿)、葦原遺跡(波田)、後・晩期のエリ穴遺跡(内田)、石行遺跡(寿)などが挙げられます。エリ穴遺跡の土製耳飾りを中心とした出土品は、長野県宝に指定されています。

弥生時代には、稲作の普及により耕地が広がった結果、中期後半以降は低湿地を囲むように大きな集落が出現します。代表的な遺跡として、境窪遺跡(神林)、県町遺跡(第3、里山辺)、百瀬遺跡(寿)や、銅鐸の破片が出土した宮渕本村遺跡(白板)などが挙げられます。

古墳時代に入ると集落の在り方に変化が生まれ、小笠原氏城跡にも近く、市街地を見下ろす中山丘陵の突端に築かれた東日本最古級、3世紀末の前方後方墳である史跡弘法山古墳(庄内)を望むように、出川周辺に大きな集落が形成されます。市内に築かれた古墳は現在、160基ほど確認されており、中でも古墳時代後期に築かれた古墳は群を抜いて多く、中山古墳群はその代表的な存在となっています。



史跡弘法山古墳

(2) 井川城跡周辺の様子

奈良井川と田川に挟まれ、低湿地が広がる井川城跡周辺では、縄文時代の遺跡は確認されていません。

弥生時代では、出川西遺跡(松南)や出川南遺跡(松南、芳川)など井川城跡の南に広がる市街地より標高の高い南松本駅一帯で、弥生時代中期から後期の住居跡が確認されています。古墳時代になると、出川西・出川南遺跡全域に集落が拡大し、古墳時代中期から後期の埴輪を伴う平田里古墳群(松南)や高宮遺跡(鎌田)の水辺の祭祀跡なども発見されています。また、井川城跡からは、古墳時代中期の甕が出土しています。

(3) 林城跡周辺の様子

縄文時代の遺跡としては、林山腰遺跡(里山辺)から柄鏡形敷石住居跡が発見されています。

弥生時代の遺跡は、再埋葬を伴う針塚遺跡(里山辺)、後期の集落遺跡である堀の内遺跡(里山辺)などが確認されており、既にこの頃から開発されていた様子が確認できます。

また、古墳時代の遺跡は、5世紀後半(古墳時



柄鏡形敷石住居跡(林山腰遺跡)

代中期)に築造された県史跡針塚古墳(里山辺)や7世紀前半(古墳時代後期)築造とされる南方古墳(入山辺)があり、南方古墳の副葬品は松本市重要文化財に指定されています。

2 奈良・平安時代

(1) 松本市域の様子

奈良時代になると、松本市域には律令制度により国府を結ぶ官道として東山道が通り、郷里制による行政区画として筑摩郡と安曇郡が設置されました。『和名類聚抄』の記載から、小県郡にあった信濃国府は、8世紀末から9世紀前半までに筑摩郡に移されたと考えられています。

東山道のルートに近いと推定される県町遺跡では、多量の緑釉陶器や、越州窯系青磁、海老錠といった特殊な遺物が出土するなど、官衙的な性格がうかがえ、松本が東山道における重要な拠点であったと推察されます。

平安時代になると、市内の山中や、山麓に寺院が建立され始め、牛伏寺の木造十一面観音及両脇侍立像(重要文化財)を始めとした仏像群、放光寺の木造十一面観音立像(長野県宝)、旧海岸寺の木造千手観音立像(長野県宝)といった仏像彫刻はこの時期のものです。牛伏寺では鉢伏山の山腹にある堂平から9世紀～12世紀の古い寺院跡が発掘され、松本市西部にある若澤寺跡や元寺場跡、松本市東部の桐原城跡に隣接し市重要文化財の経筒と白磁合子が出土した旧海岸寺などとともに古代～中世の山寺の様子を伝えています。

(2) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南方に位置する史跡弘法山古墳北麓の平畑遺跡(庄内)や南松本の平田北遺跡(芳川)、出川南遺跡から奈良・平安時代の住居跡が見つかっています。

なお、井川城跡においても中世の盛土の下から9～12世紀の遺物が出土しており、井川城が築かれる以前から低湿地に囲まれた微高地が生活の場として使われていたことが分かっています。

(3) 林城跡周辺の様子

林城跡周辺は筑摩郡山家郷に属し、「山家」の初見は奈良時代の天平勝宝4年(752)の東大寺正倉院の白布の墨書に見られます。平安時代になると小笠原氏の祈願寺であった兎川寺が創建されました。この時代の遺跡としては、千鹿頭北遺跡(里山辺)、神田遺跡(庄内)、薄町遺跡(里山辺)、堀の内遺跡など薄川の扇状地上やその周辺の集落跡が挙げられ、林山腰遺跡からも平安時代の住居跡が確認されています。

3 中世

(1) 松本市域の様子

鎌倉時代は、国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、当初比企氏でしたが、後に北条氏に代わり、鎌倉幕府が倒れて北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となり、当初は船山(千曲市)を守護所としました。一方、当時の松本は府中と呼ばれ、古代以来国府が置かれた場所として政治上重要な地域でした。

中世の松本市街地周辺は捧庄に属し、小笠原氏は府中に進出した際、その一角である井川を本拠地に定めて信濃国を治めました。しかし、実際に支配の及ぶ範囲は主に中・南

信地方に限られ、ほかの地域は在地の有力武士（国人）が勢力を張っていました。こうした中、応永7年（1400）には、守護として赴任した小笠原長秀に対し、各地の国人が反抗し大塔合戦が起き、長秀が守護を解任されています。

長秀の後は小笠原政康が、守護としての勢力を取り戻しましたが、政康の没後に小笠原氏内部で相続を巡る争いが起き、府中と伊那を本拠地とする2家に分裂することになりました。府中小笠原氏の本拠地は、その後戦乱が激しくなる15世紀後半には、平地の井川城から林（大嵩崎）に移り、山城である林城を構えました。

天文17年（1548）、小笠原長時が守護の時、甲斐（現在の山梨県）の武田晴信（信玄）が信濃国に攻め入り、長時は塩尻峠で武田氏と戦い敗れました。天文19年（1550）、武田勢が松本に攻め込んでくると、本拠地の林城は周囲の城とともに落城しました。晴信は府中に入ると、深志城を修築し、拠点としました。

(2) 考古資料からみる松本市域の様子

中世以降は、掘立柱建物や礎石建物を建てて居住することが一般的になり、遺跡の変遷をたどることが難しくなりますが、市内では多くの中世遺跡が発掘されています。

集落では、比較的広い面積の調査が行われた新村遺跡（新村）や高畑遺跡（芳川）などで、11世紀後半から14世紀代の村落が見つかっています。また、一ツ家遺跡（内田）からは方形の区画溝を伴う竪穴状遺構・掘立柱建物・柱穴列が見つかったほか、隣接する小池遺跡（寿）から馬具や甲冑の小札が出土しており、武士の屋敷関連の遺跡と考えられています。また、墓域として、向畑遺跡（中山）で762基の中近世の土坑墓が調査され、13世紀から15世紀の焼物が出土しています。さらに川西開田遺跡（神林）では1,748基の土坑墓が見つかり、12世紀末から16世紀初頭の焼物のほか刀装具などが出土しています。

宗教関係の遺跡では、元寺場遺跡（波田）で複数の平場、礎石建物や基壇などが調査され、鎌倉時代から戦国時代にかけての山岳寺院が明らかになりました。また、四賀地区の虚空蔵山を中心とする「虚空蔵山宗教遺跡群」（仮称）の調査で、13世紀から16世紀末の殿村遺跡、15世紀から16世紀初頭の虚空蔵山城跡（十二原沢上流の平場群）下層遺構面から、寺院跡と考えられる石積を伴う平場、礎石建物跡、掘立柱建物跡などが確認されています。

松本城周辺には、低湿地が広がっており、中世前半（13世紀から14世紀）の人々は、微高地上に住んでいたことが分かってきました。柳町では15世紀後半から16世紀前半の焼物と木札が出土しており、『信府統記』に記載のある市辻・泥町（市の跡）との関係が考えられています。深志城跡と断定できる遺構はまだ見つかっていませんが、二の丸の近世土塁下から礎石が、土居尻と大名町では幅5メートル、深さ2メートル規模の堀の可能性のある溝が確認されています。また、大名町と土居尻では整地土内から笹塔婆が、土居尻では流路の中から柿（こけら）経が見つかっており、深志城前後の時期に、周辺で何らかの祭祀が行われたことが推定されます。

深志城のほかに松本市内の中世城館は、山城のほか砦・居館などあわせて約100か所が知られていますが、このうち赤木南城跡（寿）、桐原城跡（入山辺）、虚空蔵山城跡（四賀）などで、竪堀の一部が調査されています。また、虚空蔵山城跡では、平石積の石積や竪堀・土塁を伴う曲輪群が調査されています。

(3) 小笠原氏に関する寺社

小笠原政康は、嘉吉元年（1441）に里山辺林に竜雲寺を建てました。竜雲寺は、後に小笠原長棟（長時の父）によって廣澤寺に名を改めたと伝わり、小笠原氏の菩提寺でもあります。小笠原氏は、筑摩神社を信仰しており、政康が寄進した筑摩神社本殿は、重要文化財に指定されています。また、大城の麓には小笠原清宗以来の祈願所とされた慈眼寺があり（廃仏毀釈により廃寺）、元々は大城のある金華山に寺域を構えたと伝わります。江戸時代には、大城の北西端の「堂平」と呼ばれるところに観音堂がありました。



土居尻で確認された溝跡

(4) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南東約1キロメートルの位置にある出川遺跡（庄内、松南）からは、遺物等の状況から16世紀前半～中頃と思われる住居跡を伴う集落跡が見つかっています。住居跡からは、多量の炭化物や、焼土が検出されており、火災によって廃絶された痕跡がうかがえます。

(5) 林城跡周辺の様子

中世の山家郷の地頭は、山家氏が務めていました。山家氏は、諏訪上社と関わりのある神氏が定着したのが始まりとされています。山家氏は、小笠原氏と度々対立し、文明12年（1480）に拠点とする山家城を攻められ、翌年には、山家光家が敗死し、神氏系統の山家氏は滅びました。その後、播磨国から来たとされる折野山家氏が入りますが、小笠原氏に背き、天文17年の塩尻峠の戦いでは武田氏に味方しました。

中世の遺跡としては、県史跡の山家城跡、桐原城跡などの山城のほか、前述の磐座や経塚を伴う山寺である旧海岸寺跡、地頭である神氏系山家氏が元弘元年（1331）に開創した徳雲寺跡（入山辺）、儀礼に用いた多量のかわけや輸入陶磁器を伴う住居跡が確認された入山辺南方遺跡（入山辺）があります。

4 近世

(1) 松本市域の様子

天正10年（1582）、武田氏が織田信長に敗れ滅びると、府中は織田氏の支配下となりました。しかし、本能寺の変により信長が亡くなると、徳川家康を後ろ盾とした長時の子貞慶が深志城に入り、府中を治めました。この際に深志の名を松本と改め、以降、松本の地名が用いられるようになりました。

天正11年（1583）4月、上杉景勝が麻績城を攻め落とすなど、府中を狙った動きを見せると、貞慶は徳川氏との連携を密にしていきます。天正13年（1585）になると貞慶は家康と断交して秀吉方につき、家康方の保科正直がいる高遠城（伊那市）を攻めましたが、天正15年（1587）に秀吉の命令により貞慶と家康の関係修復が図られました。

天正18年（1590）の小田原攻めでは、秀吉が景勝に援軍派遣を命じるとともに、貞慶との争いをやめさせました。また、小田原攻めの結果、北条氏の遺領が家康に与えられる

と、家康指揮下の信濃の諸将が関東に移ることとなり、小笠原氏も下総古河に移りました。小笠原氏の後は石川氏が松本を統治しました。こうして信長が亡くなった後、信濃を巡って起こった動乱は終結しました。

信濃は、上野、甲斐、駿河と共に、関東にいる徳川氏への備えとして機能したことから、石川数正は天正19年(1591)に松本城の城普請に着手しました。数正が文禄元年(1592)に亡くなると、その子康長が城普請を継ぎ、文禄2～3年(1593～1594)には天守、乾小天守を築造しました。また、城下町の設計も行われ、貞慶によって建設された方形区画の城下町を、主軸方向を変更し、近世的な短冊形地割の城下町に造り替えたことが分かっています。これにより城下町への集住も進み、松本城が政治、経済の中心となりました。

石川氏以降、松本藩を治めた藩主は6家23代で、その時の石高は表8のとおりです。小笠原氏より後の城主は、松平氏に代表されるように、徳川氏と関係の深い藩主が置かれました。

【表8】松本藩主と石高

藩主	在藩期間	石高
石川氏 2代	1590～1613年	8万石
小笠原氏 2代	1613～1617年	8万石
戸田氏 2代	1617～1633年	7万石
松平氏 1代	1633～1638年	7万石
堀田氏 1代	1638～1642年	10万石 (内松本7万石)
水野氏 6代	1642～1725年	7万石
戸田氏 9代	1726～1871年	6万石

(2) 井川城跡周辺の様子

江戸時代の井川城跡周辺は、小島村でした。『信府統記』には、「小島村古城地」として井川城が紹介されています。

(3) 林城跡周辺の様子

享保3年(1718)桐原村と薄町・兎川寺・上金井・荒町村の間で山論が起きました。山論は、桐原城跡がある大蔵山(大倉山)を巡って行われ、この時に書かれたとされる絵図(桐原城古図)が残っており、江戸時代の山城の様子をうかがうことができます。



【図23】桐原城古図(部分：松本市立博物館蔵)

5 近代

(1) 松本市域の様子

明治4年(1871)、廃藩置県によって松本藩が廃され、松本県が置かれましたが、すぐに全国的に府県の改廃が行われ、松本県に代わって中南信と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生します。筑摩県は、明治9年(1876)に廃止され、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併されました。

廃藩置県によって、松本城は不要となり、明治5年(1872)に売りに出され、取壊しの危機を迎えました。しかし、市川量造の活躍や、人々の寄付によって破却を免れます。その後も、荒廃した天守を憂えた小林有也が、有志と共に天守閣保存会を設立し、明治36年(1903)から大正2年(1913)にかけて、松本城天守の修理工事を行いました。

明治40年(1907)、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。

当時の松本を代表する産業の一つとして、養蚕・製糸業が挙げられます。大正11年(1922)には、市内に41か所の製糸工場が稼働していたほか、養蚕に使用する蚕網は松本の特産物として、明治28年(1895)の第4回内国勸業博覧会に出品されました。

製糸業は、昭和4年(1929)に起きたニューヨーク株式市場の大暴落により波及した昭和恐慌、昭和13年(1938)の国家総動員法、昭和17年(1942)の企業整備令により、平和産業の軍需産業への転用により大打撃を受けました。松本市においても、製糸工場の軍需会社へ売却、賃貸または転換が行われました。さらに昭和17年から昭和19年(1944)にかけては、工場疎開が行われ、企業整備令によって生じた遊休工場などが疎開先に利用されました。

(2) 井川城跡周辺の様子

明治8年(1875)小島村は周辺7か村と合併し、筑摩村となり、明治21年(1888)市制町村制が制定されると、翌年旧小島村のうち田川を挟んで東側は松本町に、井川城跡がある西側は松本村となりました。明治40年松本町が市制を施行し松本市になると、大正14年(1925)に松本村は松本市に合併されました。



半地下工場跡(林山腰遺跡)

(3) 林城跡周辺の様子

第2次世界大戦の際、先述のとおり松本市には軍事工場の疎開が計画されました。昭和20年(1945)の三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所の松本市疎開に当たっては、中山、入山辺、里山辺などに、半地下・地下軍事工場の建築が行われました。特に里山辺については、林城山(大城)、向山(小城)に地下工場、林山腰遺跡がある大嵩崎集落に半地下工場が造られ、現在も痕跡が残っています。



半地下工場屋根基部材(上)と床付近の部材(下)
(林山腰遺跡)

6 現代

(1) 市域の形成

昭和23年(1948)2月、松本市が中心となり1市13か村経済文化協議会を結成しました。この協議会は、松本市の商工業と周辺農村地帯を有機的に一体として均衡のとれた発展を目指すことを目的にしたものです。

昭和28年(1953)、町村合併促進法が施行されると、松本市は経済文化協議会を構成する13か村との合併を計画し、協議を開始しました。翌年13か村の内12か村と今井村が松本市と合併し、林城跡がある入山辺村及び里山辺村も松本市となりました。その後、昭和49年(1974)に本郷村、平成17年(2005)に四賀村、安曇村、奈川村、梓川村、

平成22年(2010)に波田町が合併し現在の市域が形成されました。

(2) 三ガク都

松本市は、市の特徴を表す言葉として、「岳都」、「楽都」、「学都」の3つを柱とする「三ガク都」を標榜しています。

「岳都」は、毎年多くの山岳愛好家を迎える、自然豊かな山に囲まれた様子を示しています。

「楽都」は鈴木鎮一氏が昭和21年(1946)に創始し、多くの芸術家を輩出してきた「スズキメソード」や、世界的指揮者である小澤征爾氏らが集い演奏する「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」(現在は「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」と改称)を始め、市民レベルまで含めた音楽活動が盛んで、活動の舞台となるホールなども充実していることから、街全体が音楽の気風に満ちていることによります。

「学都」は、旧開智学校の開校や旧松本高等学校の誘致など、教育に力を入れてきた歴史があり、また、社会教育・生涯学習の実践が盛んで、教育を尊重する気風があることによります。松本市は、「三ガク都」を礎にした自然、文化、歴史あふれる都市となっています。

(3) 文化財行政

松本市の文化財行政としては、これまで埋蔵文化財調査、石造文化財悉皆調査、伝統的建造物実態調査、未指定文化財総合調査等を実施して文化財の実態把握に努めるとともに、文化財指定を推進し、その保護を図ってきました。また、市域の文化財保存活用のアクションプランとして平成31年(2019)2月に策定した松本市文化財保存活用地域計画は、令和元年(2019)7月に法定計画として国内初の認定を受けました。

市民が自らの住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進め、文化財を後世に受け継いでいけるよう、文化財の積極的な保存・活用・整備を行っています。



特別名称及び特別天然記念物上高地



セイジ・オザワ・松本フェスティバル © 山田毅



国宝旧開智学校校舎

第3章 調査成果

第1節 信濃守護小笠原氏

1 小笠原氏と信濃国

小笠原氏は、元暦元年（1184）源頼朝が甲斐国へ出兵した軍勢の中に小笠原次郎長清の名が確認できるのが、史料としての初出です。小笠原氏は甲斐源氏の一族であり、甲斐源氏加賀美遠光の子息である長清が小笠原姓を名乗ったことから始まりました。小笠原氏と信濃国との関りは、文治元年（1185）に遠光が信濃守に任命された頃からと推測され、同2年（1186）には長清が伴野庄（佐久市）の地頭であったことが確認されています。

2 小笠原氏と信濃守護

小笠原氏が信濃守護に任ぜられたのは、建武3年（1336）の小笠原貞宗の代です。小笠原氏は、信濃国において伊那郡伊賀良庄（飯田市）を拠点としていましたが、中先代の乱において、足利尊氏方として活躍した貞宗は、その功績により、府中近辺の所領と、守護職を得ました。その後、一時的に信濃守護の地位と府中周辺の所領を失うこともありましたが、小笠原政長、長基等が代々守護を務めました。永徳3年（1383）、長基は子息の長秀に所領を譲りますが、その譲状から伊賀良庄や府中周辺のほか、讃岐国、上総国、陸奥国、京都等にも所領を持っていたことが確認できます。

3 小笠原長秀と大塔合戦

信濃守護は、長基の後、上杉朝房、斯波義種等が勤めますが、応永6年（1399）から再び小笠原氏の信濃守護としての動きが確認されています。当時の守護は長秀であり、將軍足利義満から住吉庄・春近領の返付を受け、府中周辺及び伊那郡（南信濃）での立場を盤石なものとした後、北信濃・東信濃に影響力を広めようと活動を起こしました。長秀は、同7年（1400）に善光寺に入りましたが、当地は反守護勢力である村上氏の本拠であり、反感を買った長秀は、村上氏及び同氏と利害が一致する国人たち（大文字一揆）に攻められ、敗北しました（大塔合戦）。長秀は京都に逃れ、守護を解任されると、守護職は斯波義将に替わり、その後信濃国は幕府料国となりました。長秀は、同12年（1405）に所領を弟の小笠原政康に譲りました。

4 小笠原政康の中興

政康は、応永23年（1416）に長秀から譲り受けた所領の安堵を將軍足利義持から受け、さらに同25年（1418）に住吉庄・春近領を返付されたことにより、府中での地盤を安定化させました。当時は、京都と鎌倉府の対立が先鋭化した頃であり、政康は、鎌倉府に対抗する立場として働きました。同30年（1423）には、船山郷（千曲市）を宛がわれ、北信濃方面へ勢力を進出させることに成功し、さらには同32年（1425）に信濃守護に補任されました。これにより、およそ20年ぶりに信濃守護小笠原氏が再興されました。

5 小笠原氏の分裂

嘉吉2年(1442)に政康が亡くなると、伊賀良庄を拠点とする政康の子宗康(伊那小笠原氏)と、府中を拠点とする政康の兄長将の子持長(府中小笠原氏)による相続争いが起こりました。争いは、幕府の訴訟に持ち込まれ、宗康が勝訴しましたが、善光寺平の漆田原にて行われた合戦により、持長は宗康を破りました。宗康は、この合戦によって敗死したとされています。宗康の後は弟の光康が所領を受継ぎ、守護職に補任されましたが、持長も守護を務めていた時期が確認されており、享徳の乱により幕府から光康に出陣命令が出される康正元年(1455)までに守護の交代がありました。

康正2年(1456)、宗康の子政秀が足利義政から祖父政康の知行を安堵され、年不詳ですが信濃守護に補任されました。寛正2年(1461)に光康、翌年に持長が亡くなると、それぞれの跡を清宗、家長が継ぎます。各勢力はそれぞれ本拠とするところが異なり、鈴岡(飯田市)を拠点とする宗康-政秀の系統(鈴岡小笠原氏)、松尾(飯田市)を拠点とする光康-家長の系統(松尾小笠原氏)、府中を拠点とする持長-清宗の系統(府中小笠原氏)の3家に分かれました。

6 小笠原氏の統一

応仁元年(1467)、政秀は伊賀良庄から府中に乱入して清宗を攻めましたが、府中を制圧することはできませんでした。清宗は翌年死去し、府中小笠原氏の跡目は長朝が継ぎました。長朝は、仁科氏・西牧氏・山家氏の連合と戦い、山家城を攻めたほか、政秀の支援を受けて諏訪片山城に進軍してきた諏訪大祝家の繼満を、安曇・筑摩2郡の軍勢を率いて攻撃するなど、積極的な軍事行動をとるようになりました。しかし、長享3年(1489)に府中は政秀の支配下に置かれており、この間までに政秀による府中攻撃が成功していたことがうかがえます。

政秀は、松尾小笠原氏との対立を深め、明応2年(1493)に小笠原定基(家長の子)と知久七郎らに急襲され討死し、鈴岡小笠原氏は事実上滅亡しました。定基は、長朝と下条氏に攻められ甲斐国の武田氏を頼りますが、その後松尾に復帰しました。

小笠原氏は、しばらくの間松尾小笠原氏と府中小笠原氏の2家の対立が続きますが、長朝の子貞朝以降、その子の長棟の代に府中小笠原氏の伊那郡への出兵が活発になってきます。長棟は、天文2年(1533)に数度伊那郡へ侵攻し、知久氏や高遠衆らと合戦を行いました。同3年(1534)頃までには、長棟が松尾小笠原氏を圧倒し、府中を中心に安曇・筑摩・伊那郡を押さえ、小笠原氏を統一しました。

7 武田氏の進出と小笠原氏

天文14年(1545)より、武田晴信による府中への侵入が本格化してきます。当時小笠原氏は長棟から長時に家督が移っており、林城及び林館を拠点としていました。同年6月に武田軍は、林近所に放火し、ついには小笠原氏の館までもが放火されました。

同17年(1548)2月に上田原の戦いが行われ、武田軍が村上義清に敗北すると、長時は武田氏勢力下である諏訪地方に積極的な軍事行動を起こしました。同年4月に村上氏や仁科氏、藤澤氏と共に諏訪社下宮へ討ち入り放火した後、再度6月にも討ち入りました。し

かし、7月19日の塩尻峠の合戦で長時は敗北し、同19年(1550)武田軍がイヌイの城を落とすと大城(林城)・深志・岡田・桐原・山家の5城は自落しました。同20年(1551)10月、長時は義清の援助を得て安曇郡の平瀬城に陣を張りますが、敗北し、没落しました。その後は、越後の上杉謙信や同族である摂津の三好氏、会津の蘆名氏などを頼りました。

晴信は、深志城を普請し、府中を支配下におきました。

8 小笠原貞慶の復権

貞慶は、長時の三男であり天正3年(1575)以降、織田信長と諸大名をつなぐ取次役として活動していました。この間貞慶は、旧領の元家臣に対し帰国を念頭に置いた約束手形を発行しています。同10年(1582)3月に、武田氏が滅ぶと、信長は安曇・筑摩2郡を木曾義昌に与えましたが、同年6月に起きた本能寺の変により信長が亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となり、義昌は2郡の支配権を失い、上杉景勝の支援を受けた小笠原洞雪(貞慶の叔父)が深志城に入りました。義昌は、この後徳川家康と結び府中を度々狙います。

貞慶は、石川数正の取り成しで家康の威光をもって信濃へ入り、同年7月に洞雪を追い出しました。深志城への入城を果たした貞慶は、安曇・筑摩両郡の武士や寺院に所領安堵や知行宛行を行い、勢力の浸透を図りながら、本山(塩尻市)で義昌と戦い、日岐城の仁科氏を攻めるなど、領域支配を進めていきました。その支配領域も千国十人衆に小谷筋(北安曇郡小谷村)を警戒させるなど越後国境近くまで広がりました。一方、家臣の赤澤氏や古厩氏らを謀反や逆心の罪で殺害し、家臣団の処分も行っています。

同11年(1583)4月には、北信濃から上杉勢が攻めてきたことにより、麻績城・青柳城を巡って攻防が繰り返されました。貞慶は、安曇郡仁科で上杉勢に敗れると、対抗するために家康との連携を密にしました。

同12年(1584)、義昌が秀吉と結ぶと、貞慶は木曾谷で軍事行動を行い、家康から戦功を称され、家康方としての活躍がうかがえます。

同13年(1585)、石川数正が家康に背き、家康への人質となっていた貞慶の嫡男幸松丸(秀政)を連れて秀吉方に転じました。貞慶も秀吉方となり家康との対立を深めましたが、同16年(1588)に秀吉の仲介により和解し、貞慶は隠居し、秀政が家康から筑摩・安曇両郡の継承と軍役奉仕を命じられ、家康に従属する大名となりました。

9 近世大名としての小笠原氏

天正18年(1590)に起きた小田原攻めの後、後北条氏の遺領が家康に与えられると、徳川系大名は関東に移封されました。秀政も下総国古河に移りますが、その後飯田を経て再び松本へ入封しました。

元和元年(1615)に行われた大坂夏の陣では、秀政と子の忠脩が出陣し、両名とも戦死すると、家督は秀政の次男忠政が継承しました。元和3年(1617)、小笠原氏は播磨国明石へ転封となり、以降信濃へ戻ることはありませんでした。



【図 24】小笠原氏家系図

第2節 井川城跡の概要

1 井川城跡について

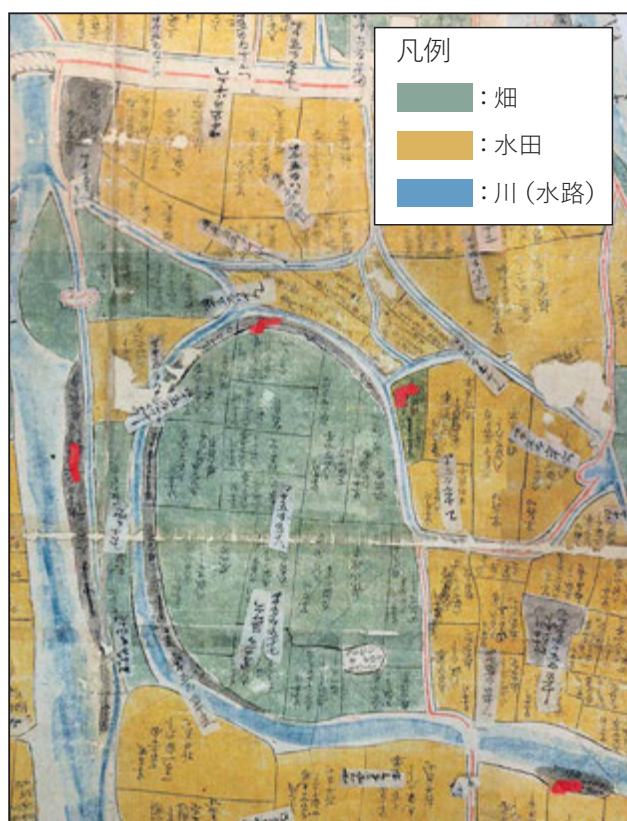
井川城跡は、現在の松本市の中心市街地の南側を流れる薄川と田川の合流地点の南側に位置し、小河川が集まる低湿地に立地しています。中世の街道の様子はよく分かっていませんが、近世に北国脇往還（善光寺道）となる東山道が、井川城の東側を通っています。

井川城の築城時期は明らかではありませんが、小笠原貞宗が暦応3年（1340）に守護として府中の御家人を統率している様子がうかがえることから、この頃に府中周辺を支配する拠点があったことが推測されます。このことから貞宗が井川に館を構え始めたのも14世紀前半と推定されています。

文献史料での初出は、応仁元年（1467）に鈴岡小笠原氏の政秀が府中に乱入した時の史料に、「井河堀」という記述があり、これが井川城を示していると考えられます。

小笠原氏は、拠点を井川から林へ移しますが、その時期については小笠原氏の系図や伝承から15世紀中頃とされています。井川城のその後の利用について詳細は不明ですが、『信府統記』の「松本領古城記」には、「井河ノ城」として、地形が少し高く、東に虎口（出入口）の跡が1か所、城内は畑になり、四方は沼地となっていたことが書かれています。城内の様子は、江戸時代中頃には既に現在と同じ状況であったことが分かります。

また、明治時代の様子を記した『小島村絵図』にも、城内は畑となり周囲を川と水田に囲まれている様子を見ることができます。現在、史跡の周辺は宅地開発が進んでいますが、城内と川の様子は往時の姿をしのばせます。



【図 25】小島村絵図



現在の井川城跡

2 調査成果

(1) 調査経過

井川城跡では、3 次にわたり発掘調査を行いました。

第1・2 次の発掘調査では、信濃守護小笠原氏の居館跡と伝わっていた遺跡の実態把握と将来的な保護を目的とした確認調査を実施し、出土遺物や土壌を対象に花粉分析等の自然科学分析を行いました。

第3 次調査で、先述した松本市中条保育園移転改築事業に伴い、破壊を余儀なくされる防火水槽設置部分の緊急発掘調査を実施しました。

(2) 調査成果

第1・2 次の発掘調査により、南北 100 メートル・東西 70 メートル の長方形の土壇状盛土遺構が検出され、周囲は頭無川やその旧河道とみられる低湿地や堀状遺構によって囲まれていることが判明しました。

また、盛土による造成面には複数の遺構面があり、掘立柱建物跡・礎石建物跡等、多数の遺構の存在が確認され、外周を土塁が巡っていたことが分かりました。

造成時期は、伴出する瀬戸産陶器の年代から 14 世紀後半まで遡る可能性があります。そのピークは 15 世紀前半～中葉とみられ、15 世紀末には終焉を迎えています。これにより、後述する林山腰遺跡の出土遺構及び遺物の状況から、小笠原氏の井川城から林城への本拠の移動という歴史的事象を、考古学的に確かめることができ、その画期が 15 世紀末であることが分かりました。

井川城跡の遺物は、焼物全体に占める土師質土器皿（かわらけ）の比重が非常に高く、特に白い緻密な胎土で儀礼用と考えられる京都志向のものも多く見られます。

伴出する貿易陶磁には威信財である青磁筭形瓶を始め、青磁や白磁、染付（青花）の碗・皿類、香炉などがあり、瀬戸産の陶器類も豊富に見られます。焼物の他にも基石や小札等が出土しています。こうした状況から、1 町規模に及ぶ土壇状盛土遺構の性格は守護・国人に匹敵する武士勢力の方形居館跡である可能性が高



京都志向のかわらけ



貿易陶磁



漆碗

く、文献や地名、伝承に残る小笠原氏の居館「井川館（城）」である可能性が高いことが分かりました。

また、土壤に含まれる花粉等の自然科学分析から、城跡をめぐる環境の移り変わりが以下のように推定できます。

【井川城跡が居館として機能していた時期】

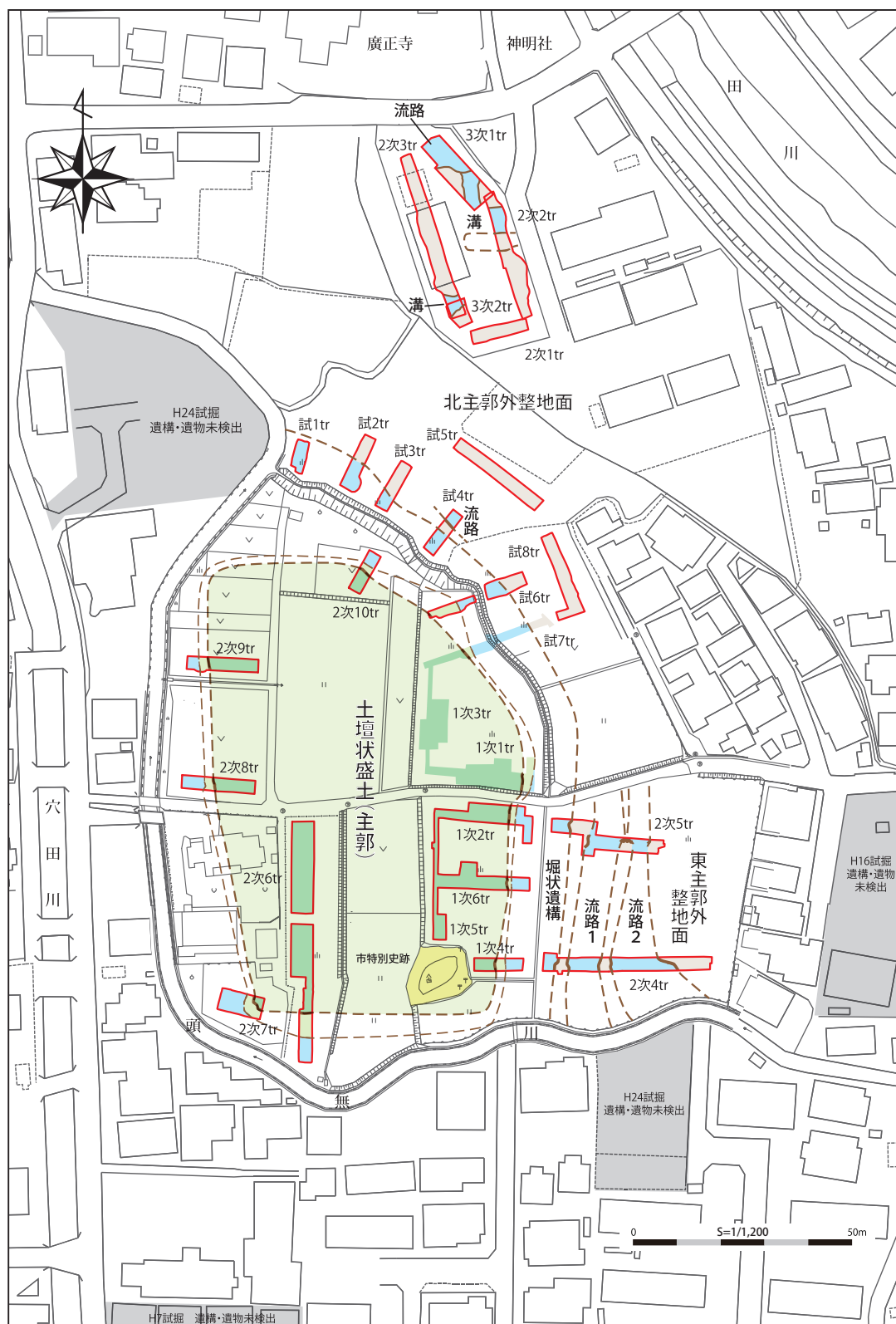
- 堀状遺構は緩やかな水流を伴う沼沢地で、周辺の水田からもたらされたと考えられる水生植物が繁茂し、ヨシも繁茂していた可能性がある。
- 堀状遺構の内側には鋭いとげを持つサイカチが植栽され、おそらく柵のように密植していた。
- 井川城跡周辺には水田が広がっており、山地・丘陵にはアカマツ、コナラ、サワラを主要素とする森林があった。

【居館廃絶以後】

- 堀状遺構は河川環境となり、上流からの粗粒碎屑物が堆積するようになった。
- サイカチは見られなくなり、水生植物も数が少なくなった。
- 周辺の山地・丘陵にはアカマツやコナラが更に拡大し、現代に見るような里山が形成された。

第3次調査では、造成面上に計画的に配された溝や、自然流路が確認され、居館跡を囲む堀状遺構の外側にも、広範囲にわたり造成が行われていたことが追認されました。

遺物は、青磁、白磁、内耳鍋などが出土したほか、溝からは、水に関わる祭祀に用いられたと推定される笹塔婆、漆椀、鹿角などが出土しました。



【図 26】井川城跡発掘調査範囲図

3 井川城跡の構造

(1) 伝櫓台跡

『信府統記』に「土手形・矢倉台の跡と見ゆる所、塚の如くなりてあり」と記された塚状の盛土で、唯一地表に露出した遺構です。

塚そのものの発掘調査は行われていません。



伝櫓台跡

(2) 土壇状盛土遺構（主郭）

試掘調査～第2次発掘調査で検出された人為的な造成遺構で、規模は南北100メートル・東西70メートル、面積6,110平方メートルを測ります。平面形は方形を基調としていますが、北東側が斜辺となる不整長方形とみられ、その長軸線はほぼ正確に南北を指しています。

盛土による造成面には、複数の遺構面が確認されました。



2次7トレンチ 南東隅部

(3) 土塁状盛土

井川城跡は、主郭を構成する土壇状盛土の外周に土塁状の盛土が巡らされている

ことが分かりました。これは、主郭を造成するに当たり最初に造成範囲の輪郭を決めるために設けたと考えられるもので、その築造後に内部の盛土を施すという工程を読み取ることができました。

(4) 出入口

主郭の東辺には、1か所屈曲した箇所があります。井川城跡では、主郭の外周に防御目的の土塁が巡らされていたことが分かっていますが、この屈曲した場所では、土塁が途切れて開いています。こうした構造上の特徴と、『信府統記』に東側に虎口（出入口）のあったことが記されていることから、この箇所は居館の出入口があったと想定されています。

さらに土塁の内側では、柱穴や礎石が確認されているため、門跡の可能性もあります。現在、遺構の中央を走る里道及び私道、下水道のため調査が全体に及ばず、出入口の構造は判然としません。

(5) 堀状遺構及び流路跡

主郭の外周には堀状遺構が巡らされ、土塁状盛土とともに外周区画施設となっていたことが明らかとなりました。堀状遺構の東側からは、2本の流路が確認され、このうち東側の流路は頭無川から水を取り入れていた可能性があります。

なお、主郭の南辺から西辺には、頭無川が流れ、居館跡を囲むように人為的に河道を付け替えた可能性があります。

また、主郭の西辺からは、サイカチ属の立木が出土し、東辺の堀内の堆積土からはその

花粉が大量に検出されました。サイカチの花粉は風によって運ばれることがほとんどないことから、防御を目的に土塁上や堀に沿って高密度に植栽されていたと考えられます。植物を利用した居館の防御や、居館に植えられた樹木を考察する上で非常に興味深い結果が得られました。

(6) 建物跡

調査範囲内で明確に確認された建物跡は5棟で、そのうちの建物跡2～5(図27)の4棟が主郭内にあります。礎石を伴う建物跡も複数見られ、武家の居館にふさわしい大型の建物があったことが分かりました。

(7) 主郭外遺構

堀状遺構の北側から東側にかけての主郭外にも、盛土による整地が確認されています。

北東側の主郭外空間からは礎石建物跡が検出されており、青磁盤、硯などの遺物が出土しています。一方南東側については、前述の3本の堀状遺構以外に建物などの施設は確認されていません。



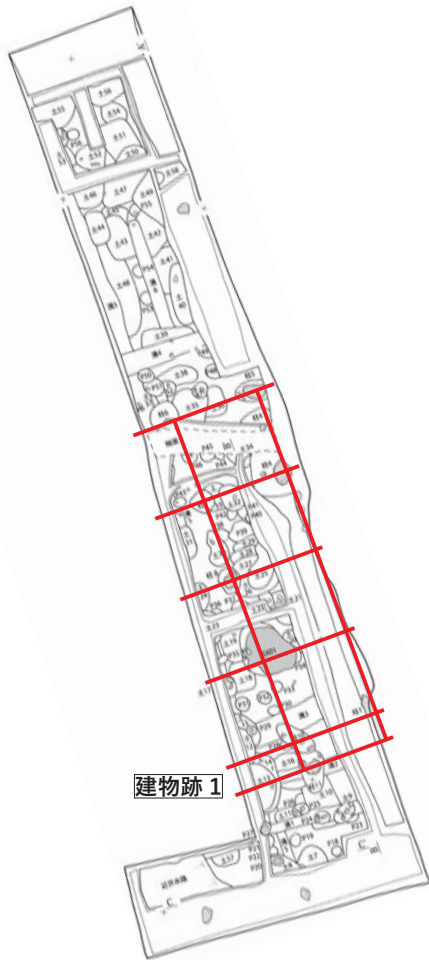
1次1・2トレンチ 出入口



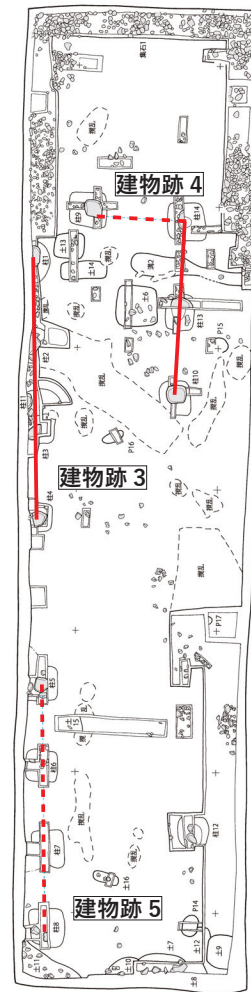
2次6トレンチ 建物跡4



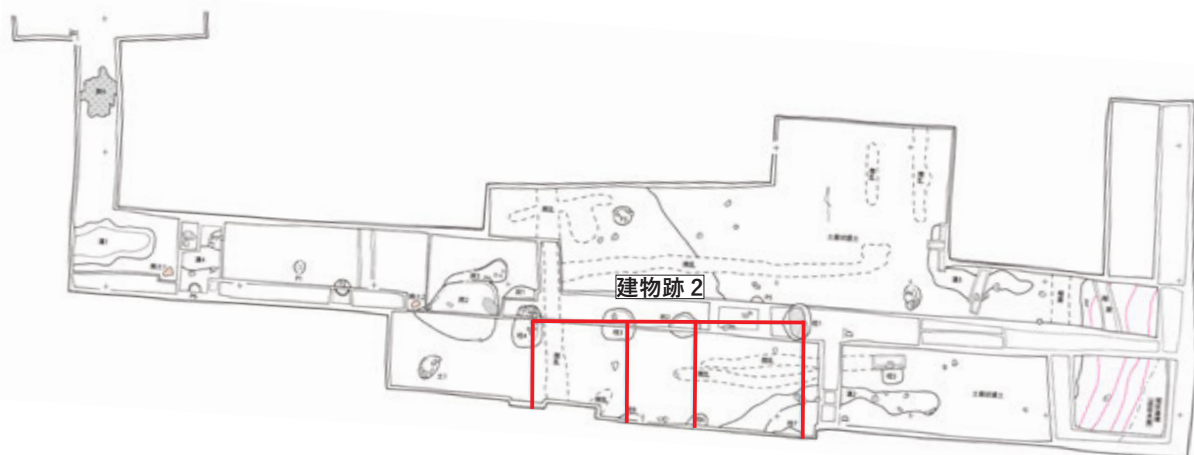
2次9トレンチ 西辺の堀状遺構とサイカチ立木



試掘8トレンチ 建物跡1



2次6トレンチ 建物跡3.4.5



1次1トレンチ 建物跡2

【図27】井川城跡建物跡詳細図

第3節 林城跡の概要

1 林城跡について

林城跡は、薄川が開析した谷の出口にあたる薄川扇状地の扇頂付近の左岸に位置しています。この谷には、林城のほか、山家城、桐原城などの山城があり、武石道と呼ばれる武石峠を経て上田・小県方面に抜けるルートと、扉峠を経て諏訪方面に抜けるルートが通る交通の要衝です。林城は、このルートの入口をおさえる場所にあるともいえます。

林城・林館の築城年は明らかになっておらず、小笠原氏の系図である『笠系大成』、小笠原貞慶の家臣である溝口貞泰による『溝口家記』を増補校訂した『増補溝口家記』ともに、小笠原清宗が井川城で生まれた最後で、清宗の嫡男長朝以降は長時まで（『増補溝口家記』では貞慶まで）林館で生まれたとしています。前述のとおり、清宗は応仁元年（1467）に小笠原政秀の襲撃を受け、その翌年に亡くなっているため、林城・林館の築城は、15世紀中頃から後半の始めの間であることがうかがえます。

天文14年（1545）には、武田晴信により林周辺及び小笠原館が放火されており、これが林館のことと推察され、天文19年（1550）には深志・岡田・桐原・山家の4城と共に林城は自落しました。

その後晴信は、深志城を拠点とし、武田氏滅亡後も木曾氏、小笠原氏共に深志城に入っていることから、林城が自落後どのように利用されたかは不明です。

また、小城も『信府統記』をさかのぼる記載は見られず、大城とどのような関係にあったのか文献史料からは分かりません。



林城跡遠景（左：大城、右：小城）

2 調査成果

(1) 大城

ア 調査経過

大城ではこれまで3回発掘調査が行われました。1回目は、主郭（曲輪1）の土塁を対象とした調査ですが、記録がなく詳細は不明です。2回目及び3回目の調査は、松本市教育委員会が行ったもので、昭和63年度（1988年度）に曲輪2における東屋建設に係る記録保存調査、平成15年度（2003年度）には、橋倉にのびる尾根上における携帯電話アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に係る試掘調査を実施しました。

また、発掘以外の調査としては、平成 21 年度(2009 年度)に航空地形測量、平成 22 年度(2010 年度)に詳細地形測量を実施し、平成 26 年度(2014 年度)から翌 27 年度(2015 年度)にかけて縄張調査と縄張図の作成を行ったほか、平成 29 年度(2017 年度)に小城とともに石積の石材鑑定を実施しました。



掘立柱建物跡・土坑完掘状況

イ 調査成果

昭和 63 年度(1988 年度)に実施した曲輪 2 の調査では、かつて所在した古峯神社のものとみられる瓦を多量に含む腐植土の下約 25 センチメートルにおいて非常に固い黄褐色整地土面が認められ、掘立柱建物跡 1 基、ピット 2 基、土坑 1 基が検出されました。

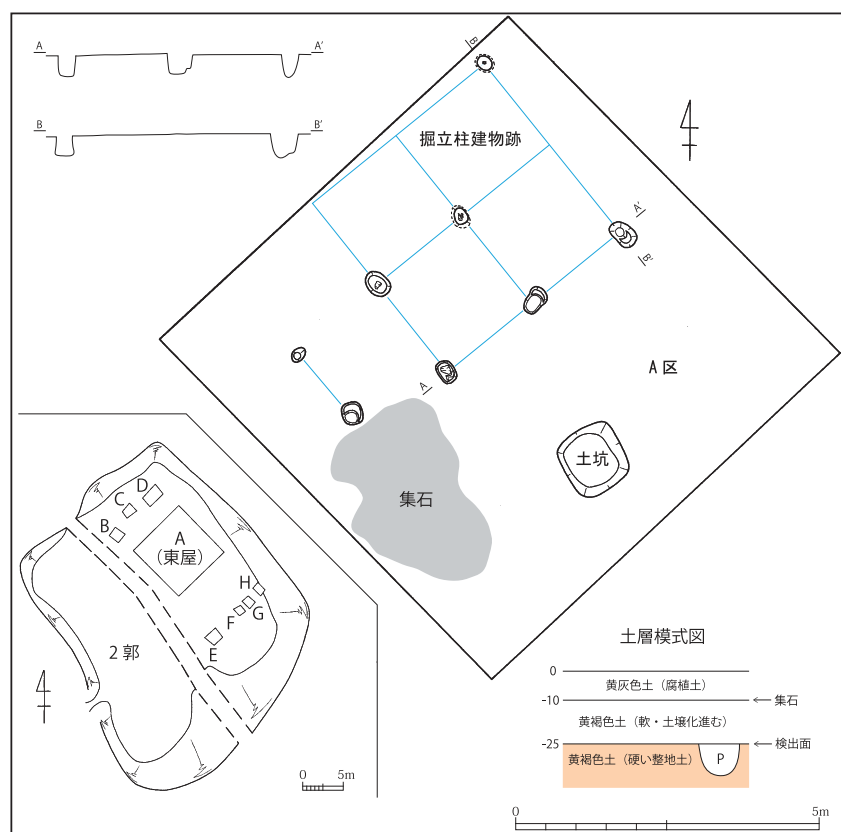
掘立柱建物跡は曲輪 2 と軸方向をそろえ、西隅の柱穴が未確認ながら、2 間(3.6 メートル)四方の総柱建物だったと考えられます。

遺物は土器の小片 3 点が見つっています。

アンテナ基地局設置(史跡範囲外)に伴う試掘調査では、遺構・遺物は得られていません。

平成 29 年度に実施した石積の石材鑑定では、大城で使用されている石材は、小城と同じ内村層を貫入する花崗岩が主要石材であることが分かりました。また、堀切 H 付近に花崗岩及び花崗斑岩露頭が確認されており、この付近から石材の供給があった可能性をうかがうことができました。

縄張調査の成果については、58 ページにて後述します。



【図 28】大城曲輪 2 東屋建設に伴う記録調査平面図

(2) 小城

ア 調査経過

小城では、松本市が実施する小笠原氏城館群史跡整備事業の平成 28・29 年度(2016・2017 年度) 事業として、石積の背面構造並びに主郭の構造確認のための試掘調査、主郭の北東部を中心とする延長 21 メートルの範囲について、三次元計測による石積の立面図・横断面図作成を実施しました。また、翌 29 年度にかけて縄張調査と縄張図作成を行ったほか、平成 29 年度には大城とともに石積の石材鑑定を実施しました。

イ 調査成果

試掘調査では、土師質土器皿片と埴塼片の2点が出土しました。

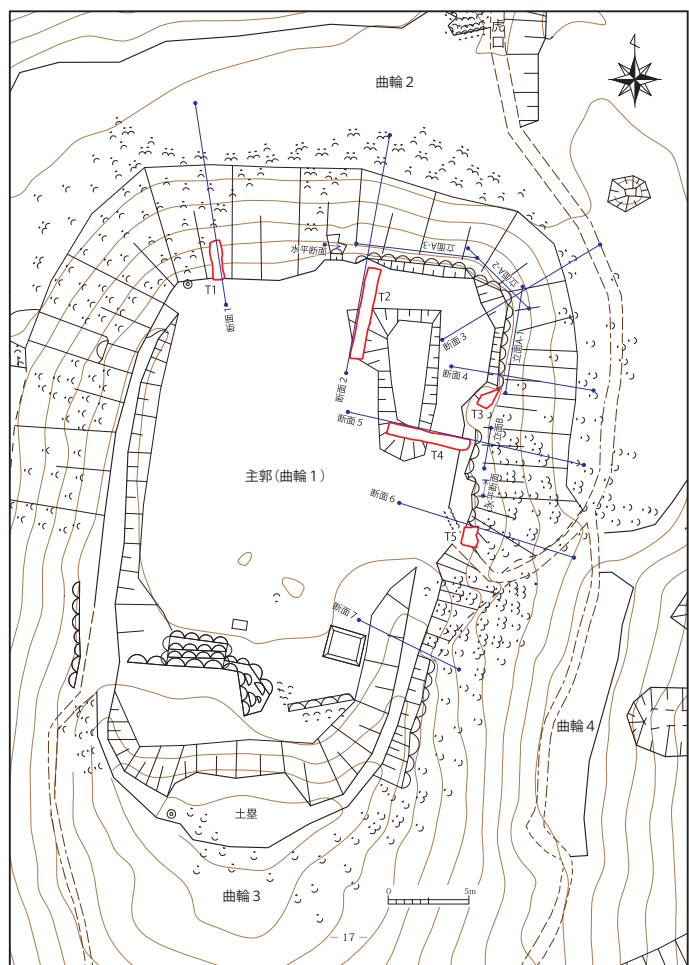
遺構は、土塁法尻に配されたとみられる石列とピットを確認しました。また、石積の背面は軟弱な盛土であったほか、曲輪の築造に段階がある可能性が見出されました。

石積測量調査では、主郭を巡る鉢巻状の石積は、厚みのある平石を横目地を通しながら垂直に積み上げ、高さは 1～1.3 メートル程であることが分かりました。石材は、母岩の節理に沿って割れた転石か意図的に粗割りしたとみられる角礫を主体とし、一部には河床礫の使用も認められました。

また、崩落防止のため、背面に控積が行われていることも判明し、一部では、石積を支えるために、単発的に根石を前にせり出したアゴ止め石状の土台石が確認されました。

石積の基底面は、場所により高さが異なり、縄張の基本設計に基づきながら地形や造成の都合によって現地合わせを行っていることが推察されました。

石積の石材鑑定では、小城の石積に用いた石材は、大城と同様に内村層を貫く火山由来の花崗岩を主体とするほか、内村層に由来する玄武岩なども認められました。その多くは山中で調達されたものと考えられますが、河床礫は意図的に山麓から運び上げられたものとみられます。



【図 29】小城試掘 主郭トレンチ配置図



石積を支持する土台石（アゴ止め石状）



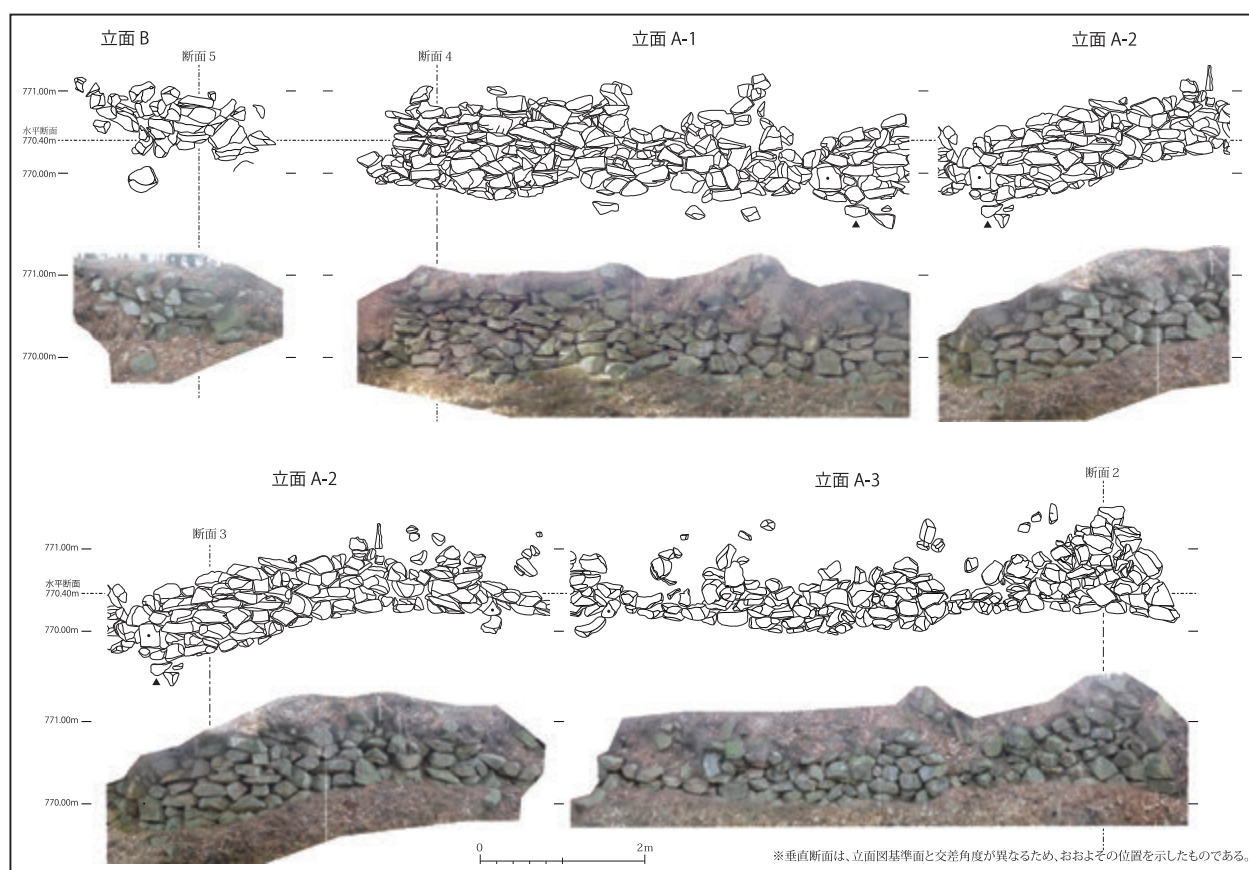
石列 2・1（トレンチ 2 東から）



埴塼片



土師質土器皿片



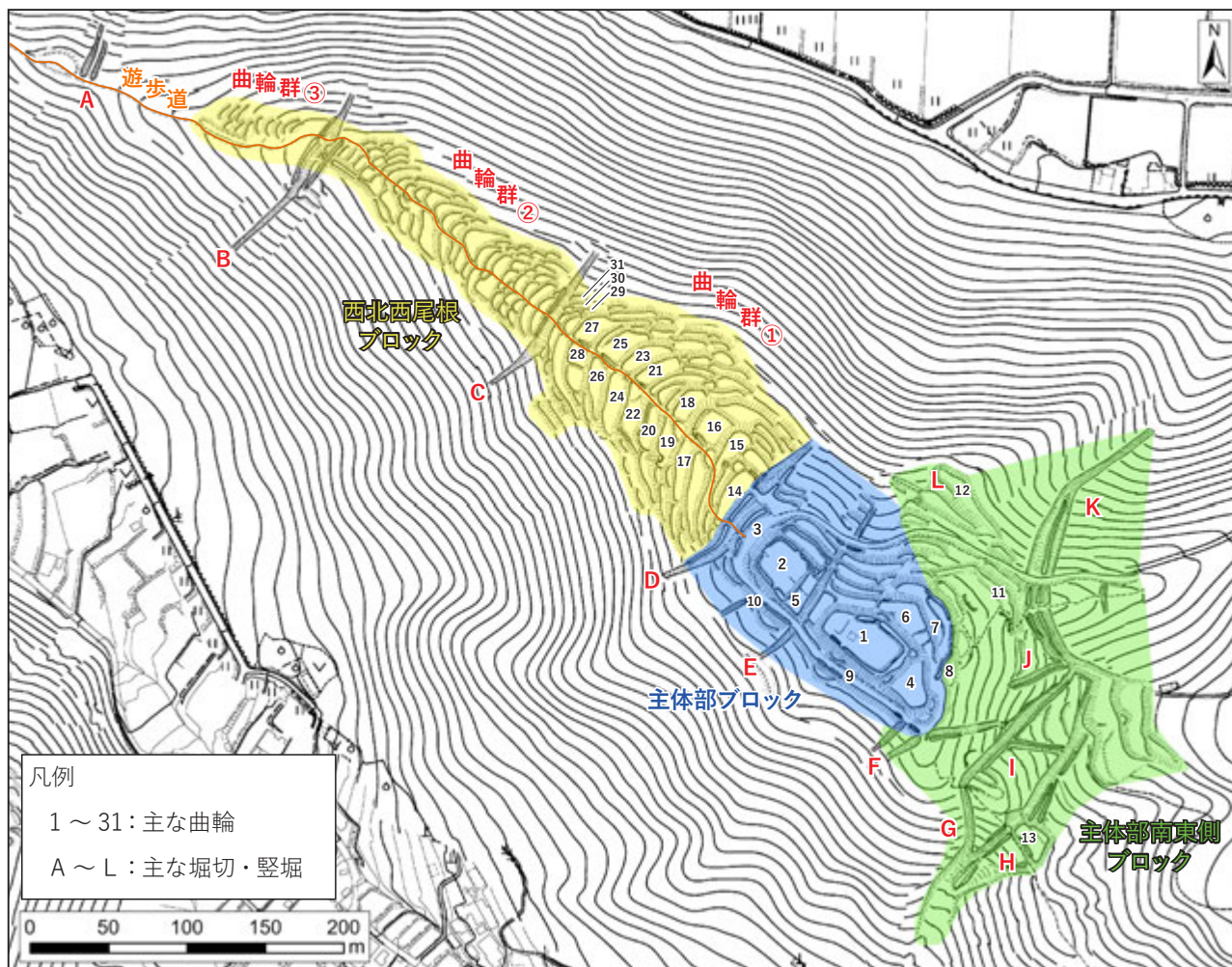
【図 30】小城 石積立面図・立面写真

3 林城跡の構造

(1) 大城の構造

大城は、標高844メートルに主体部を構える山城です。城域は、約1キロメートル×400メートルに及び、金華橋側登り口との比高差は約200メートルあります。

主体部及び一部の曲輪には石積が見られ、尾根を分断する堀切のほか、主体部西北西に延びる尾根上には、無数の曲輪群が展開し、防御を固めています。



【図 31】 大城区分図

ア 西北西尾根ブロック

このブロックは、堀切Dより下位の西北西尾根に展開する遺構群で、尾根沿いに築かれた切岸を伴う曲輪で構成されています。曲輪群は、堀切B、Cを境に三分され、曲輪群①の方が曲輪群②よりも個々の曲輪の面積が大きく、切岸も高く勾配が急になっています。また曲輪群③は不明瞭な小曲輪が堀切B寄りに認められるほかはほとんど遺構が認められません。

土塁を伴う堀切B、Cは、縦堀となって斜面を下降し、特に傾斜のゆるい南斜面で顕著で、斜面からの敵の侵入も遮断しています。



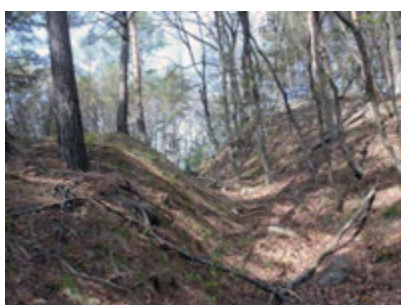
①：堂平



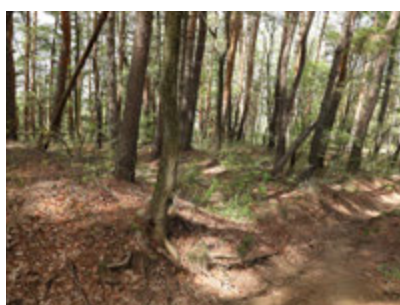
②：堀切Aから続く縦堀



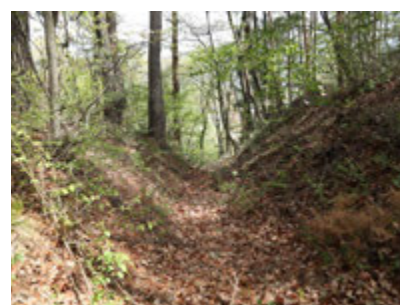
③：曲輪群③



④：堀切Bから続く縦堀



⑤：曲輪群②



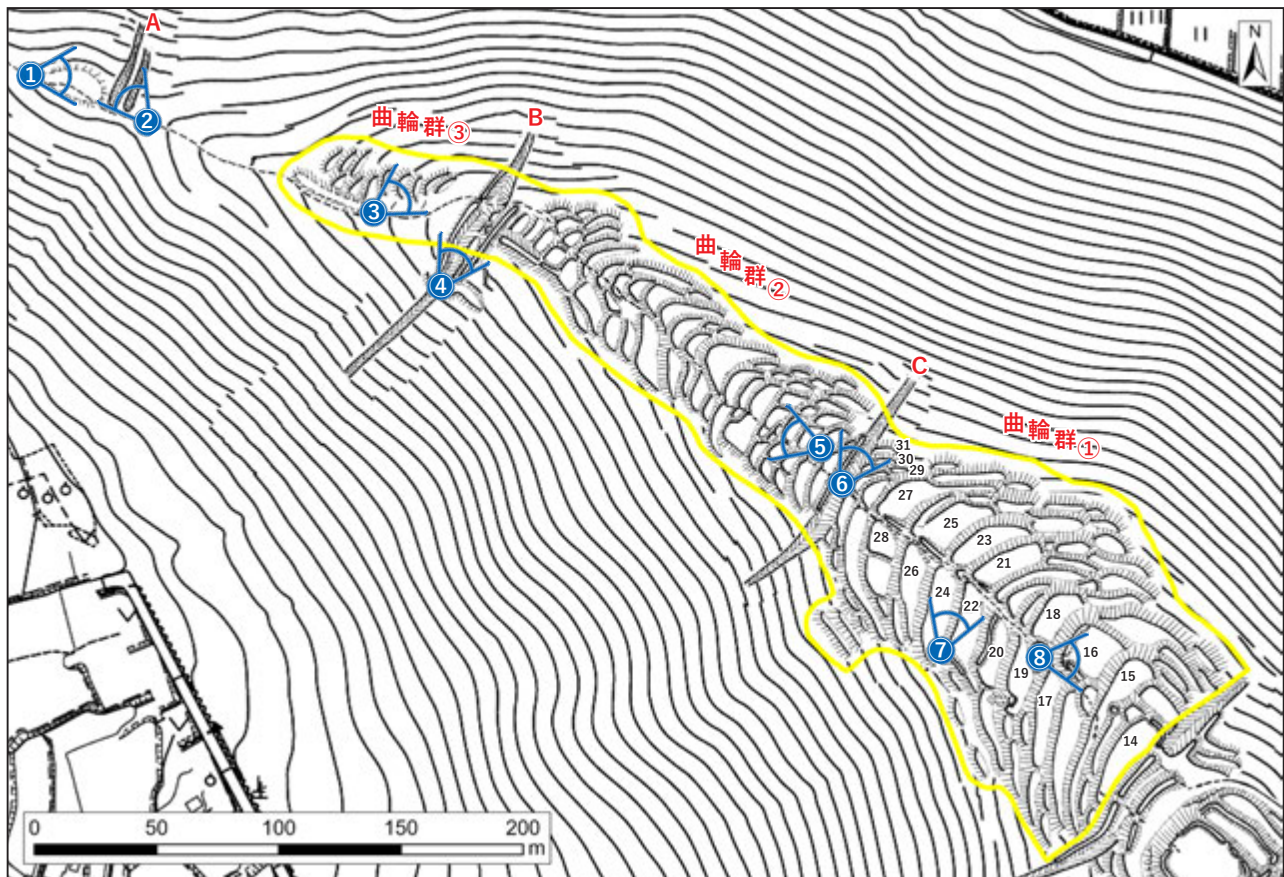
⑥：堀切C



⑦：曲輪群①



⑧：曲輪16 南西側の石積

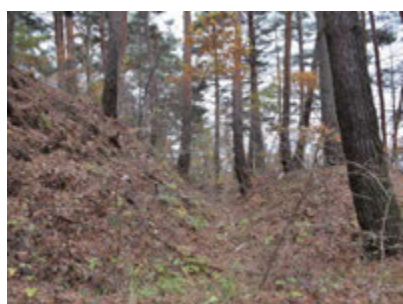


【図 32】 大城 西北西尾根ブロック拡大図

イ 主体部ブロック

このブロックは、内外に石積を伴う土塁で囲まれた主郭（曲輪1）を、さらに土塁を伴う帯状の曲輪が取り囲む形で構成され、主郭と曲輪2は堀切Eにより分けられています。

主郭北東部には石積と出入口の可能性ある土塁開口部が見られるほか、そこから東（橋倉）に続く傾斜の緩い斜面には、雛壇状に曲輪を重ねています。石積は部分的に残り、かつて主郭及び曲輪2、4の外周や土塁内周を巡っていたと考えられます。



⑨：堀切 D と土塁



⑩：曲輪 3



⑪：曲輪 2



⑫：堀切 E



⑬：主郭西側の石積



⑭：主郭



⑮：主郭土塁開口部



⑯：土塁開口部の石積



⑰：主郭南東土塁の石積



⑱：主郭南側の石積



⑲：曲輪 4



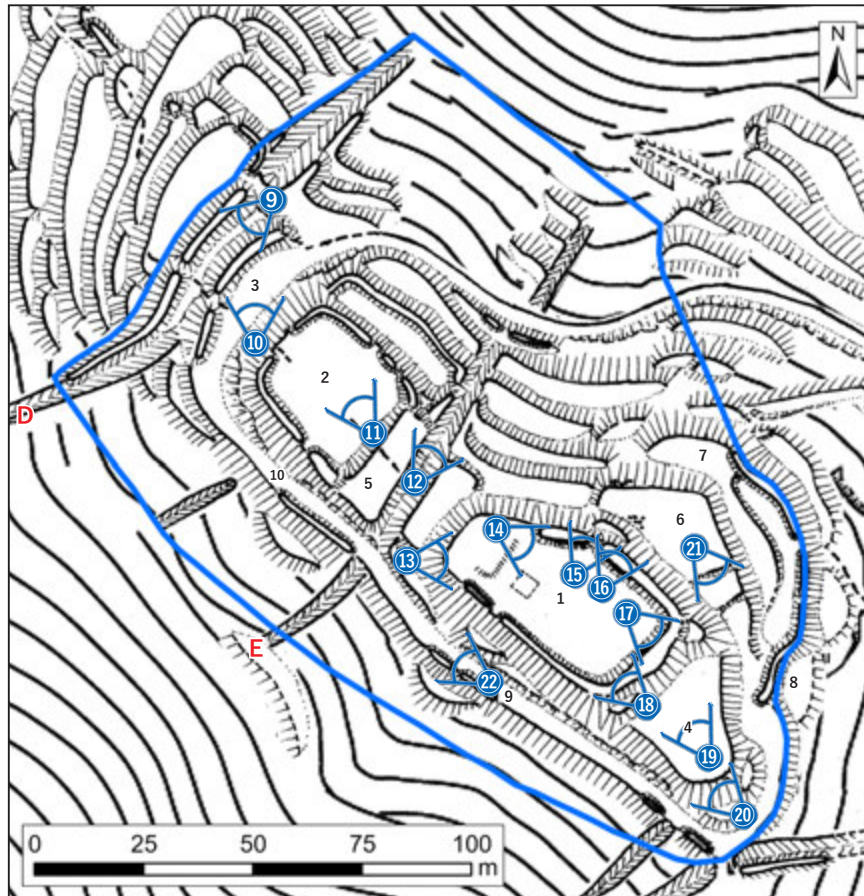
⑳：曲輪 4 南側の石積



㉑：曲輪 6



㉒：曲輪 9



【図 33】大城 主体部ブロック拡大図

ウ 主体部南東側ブロック

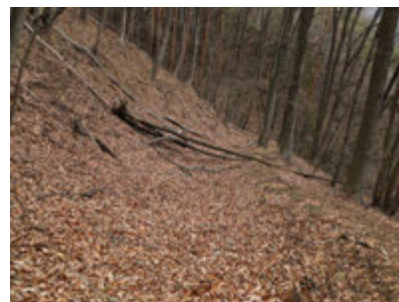
主体部から「水番所」と伝わる曲輪 13 にかけて延びる南東側尾根は、高低差はあるものの勾配が緩いため、高さのある切岸や1～3重の堀切・豎堀を複合的に配置した防御施設が築かれています。旧小笠原氏支配領域の山城に共通する特徴的な構造である「途中で合流する豎堀」も確認できます。



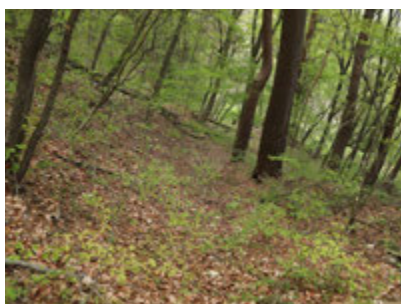
②③：井戸跡



②④：豎堀 F



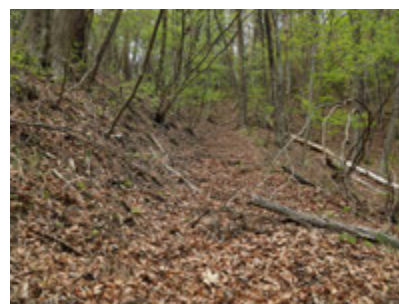
②⑤：豎堀 G



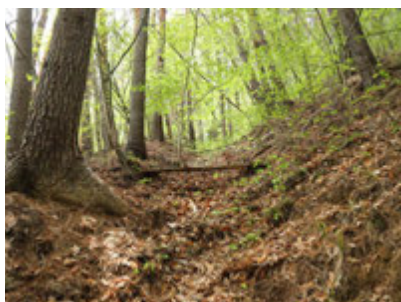
②⑥：豎堀 H



②⑦：曲輪 13 (伝水番所)



②⑧：豎堀 I



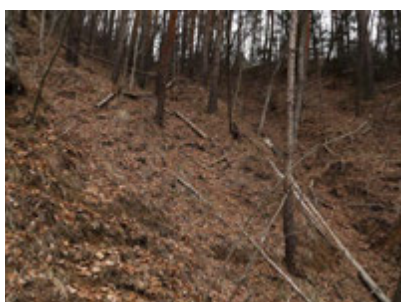
②⑨：豎堀 J



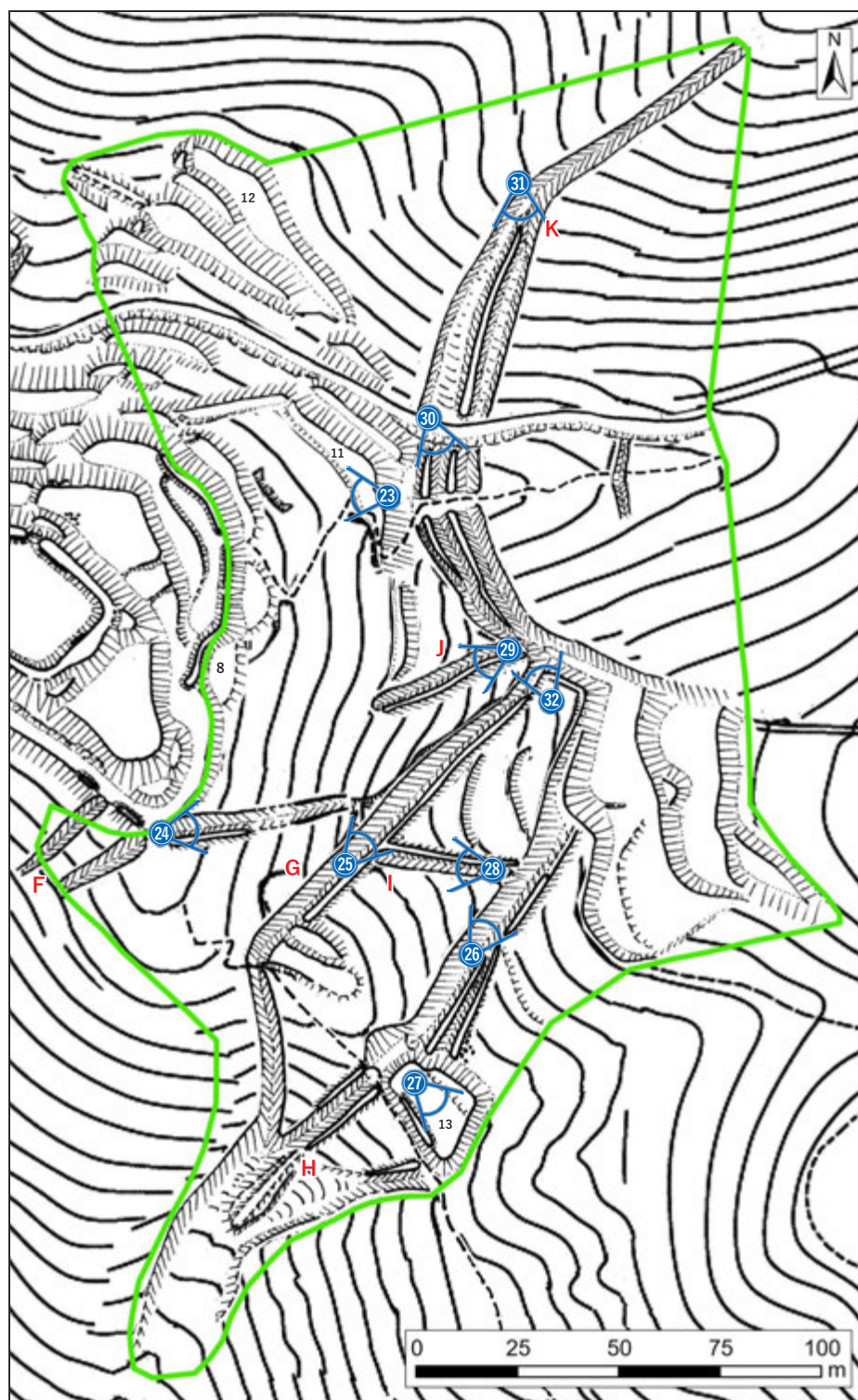
③⑩：堀切 K



③⑪：堀切 K から続く豎堀



③⑫：合流する豎堀



【図 34】大城 主体部南東側ブロック拡大図

エ 城内通路

金華橋から延びる既存の遊歩道は、近世以降に入山辺村と里山辺村を分ける境界ともなったことから、戦国時代の姿を伝えるものではないと推定され、城内を直線的に貫いています。

本来の通路がどのような道筋だったのかは不明ですが、西北西尾根ブロックの曲輪群の一部（曲輪 19、22 ほか）に出入口とみられるスロープや窪みを伴った遺構が確認できることから、各曲輪を経由しながら主体部に至った可能性があります。



遊歩道

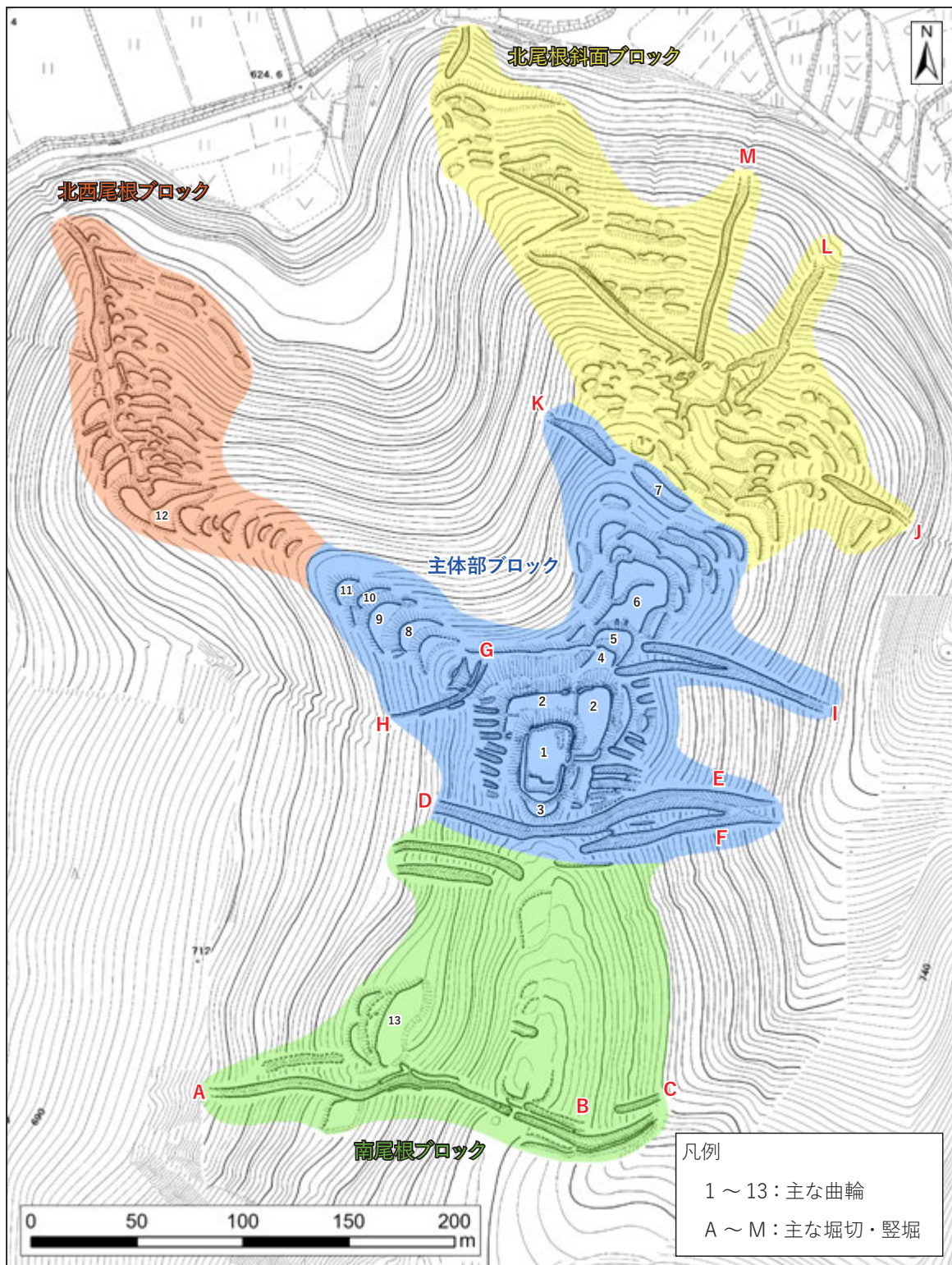
オ 石積

主郭（曲輪1）の北側土塁の内側や、西端外側法面、曲輪 16 の南西側法面などには、石積が断片的に残ります。詳細な調査が行われていないため、表面観察にとどまりますが、いずれも平石を布積にしており、法面の上部に鉢巻状に築いています。他にも土塁の所々に石材が露出している箇所があり、少なくとも主郭及び曲輪 2、4 については曲輪と土塁に石積が巡っていたと考えられます。

大城の石積は小城と比較すると、高さが低く、土塁の内外に確認できるのが特徴です。

(2) 小城の構造

小城は、標高 774 メートルに主体部を構える山城で、北麓との比高差は約 150 メートルあります。主体部には石積が見られ、主郭（曲輪1）の東西斜面には、畝状縦堀があります。主郭の南側は、堀切によって尾根を分断し、北尾根や北西尾根には、大城と同様に曲輪群が展開しています。



【図 35】小城区分図

ア 主体部ブロック

このブロックは、長方形の主郭（曲輪1）と、それを北側からコの字形に取り囲む曲輪2を中心に展開しています。主郭は、四方を土塁に囲まれ、特に尾根後方にあたる南辺の土塁を高くしています。主郭には、東辺中央（曲輪2南端の土塁上）から入りますが、本来の出入口であるかは不明です。また、東西斜面には畝状縦堀を配して斜面上の横移動を妨げています。

曲輪2の内部は東西2段に造成され、段差の北縁には出入口とみられる開口部があり、曲輪4からここを通過すると、石積を巡らせた曲輪を正面にあおぎます。

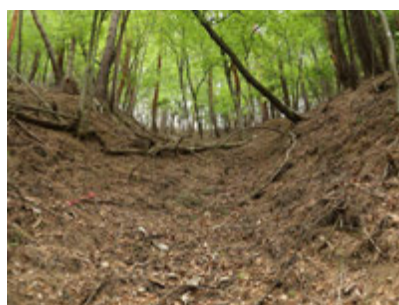
縦堀G、Hは、北側に位置する縦堀Gの方が短く、縦堀Iとともに尾根を完全には断ち切っていません。これは尾根を断ち切る南側の様相とは異なっています。

曲輪6の直下、北尾根に展開する曲輪群は、北に続く北尾根斜面ブロックに比べて急勾配で高い切岸を有しています。

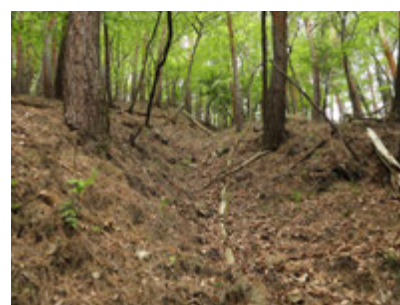
北西尾根の曲輪8～11は、細い尾根の稜線部に余すところなく曲輪を配置し、前面には急傾斜で高い切岸を削り出しており、北西尾根からの進入を壁によって遮断しています。



①：主郭背後の堀切と堀切から続く
縦堀 D



②：縦堀 E



③：縦堀 F



④：主郭



⑤：主郭南辺土塁



⑥：主郭西側石積



⑦：主郭東側石積（南）



⑧：主郭東側石積（北）



⑨：主郭北側石積



⑩：主郭切岸



⑪：主郭西側の畝状縦堀



⑫：曲輪2



⑬：曲輪2西側石積



⑭：曲輪2土塁開口部



⑮：曲輪3



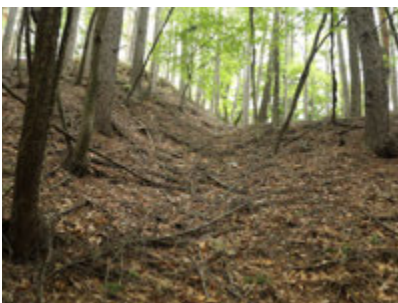
⑯：縦堀 G



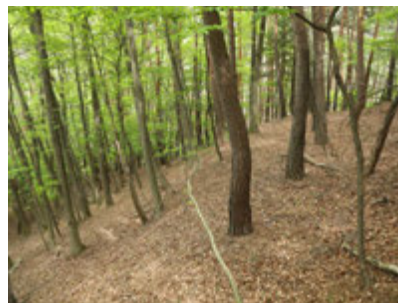
⑰：縦堀 H



⑱：曲輪9



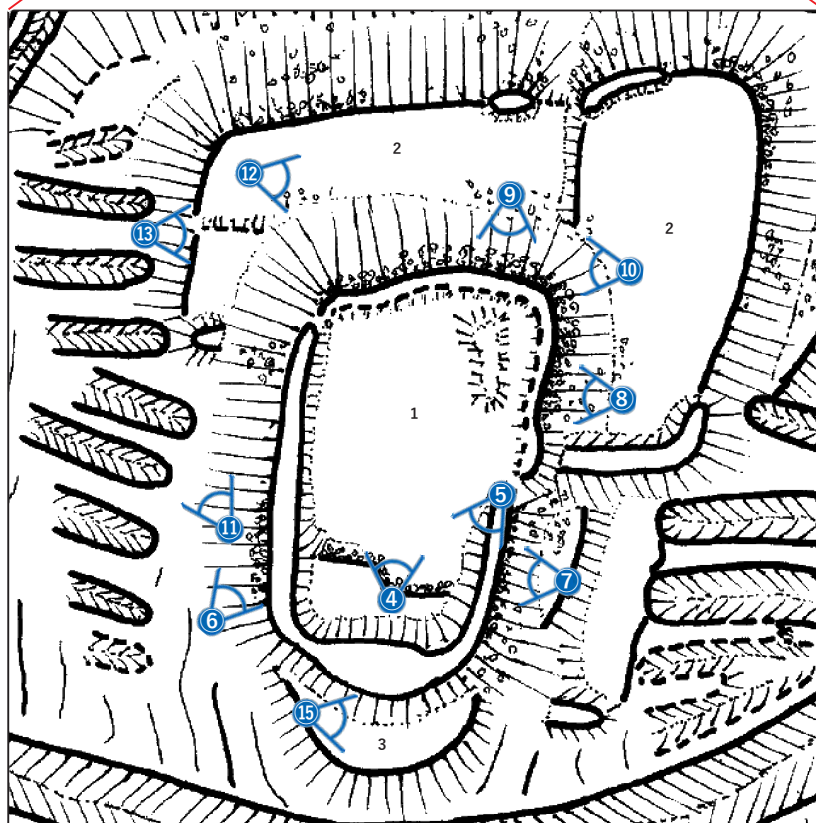
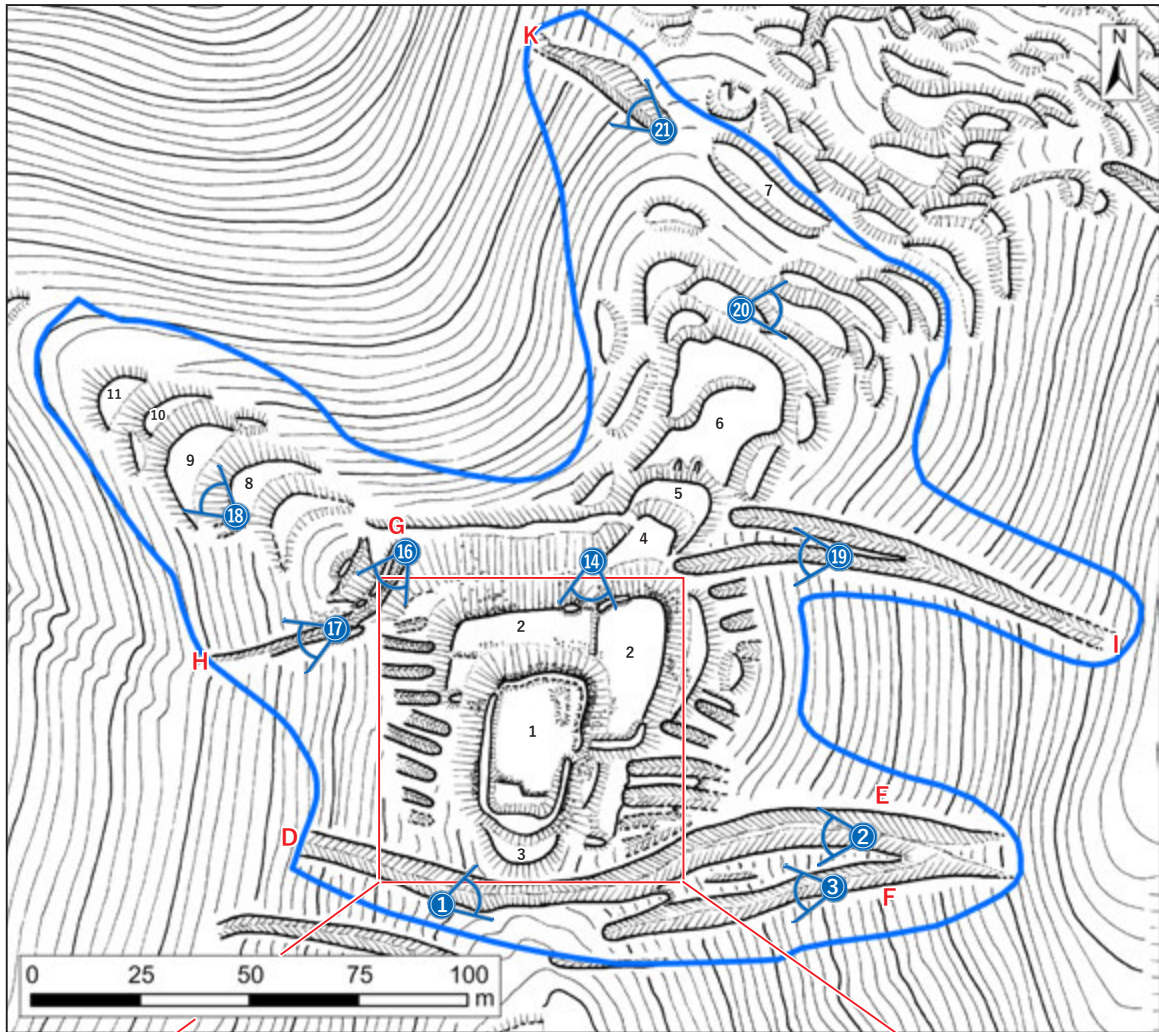
⑲：縦堀 I



⑳：曲輪6直下の曲輪群



㉑：縦堀 K



【図 36】 小城 主体部ブロック拡大図

イ 北西尾根ブロック

このブロックは、比較的傾斜の緩い尾根上に曲輪群が展開します。尾根の屈曲部にある馬蹄形の曲輪12より下方では、道を思わせるような溝状の地形が稜線上を走り、それに沿って曲輪が多数配置されています。曲輪12より上方は、輪郭が不明瞭で背面の切岸が低い曲輪が連なり、その上方に続く主体部ブロックの曲輪8～11（図36）とは対照的な姿を見せます。



②②：溝状地形



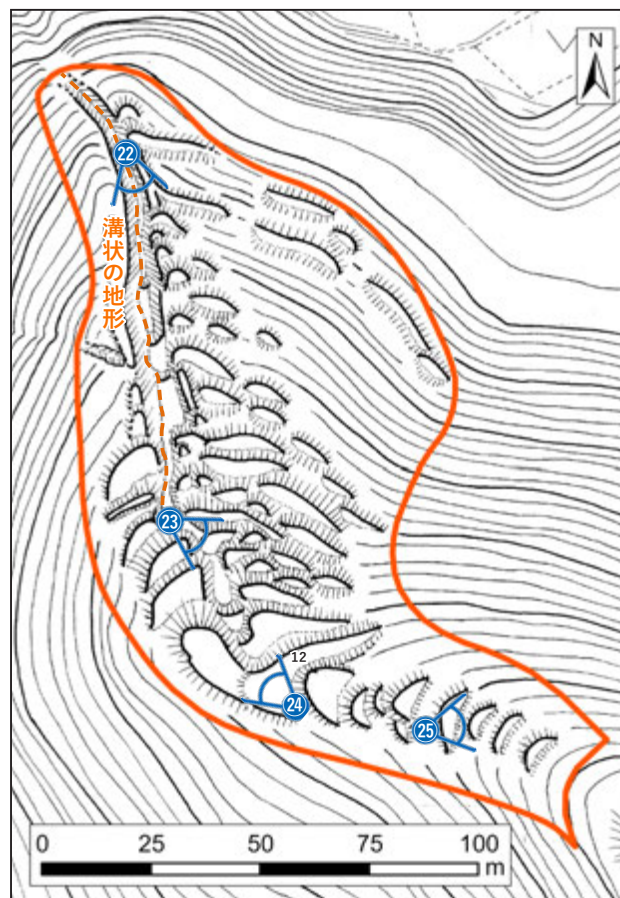
②③：溝状遺構（手前）と曲輪群（奥）



②④：曲輪 12



②⑤：曲輪 12 上方の曲輪群



【図 37】小城 北尾根ブロック拡大図

ウ 北尾根斜面ブロック

このブロックは、西寄りの稜線に沿って「之」の字形に下方に延びるスロープと、緩い谷空間に確保された比較的広く切岸の低い雛壇状の曲輪群のおおよそ二つの遺構群からなります。



②⑥: スロープ



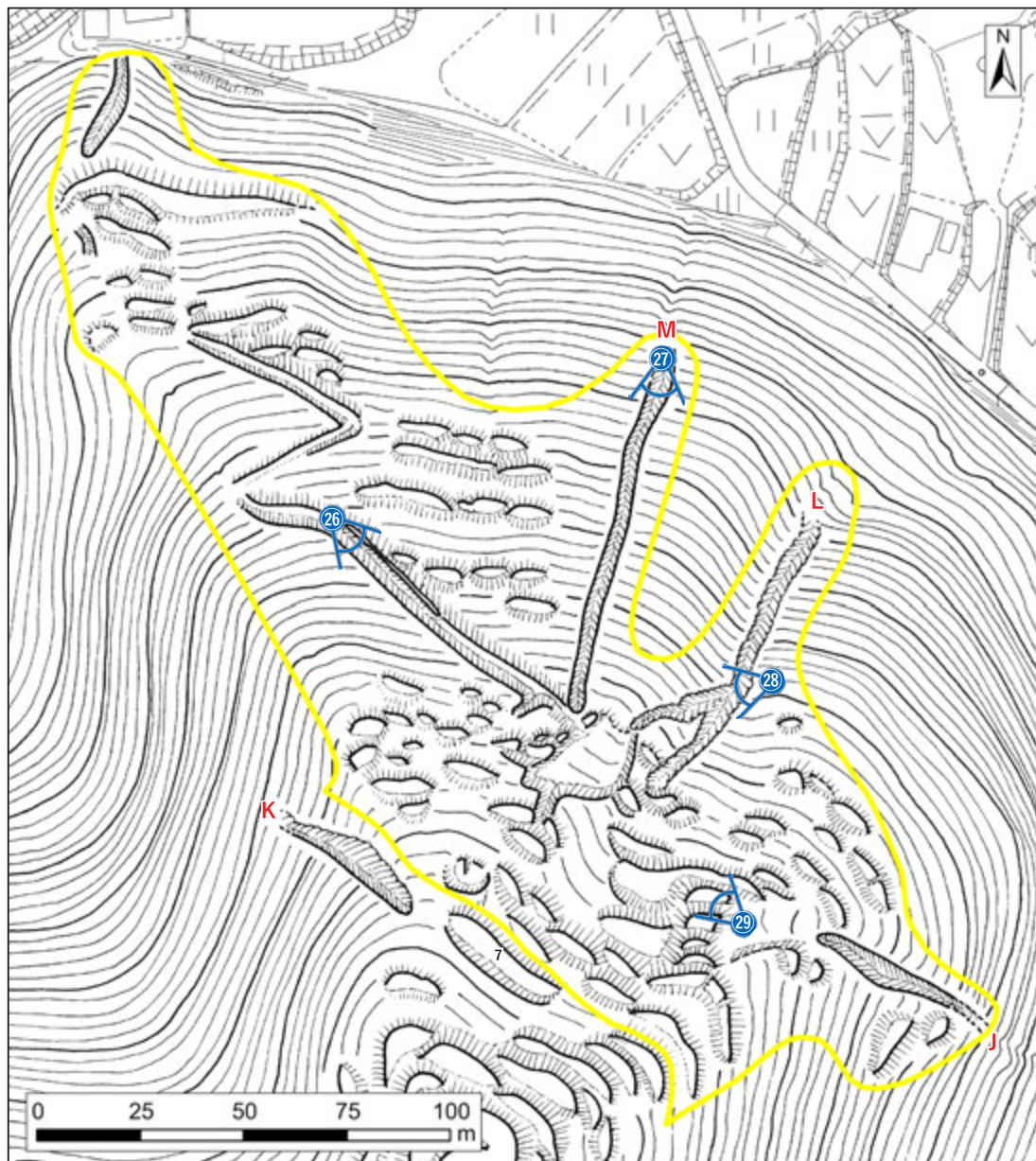
②⑦: 豎堀 M



②⑧: 豎堀 L



②⑨: 曲輪群



【図 38】小城 北尾根斜面ブロック拡大図

エ 南尾根ブロック

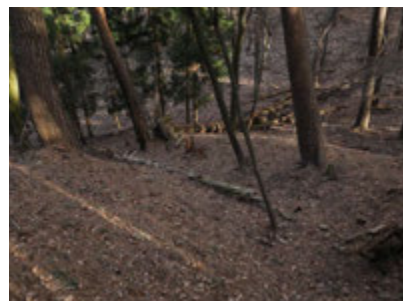
このブロックは、遮蔽物がなく緩い未整形の斜面が主郭に向かって下る地形で、主郭との間は縦堀D、Eに連なる堀切で断ち切っています。さらに、ブロック南端のピーク（標高 794 メートル）の背後は、縦堀A、B、Cにより、尾根を断ち切っています。



③⑩：縦堀 A



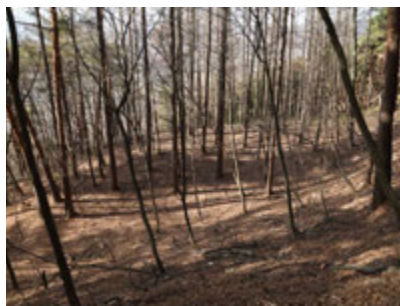
③⑪：縦堀 B



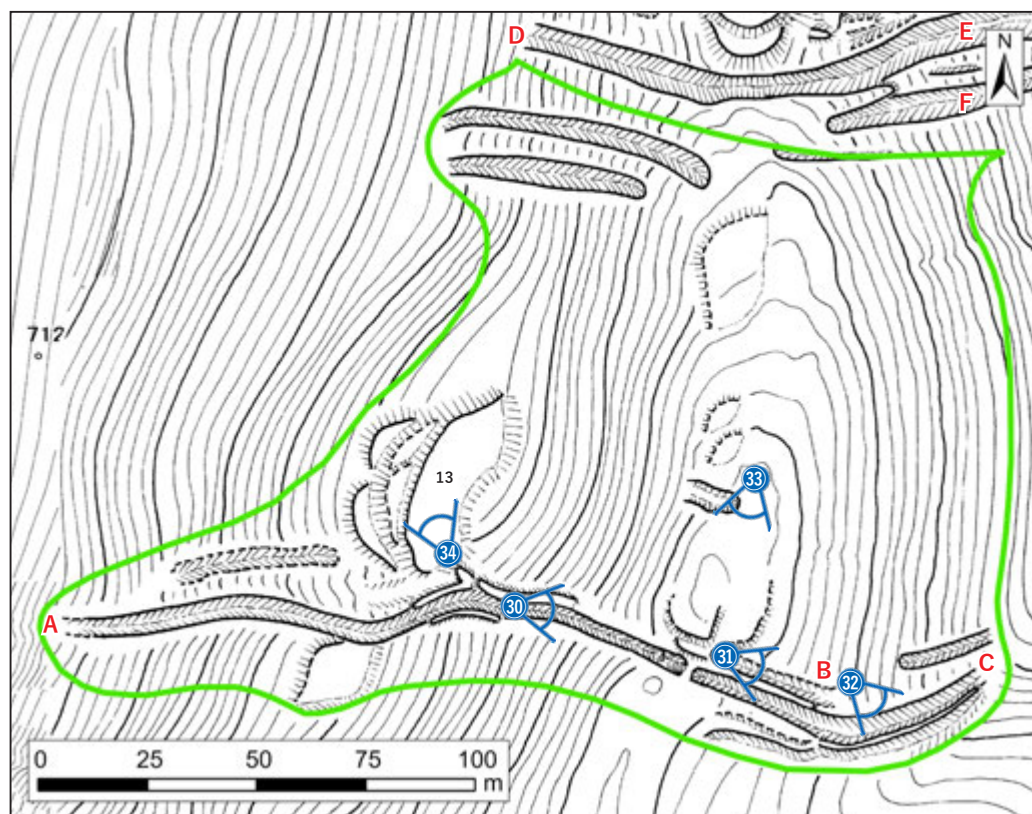
③⑫：縦堀 C



③⑬：南端ピーク



③⑭：曲輪 13



【図 39】小城 南尾根ブロック拡大図

オ 城内通路

現在小城には、大嵩崎集落側と廣澤寺側から登る道が整備されています。尾根上の遺構配置などから、既存の道は後世に整備されたものと思われますが、主体部周辺については往時の城内通路を踏襲している可能性があります。調査は行っていないため、詳細は不明です。

カ 石積

主郭（曲輪1）では、土塁の外側を鉢巻状の石積が全周していることが確認されています。残存状況はあまりよくありませんが、曲輪2も同様と見られます。

主郭の石積の高さは、概ね1～1.3メートル程でほぼ垂直に積まれ、隅角部を造らずに連続させた積み方をし、背面構造に控積が確認されるなど、松本市域の山城に見られる石積の特徴をよく表しています。



控積（主郭東側石積）



主郭の石積角部
隅角部を造らず円形に積まれている。

第4節 史跡の周辺環境を構成する文化財

1 林城跡に隣接する遺跡

(1) 林山腰遺跡

大城の南西麓、慈眼寺跡付近から大嵩崎集落にかけて広がる縄文時代中期～中世の遺跡で、過去2回の発掘調査と1回の試掘調査が行われています。

第1次調査は昭和62年(1987)に慈眼寺跡の南側一帯で行われ、縄文時代中・後期及び平安時代の住居跡に加え、上層から中世の竪穴建物跡2基、掘立柱建物跡・柱列、土坑群が検出されましたが遺物は出土していません。

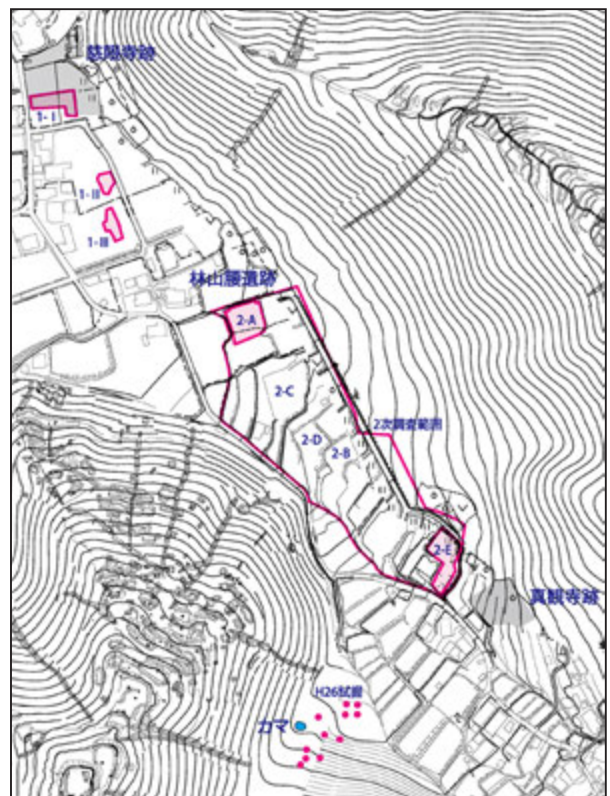
第2次調査は、平成14年(2002)から翌年にかけて林集落と大嵩崎集落の間に広がる延長310メートルにわたって連続する棚田状の水田において実施し、中世の遺構及び遺物が多数得られました。特に注目されるのは5棟の礎石建物跡が検出された平場の存在で、他の地点の状況と併せて棚田状の地形が中世に造成された平場に由来するものであることが判明しました。

さらに、火災整理に伴うとみられる大形土坑から、大窯第1段階(15世紀末～16世紀前葉)の天目茶碗や皿を中心とする一括資料が出土したことにより、平場群は15世紀後半に造成が開始され、15世紀末～16世紀初頭に隆盛し、16世紀中葉以降終息していくものと捉えられました。礎石建物跡の性格究明は今後の課題ですが、平場群は林城の山麓拠点として一体的に造成された可能性が高く、「小屋」の地名が残る現在の集落を含めた一帯のどこかに小笠原氏の居館があったと推定されます。

また、付近に「真観寺」や「瑞光寺」の地名も見られることから、山麓拠点には領主や家臣の屋敷に加え、小笠原氏と関わりの深い寺院なども置かれていたと推定されます。谷部に置かれた山麓拠点を取り囲むように要害(有事の際に詰める場所)としての山城を築く戦国時代の武家の本拠の在り方は、一乗谷朝倉氏遺跡(福井県福井市)や小谷城跡(滋賀



大嵩崎谷と林山腰遺跡



【図40】林山腰遺跡発掘調査位置図

県長浜市) など全国的に見られ、今後大城と小城に挟まれた大嵩崎の谷がどのように利用されていたのかを解明するための調査が必要です。

試掘調査は、平成 26 年 (2014) に小城の東麓、「鎌挟」とも「侍挟」とも呼ばれる一帯で実施しました。ここには「カマ」(地獄の釜) と呼ばれる池があり、成立時期は不明ですが堤が築かれていることから谷水を集めた溜め井戸とみられます。周辺にも棚田状の地形が残され、試掘により 2 か所で内耳鍋の破片を伴う整地盛土が確認されたことから小城の水の手ともいわれる湧水の周辺まで平場群が広がることが判明しました。



平場遺構と礎石建物跡

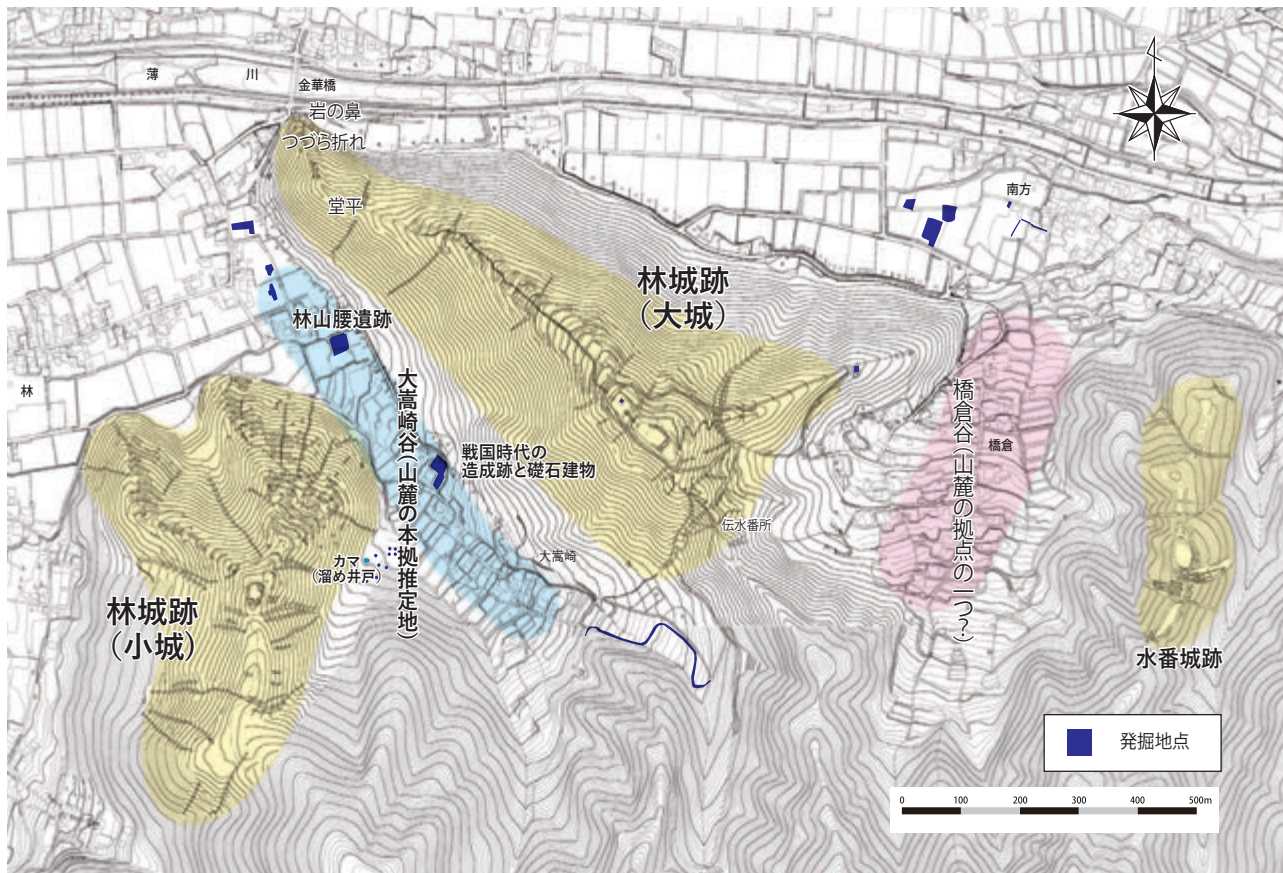


出土遺物：瀬戸産端反皿、天目茶碗、貿易陶磁の青磁、白磁、染付(青花)

(2) 水番城跡

大城の東側、橋倉谷を隔てた南方山の標高 830 メートル地点に主郭を構える小規模な城で、大城の水源警護を目的に小笠原清宗が築城したと伝わります。大城の水の手である井戸には、水番城跡の東のカシワ(梶葉) 沢から引水して水番城跡の南を越え、大城背後の尾根鞍部を経て引水したルートと、大菱沢から引水したルートがあったという伝承が残ります。

水番城跡の縄張は、主体部以外には堀を除いてほとんど人工的な手が加わりませんが、主郭には、背面を中心に鉢巻状の石積が残ри、堀切は 4 重となっています。また堀切背後の西斜面には畝状縦堀を備えており、合流する縦堀と合わせて、林城跡との共通点が見られます。



【図 41】 林城跡周辺図



水番城跡遠景



主郭南側の石積

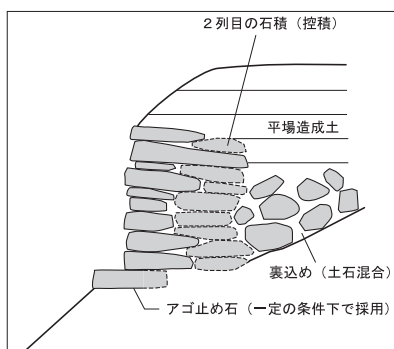
2 県史跡小笠原氏城跡

松本市には小笠原氏系ともいわれる共通する縄張構造を持つ城跡が複数分布しています。その内、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡は、小笠原氏城跡として県史跡に指定されています(図1)。

これらの城跡の特徴は、尾根中腹のピークを利用して主体部を設け(大城のように尾根頂上に立地するものは少ない。)、主体部背後(尾根稜線)を深い堀切や多重の堀切で遮断していることです。また、堀切から連続して長く斜面を下降させる竪堀が造られ、複数の堀を途中で合流させるものが多く見られます。畝状竪堀も小城、埴原城跡、桐原城跡、水番城跡の主体部周辺で導入されている様子がうかがえます。

主体部から派生する尾根上には、不整形の曲輪で埋め尽くす空間が設けられており、林城跡、桐原城跡で見られます。

石積は、多くの城で主郭の周辺に用いられており、平石を布積にし、鉢巻状に巡らせる点が特徴です。垂直に近い不安定な積み方のため、前面石積の背面に2列目の石積(控積)を伴うことがあり、高さは1~1.5メートル程に留まっています。埴原城跡では石積を高くするため、2段に築いていますが、山家城跡では1段の石積で3メートルに達し、技術が発達したことを示しています。また、不安定な地盤に石積を築く場合、根石の下にアゴ止め石を置くことがあります。



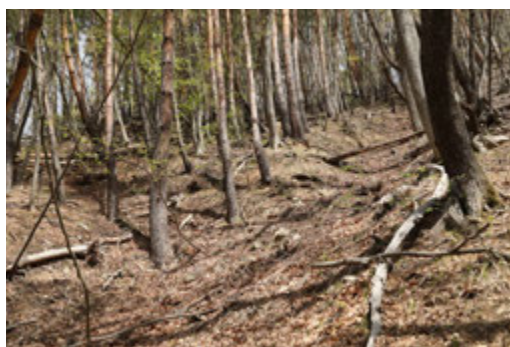
【図 42】石積模式図



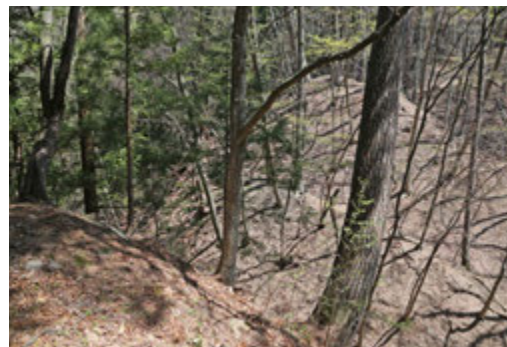
桐原城跡控積



埴原城跡アゴ止め石



合流する竪堀(桐原城跡)



主郭背後の堀切(山家城跡)

ア 埴原城跡

埴原城跡は林城の南4キロメートルに築かれた大規模な山城です。築城者や築城時期は文献史料がなく不明ですが、主郭を囲む鉢巻状の石積や、主体部背後の幅が広く深い堀切、城内通路など極めて残りが良く、地域の山城の特徴を見ることができます。



主郭背後の堀切



主郭南側石積

イ 山家城跡

山家城跡は、林城の東約4キロメートルに所在する秋葉山に築かれ、『信府統記』には「中入山ノ古城」と記されています。諏訪社上社神官守矢満實の自筆書留である『守矢満實書留』に文明12年(1480)に小笠原長朝が山家城を攻め、山家孫三郎が討死したとあるのが初見です。武田氏家臣の駒井政武(高白斎)が記したとされる『高白斎記』には天文19年(1550)の武田晴信の筑摩郡侵攻によって林城とともに自落したと記されています。

主郭の周囲に巡らされた石積は、最も高いところで3メートルに及び、平石をほぼ垂直に整然と積み上げています。

なお、山家城跡も尾根の途中に主郭を設け、背後に5本の堀切と縦堀が造られています。さらにその背後にも武田氏系の城郭に見られる特徴ともいわれる放射状縦堀と帯状の曲輪を伴ったもう一つの主体部を構えており、一城別郭とも呼ぶべき広大な城域を特徴としています。



主郭



主郭南側石積

ウ 桐原城跡

桐原城跡は、林城の北東約2キロメートルに所在する大蔵山の中腹に築かれています。

『信府統記』には、桐原大内蔵真智によって寛正元年（1460）に築かれたと記されており、その後『高白斎記』によると、天文19年の武田晴信による筑摩郡侵攻により林城とともに自落したと記されています。

桐原城跡は、松本周辺の山城の中で最も石積を多用する城の一つで、主郭を巡る鉢巻状の石積のほか、主郭直下の曲輪や西斜面の雛壇状の曲輪群、主郭背後の堀切内の土塁、城内通路などのいたるところに石積を見ることができます。

また、尾根の途中に主郭が位置することから、主郭背後を3本の巨大な堀切で遮断するほか、畝状堅堀や長大な堅堀、堀切と小曲輪群を伴う尾根など林城跡との共通点が見られます。



主郭背後の堀切



主郭西側石積

第4章 史跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

史跡小笠原氏城跡は、前章までで扱った様々な遺構によって成り立っています。それらについて、史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素として下記のとおり区分します。

A 史跡の本質的価値を構成する要素（表9）

史跡の立地を含めた、史跡指定地内の遺構群によって構成されます。現在地上で確認できる遺構や、地下に残る遺構、史跡の価値付けに関係する遺物などが該当します。

B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素（表9）

上記A以外の史跡指定地内における構成要素が該当しますが、史跡の保存、活用、整備を考える上、以下の二つの要素に分類します。

(I) 史跡の保存活用に有効な要素

遺構及び周辺環境の保存活用につながる治山施設、遊歩道やサイン類などの活用の面で必要な設備が該当します。

(II) その他の要素

B(I)のいずれにも当てはまらないものが該当します。また、近世以降に史跡指定地内に造られた施設などもここに含みます。

C 周辺環境を構成する要素（表10）

史跡の構成要素及び本質的価値に関係する要素の中で、史跡指定地外のものが該当しますが、以下の二つの要素に分類します。

(I) 史跡の本質的価値に関連する要素

発掘調査結果や、立地などを考慮し、史跡小笠原氏城跡の本質的価値に直接関係する要素が該当します。

(II) その他の要素

史跡小笠原氏城跡と同時代にあり、歴史的にも関係がある又は推測される要素が該当します。

【表9】 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

区分		要素		
		井川城跡	林城跡	
			大城	小城
A 史跡の本質的価値を構成する要素		伝櫓台跡、地下遺構及び遺物、自然地形	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・堅堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・堅堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構
B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素	(I) 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン類	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、遊歩道・見学路	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、見学路
	(II) その他の要素	電柱・支線、里道、私道、公共下水道、水路、祠、その他建築物及び工作物	神社跡、市道、私道、東屋、ベンチ、排水溝、軍事工場関連跡、その他建築物及び工作物	後世の石積、鹿柵、ベンチ、祠、軍事工場関連跡、その他建築物及び工作物

【表10】 周辺環境を構成する要素

区分		要素
C 周辺環境を構成する要素	(I) 史跡の本質的価値に関連する要素	保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物、史跡の本質的価値に関連する遺跡（林山腰遺跡、水番城跡）
	(II) その他の要素	埴原城跡、山家城跡、桐原城跡 その他史跡小笠原氏城跡に関連する城跡や寺社など

第2節 史跡の本質的価値

1 井川城跡の本質的価値

井川城跡は、発掘調査により、堀や土塁を巡らせた土壇状盛土遺構が検出され、1町（約100メートル）規模の居館跡があることが分かりました。居館跡からは、礎石建物跡、青磁筍形瓶などの威信財、儀礼的様相が強い京都を意識したかわらけなど、守護クラスの居館跡を裏付ける遺構や遺物が出土しました。

また、棘の発達したサイカチが、立木の出土と花粉分析により、堀に沿って密に植栽されていたことがうかがえ、防御機能を担っていたことが考えられます。こうした守護の居館の景観をうかがえる資料が出土したことも本城跡の価値といえます。さらに守護クラスの居館跡が、市街地にありながら開発されずに、全体が良好な状態で保存されていることは極めて貴重であるといえます。

これまでの発掘調査が居館の存在や範囲の把握を目的とした限定的な内容であるため、居館の内部構造や、周辺の土地利用、植生などの景観について今後の継続的な調査研究によって守護居館の様相を明らかにできる可能性を有する点でも高い価値を持ちます。

2 林城跡の本質的価値

林城跡は、尾根に沿って雛壇状に造成された曲輪群や、堅堀と一体化した堀切、主郭周辺で多用される平石積の鉢巻状の石積といった松本平に共通してみられる特徴的な城郭構造が良好な状態で保存されており、県史跡小笠原氏城跡とともに松本地方の山城の特徴や変遷を捉えることができます。

また、大城と小城の谷間（大嵩崎谷）にある林山腰遺跡からは、中世に造成された雛壇状の平場群や礎石建物跡が検出され、立地や遺構、遺物から、遺跡を含む周辺には戦国時代における小笠原氏の本拠があったと推定されます。

林城跡は、林山腰遺跡とともに、山麓に本拠を構え山城を要害とする戦国時代の典型的な領主の本拠の在り方を伝えることから、極めて高い価値を有しています。

3 史跡小笠原氏城跡の本質的価値

(1) 信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の侵攻により信濃を追われるまでの居城（本拠地）であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

また、井川城跡は居館として、林城はその麓にあったと推定される居館に伴う要害であったと考えられます。

(2) 室町時代から戦国時代への領主の居城（本拠地）の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示す例といえます。

小笠原氏城跡は、我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城（本拠地）の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値を見出すことができます。

(3) 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃における室町時代から戦国時代末までの遺構を残しており、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配に加えて、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

(4) 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代の終焉と織豊系城郭の出現により、地域の政治状況は、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4キロメートル四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題

史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡と林城跡は、異なる性格を持つ史跡です。

井川城跡は、松本駅に比較的近い市街地にあり、史跡の本質的価値を構成する要素の大半は、地下遺構となっています。一方、林城跡は中心市街地から離れた山中にあり、史跡の本質的価値を構成する要素の大半は、石積や曲輪などで地表に露出しており、保存活用に対する要件が異なります。

ここでは、81 ページの表9、10 に記載した A ～ C の史跡に関連する要素の現状と課題について整理を行います。

1 指定地全体

(1) 現状

ア 史跡指定

現在の史跡指定の状況は、第2章第2節に記載のとおりですが、史跡指定地の周辺に、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を構成する遺構等が存在している範囲があります。

イ 公有化

史跡の公有化は、史跡指定に伴う財産権の制限に対する補償的措置及び史跡の適切な保存、管理、活用を行う対象地の取得を目的として実施するものです。

現在の史跡指定地の公有化の状況は第2章第3節に記載のとおりです。井川城跡の一部が公有化されていますが、大半は民有地となっています。

ウ 史跡の現状変更等許可

文化財保護法（以下「法」という。）第125条による史跡の現状変更等許可は、松本市教育委員会文化財課が所管し、行為申請者から提出された現状変更等許可申請書は、松本市教育委員会から長野県教育委員会を経由し、文化庁に提出されています。松本市教育委員会が行うこととされている許可等の事務は、文化財課が所管しています。

エ 管理団体が行う保存管理

法第113条の規定により、松本市が史跡小笠原氏城跡の管理団体に指定されており、史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行うこととされています。保存のため必要な管理及び復旧の内容及び法の規定により管理団体が行うこととされている事項は以下のとおりです。

(ア) 史跡の保存のため必要な管理

具体的な内容として、見回り・除草・清掃等の維持的措置、警備設備・防火設備等の防災施設の設置、応急的なものなどの小規模な修理が挙げられます。

(イ) 史跡の保存のために必要なその他の物件で史跡の所有者の所有・管理に属するものの管理

(ウ) 復旧

史跡が毀損している場合に、これを毀損前の状態に戻す修理を指します。

- (エ) 史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置（法第114条第1項）
- (オ) 史跡指定地内の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があった場合の文化庁長官への届出（法第114条第2項）
- (カ) 史跡の滅失、毀損が生じた場合の文化庁長官への届出（法第118条）
- (キ) 史跡を復旧する場合の文化庁長官への届出（法第127条）

(2) 課題

- ア 史跡小笠原氏城跡の本質的価値を構成する要素及び本質的価値と密接に関係する要素の保存を図るため、史跡の追加指定に取り組む必要があります。
- イ 史跡指定地公有化の目的に沿って、公有化を進める必要があります。
- ウ 史跡の本質的価値及び構成要素が明確にされておらず、保存の基本方針及び現状変更等の取扱いに関する基準が定められていません。
- エ 文化財保護法上設置が義務付けられている施設のうち、標識、境界標が未設置であり、設置する必要があります。

2 井川城跡

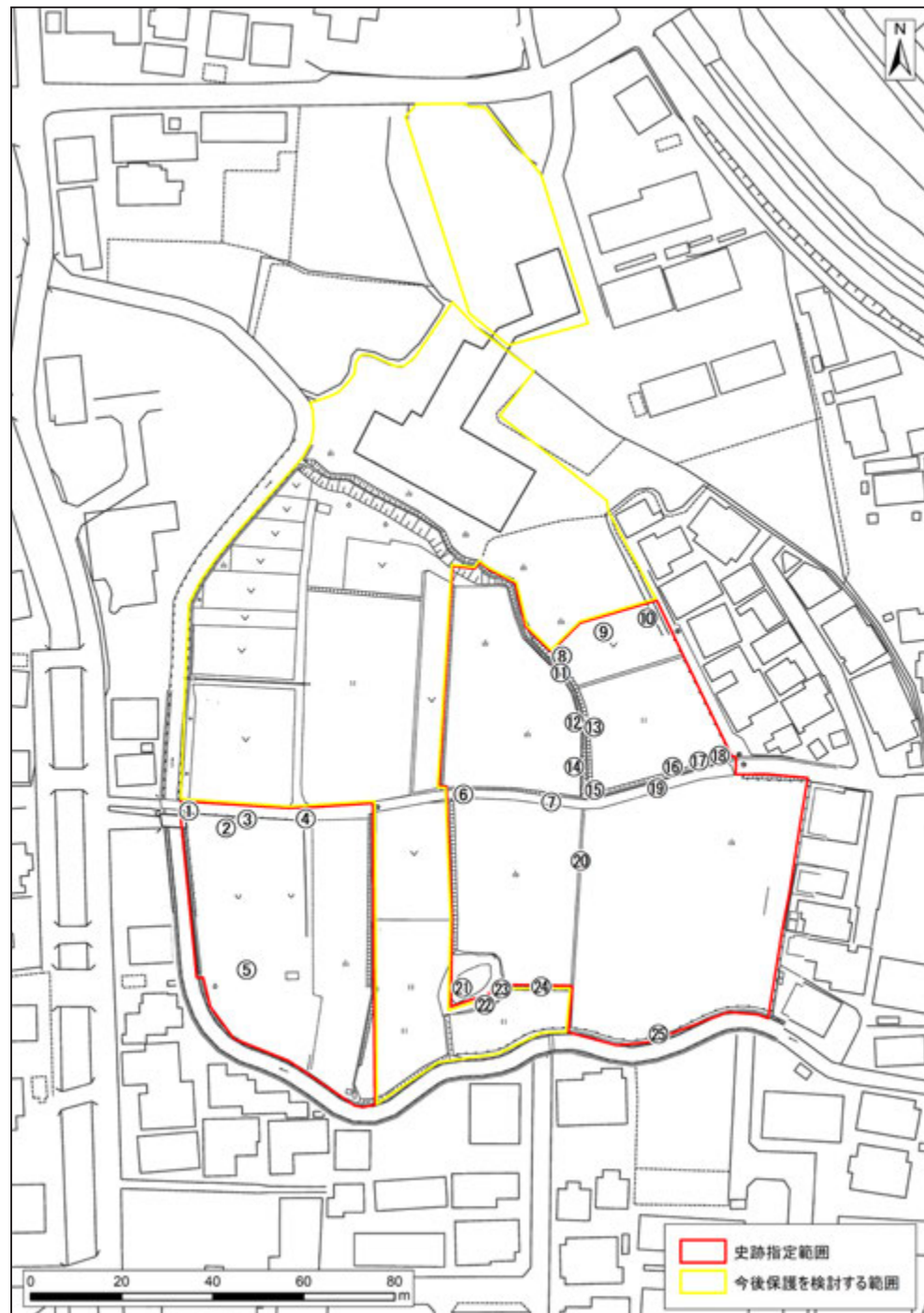
(1) 現状

【表11】井川城跡の現状一覧

区分	要素	現状
A	伝櫓台跡	- 櫓台跡と伝承されてきた塚状の盛土が残っています。 - 盛土上には、樹木が生えており、遺構に影響を与えている可能性があります。また、樹木は一部樹勢が衰えてきています。
	地下遺構及び遺物	発掘調査により、土壇状盛土遺構、土塁、堀状遺構、建物跡などの地下遺構を確認しました。
	自然地形	- 耕作地は、所有者や耕作者が管理を行っています。 - 休耕地は草地となっており、松本市が定期的に除草を行っています。
B (I)	サイン類	整備の現状と課題を参照
B (II)	電柱・支線	- 史跡内に使用されていない電柱と支線があります。 - 史跡外に設置されている電柱の支線が史跡内に設置されています。
	里道	- 里道の一部に畦畔ブロックが設置されています。 - 井川城跡の出入口と推定される遺構の上を通過しています。
	私道	指定地内には、史跡内外の耕作者が使用する私道が通っています。
	公共下水道	- 里道及び私道内に埋設されています。 - 本管及びマンホール改修に際し掘削が必要になります。 - 井川城跡の出入口と推定される遺構にかかっています。
	水路	- かつて耕作に使用された水路が設置されています。 - 史跡の東側を中心に、排水のための暗渠が設置されています。
	祠	伝櫓台跡の盛土上には、祠が設置されています。
	その他建築物及び工作物	土地所有者や利用者が設置した物置などの建築物や工作物があります。
C (I)	今後保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物	- 井川城保育園が建設されており、地下に遺構が保存されています。 - 耕作地として利用されています。 - 都市計画道路が計画されています。

(2) 課題

- ア 史跡内を通る下水道は移設が難しく、将来的に改修工事が必要となるため、これを考慮した保存活用を検討する必要があります。
- イ 史跡内を通る里道及び私道の取扱いの検討が必要です。



【図 43】井川城跡現況図



① 通行禁止看板・
街区表示板



② 電柱と支線



③ 注意喚起看板



④ マンホール



⑤ 畦畔ブロック



⑥ マンホール



⑦ 私道



⑧ 物置



⑨ 畦畔ブロック



⑩ 通路



⑪ 板材



⑫ 畦板



⑬ 畦畔ブロック



⑭ 畦畔ブロックと畦板



⑮ 水路



⑯ 水路



⑰ 支線



⑱ 注意喚起看板



⑲ 里道



⑳ 畦畔ブロック（里道）



㉑ 祠



㉒ コンクリートブロック



㉓ 注意喚起看板



㉔ 畦畔ブロック



㉕ 畦畔ブロック

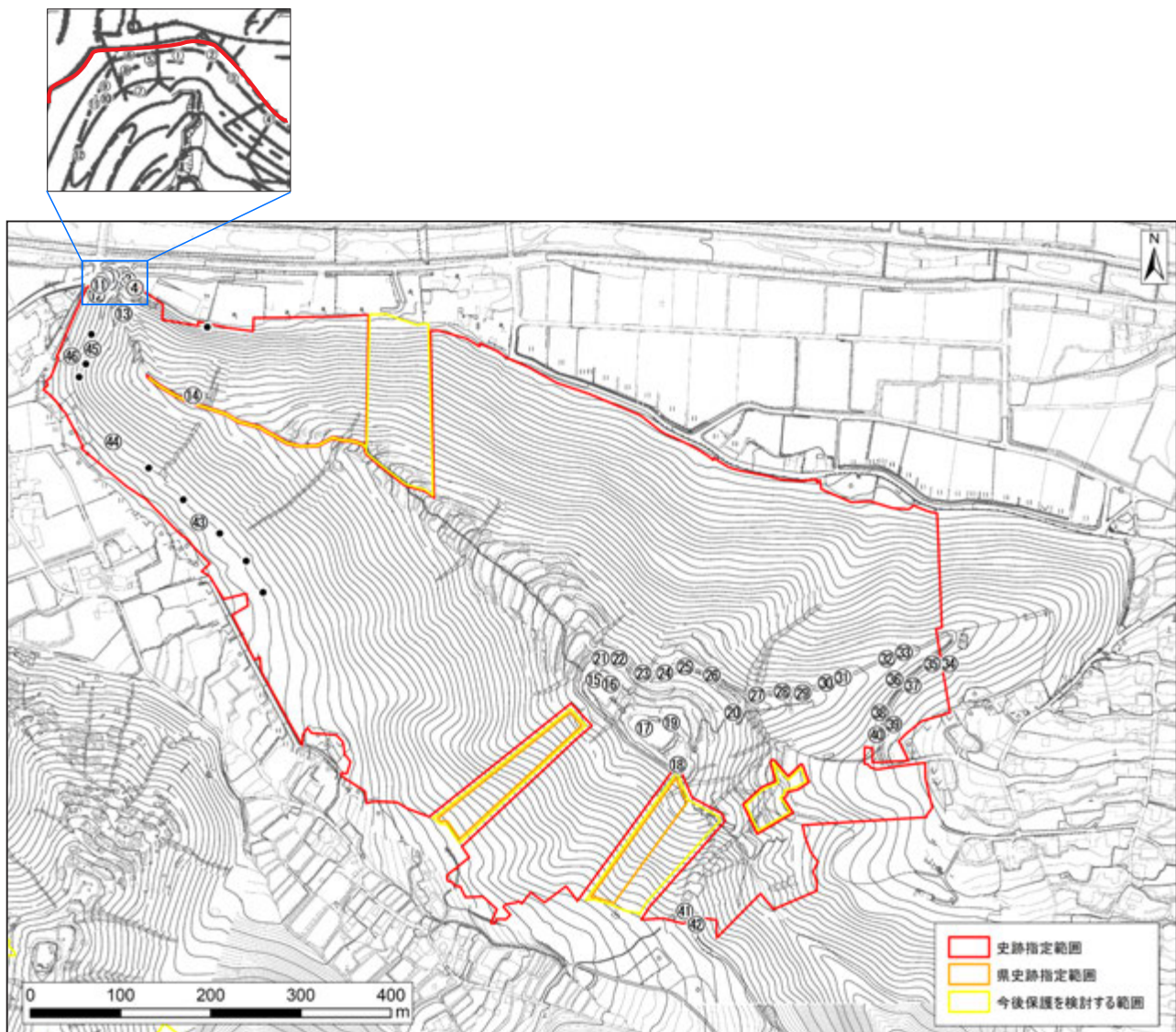
3 林城跡

(1) 大城の現状

【表 12】大城の現状一覧

区分	要素	現状
A	石積	- 主郭（曲輪1）を中心に石積が残ります。 - 崩落したとみられる転石が所々にありますが、自然落下か破城（城を壊して廃止すること。）によるものかは不明です。 - 露出した石積以外に埋没している石積があると予想されますが未調査のため不明です。 - 主郭の石積の一部は、後世の改変を受けていると思われます。 - 石積上に生えている樹木により、石積が毀損するおそれがあります。
	曲輪	【共通】 - 比較的遺存状態は良好です。 - 一部が藪化しており、立入ができません。 - マウンテンバイクなどの乗入れが確認されており、タイヤによる遺構の毀損のおそれがあります。 【西北西尾根ブロック】 - 遊歩道により、遺構の一部が改変されています。 【主体部ブロック】 - 橋倉から続く道路の開削により曲輪 3、9、10 を中心に改変された痕跡が見られます。 - 主郭、曲輪 2、5 を中心に神社造営などによる遺構の改変が見られます。
	切岸	- 落ち葉や土砂の堆積により、本来の形状が分かりにくくなっています。 - 切岸に樹木が生えているところがあり、遺構に影響を与えている可能性があります。
	土塁	- 神社造営などにより土塁の一部が改変を受けた可能性があります。 - 橋倉から続く道路や遊歩道の開削により曲輪 3 の土塁が一部削平されています。 - 土塁上に樹木が生えているところがあり、倒木により遺構が毀損するおそれがあります。
	堀切・豎堀	- 全体的に落ち葉や土砂の堆積により、本来の形状が分かりにくくなっています。 - 堀切 C、D、E には土橋が見られますが、元々存在するものか後世の開道に伴う改変によるものかは未調査であるため不明です。 - 堀切 E、K は、橋倉から続く道路の開削時に改変を受けています。
	井戸跡	- 内部に石積が見られます。 - 井戸背面に土砂崩落防止のための木製の囲いが設置されています。
	地下遺構及び遺物	史跡内の大半が未調査であり、状況は不明です。
	自然地形	- 城郭と一体を成す自然地形には、私道等を除き、大きな改変は見られません。 - 急傾斜地が多く、広い範囲が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。
	その他露出遺構	現状では把握されていない、城内通路等の城郭に伴う遺構が残存している可能性があります。
B(I)	サイン類	整備の現状と課題を参照
	森林（保安林及び地域森林計画対象林）	- 対象範囲は図 10 を参照 - 傾斜地等の自然地形の保全の役割を果たしています。 - 樹木により史跡からの眺望が妨げられたり、遺構が見えにくくなっている箇所があります。

B(I)	治山施設	・土砂流出防止のため設置されています。
	遊歩道・見学路	・市が所管する遊歩道と住民が整備した見学路があります。 ・遊歩道を雨水が流下し、浸食による遺構破壊が進んでいます。 ・詳細は整備の現状・課題を参照
B(II)	神社跡	・神社に関係すると思われる石段や礎石が残っています。
	市道	・橋倉集落側から市道が通っています。 ・山側の法面の一部の浸食が進み、崩落のおそれがあります。
	私道	・市道終点から曲輪9に通じる私道が通っています。
	東屋	・主郭、曲輪2、堂平に東屋が設置されています。
	ベンチ	・管理者の不明なベンチが設置されており、劣化が進んでいます。
	排水溝	・私道に排水溝が掘られています。
	軍事工場関連跡	・第2次世界大戦時に造られた軍事工場や建設に伴う痕跡が見られます。
C(I)	その他建築物及び工作物	・土地所有者等により小屋や有刺鉄線等が設置されています。
	今後保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物	・曲輪や切岸、塹壕などの遺構が残っています。 ・一部遊歩道や見学路が通っています。 ・一部県史跡の範囲があります。 ・無番地や所有者不明地があります。



【図 44】大城現況図



① 治山施設



② 保安林看板



③ 電柱



④ 治山施設



⑤ 注意喚起看板



⑥ ベンチ



⑦ 支線



⑧ 保安林看板



⑨ 注意喚起看板



⑩ 杖置き ⑪ マップ置場



⑬ ベンチ



⑭ 東屋



⑮ 標柱



⑯ 東屋



⑰ 東屋



⑱ ベンチ



⑲ ベンチ



⑳ 土留め



㉑ 注意喚起看板



㉒ 排水溝



㉓ 排水溝



㉔ 排水溝



㉕ 排水溝



㉖ 排水溝



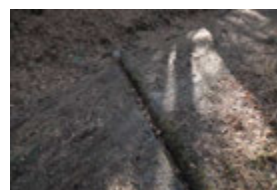
㉗ 排水溝



㉘ 排水溝



㉙ 排水溝



㉚ 排水溝



③① 排水溝



③② 私道



③③ 排水溝



③④ 支線



③⑤ 電柱



③⑥ 支線



③⑦ 電柱



③⑧ 支線



③⑨ 電柱



④⑩ 市道



④⑪ 石碑



④⑫ 祠



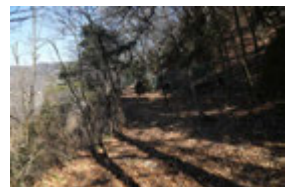
④⑬ 土砂捨て場



④⑭ 地下壕入口地点



④⑮ 地下壕入口地点



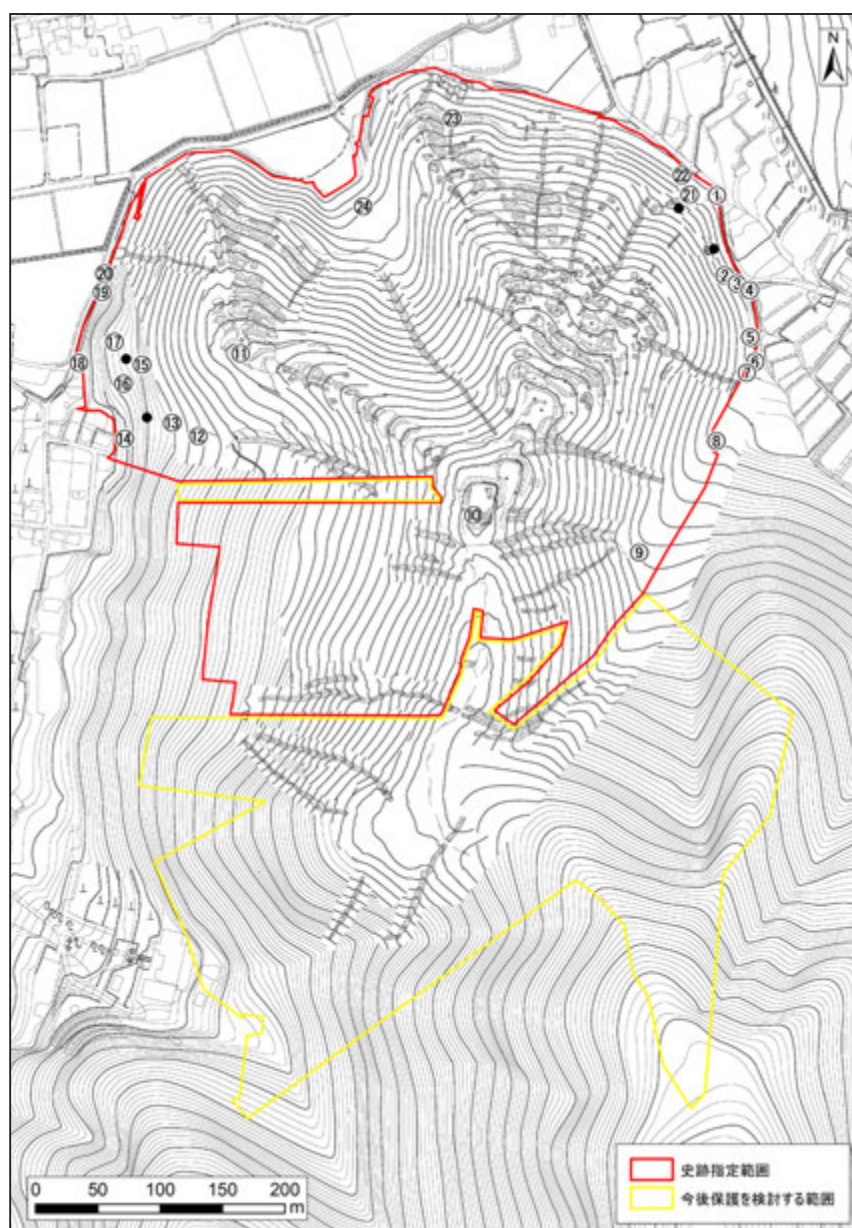
④⑯ 土砂捨て場

※ 地下壕入口地点は④⑭、④⑮の他に9か所確認されています。
位置は図 45 に黒点で示し、写真を省略しました。

(2) 小城の現状

【表 13】小城の現状一覧

区分	要素	現状
A	石積	- 主郭（曲輪 1）、曲輪 2 を中心に石積が残ります。石積の下方には崩落したとみられる転石がありますが、自然落下か破城によるものかは不明です。 - 石積上に樹木が生え、倒木により毀損するおそれがあります。 - 露出した石積以外に埋没している石積があると予想されますが、未調査のため不明です。
	曲輪	- 比較的遺存状態は良好です。 - 主郭に後世ものと思われる改変が見られます。
	切岸	- 落ち葉や土砂の堆積により本来の形状が分かりにくくなっています。 - 切岸に樹木が生えているところがあり、遺構に影響を与えているおそれがあります。
	土塁	土塁上に樹木が生えているところがあり、倒木により遺構が毀損するおそれがあります。
	堀切・竪堀	全体的に落ち葉や土砂の堆積により、本来の形状が分かりにくくなっています。
	井戸跡	- カマ（地獄の釜）と呼ばれる溜め井戸があります。 - 見学者等の転落防止のため木材などで覆われています。
	地下遺構及び遺物	主郭を除く部分が未調査であり、遺構や遺物の存在などは不明です。なお、主郭も部分的な調査のため全体的な状況は不明です。
	自然地形	- 城郭と一体を成す自然地形には、大きな改変は見られません。 - 急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている範囲があります。
	その他露出遺構	現状では把握されていない、城内通路等の城郭に伴う遺構が残存している可能性があります。
B(I)	サイン類	整備の現状と課題を参照
	森林（保安林及び地域森林計画対象林）	- 指定範囲は図 10 を参照 - 森林により、傾斜地等の自然地形が保全されています。 - 樹木により史跡からの眺望が妨げられたり、遺構が見えにくくなっている箇所があります。
	治山施設	土砂流出防止のため設置されています。
	見学路	整備の現状と課題を参照
B(II)	後世の石積	- 主郭及び南尾根ブロックの堀切内に後世のものと思われる石積が残っています。 - 廣澤寺側からの見学路上の耕作地跡に石積が残っています。
	鳥獣被害防止防護柵	獣害被害防止のために山麓に設置されています。
	ベンチ	大嵩崎集落側登り口から続く見学路にベンチが設置されています。
	祠	曲輪 12 に祝殿が建っています。
	軍事工場関連跡	第 2 次世界大戦時に造られた軍事工場や建設に伴う痕跡が見られます。
C(I)	その他建築物及び工作物	土地所有者等により、有刺鉄線等が設置されています。
	今後保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物	- 竪堀などの遺構が残っています。 - 無番地や所有者不明地があります。



【図 45】小城現況図



① 鳥獣被害防止防護柵ゲート



② 砂防指定地標柱



③ 砂防指定地標柱



④ 注意喚起看板



⑤ 砂防指定地標柱



⑥ 杖置場



⑦ 鳥獣被害防止防護柵ゲート



⑧ カマ(地獄の釜)の覆い



⑨ ベンチ



⑩ 後世の石積



⑪ 祝殿



⑫ 後世の石積(耕作地跡)



⑬ 鳥獣被害防止防護柵ゲート



⑭ 治山施設



⑮ 柵



⑯ 治山施設



⑰ 鳥獣被害防止防護柵



⑱ 杖置場



⑲ 説明看板
(富士浅間神社跡)



⑳ 鳥獣被害防止防護柵



㉑ 地下壕入口地点



㉒ トロッコ道跡



㉓ トロッコ道跡



㉔ 土砂捨て場

※ 地下壕入口地点は㉒の他に4か所確認されています。
位置は図46に黒点で示し、写真を省略しました。

(3) 植生の現状

林城跡は、その全域が森林におおわれており、土地所有者により管理されており、林業等にも用いられてきました。

林城跡の森林は、保安林又は地域森林計画対象林となっており、傾斜地を始めとした自然地形を保全する役割を果たしています。落葉等を含めて雨水による表土流出を防ぐなど地形・遺構の保存や、下草が生育しにくく、遺構の見学や歩行がしやすいことによる見学環境の向上など、史跡の保存活用に一定の役割を果たしています。また、森林により現在の林城跡の緑豊かな環境が形作られています。

一方で、史跡の保存活用の支障となっている樹木として、石積や堀切等の遺構の上や周辺に生育している樹木など、遺構の毀損の要因となるもの、史跡からの眺望を妨げたり、遺構を見えにくくしているもの、枯損等による倒木で見学者等に被害を及ぼすおそれのあるもの等があります。

林城跡の森林の多くを占めるアカマツについては、近年松くい虫（マツ材線虫病）による被害が著しく、史跡地内のアカマツの枯損が多く見られます。マツ材線虫病とは、マツを枯死させるマツノザイセンチュウという線虫が、マツノマダラカミキリという昆虫を媒介として、広域に松枯れを起こすマツ科樹木に発生する伝染病です。

林城跡の主要な遺構のある範囲は、アカマツ等のマツ科樹木が生育しているため、松くい虫によるマツ科樹木の倒木・落枝は、遺構の毀損や見学者等への人的被害を及ぼすおそれがあるほか、アカマツ林が枯死により面的に失われることで、森林が果たしていた自然地形や遺構の保存、見学環境の向上等の史跡の保存活用に資する役割が失われるおそれがあります。また、枯損木や伐採処理された枯損木の残置は景観を阻害する要因になっています。



史跡内に残置された被害木（大城）



立ち枯れしたアカマツ（小城）



見学路沿いに残置された被害木（小城）

(4) 課題

- ア 石積は崩落するおそれがあることから、測量調査などを実施し、現状の記録を残す必要があります。また、崩落など毀損のおそれがある部分については、崩落防止ネットを設置するなど、現状維持の方法を検討するとともに、修理や復元を視野に入れた対策も検討する必要があります。
- イ 遺構の毀損を防ぐために、見学ルートの設定や、史跡内への自転車など遺構を毀損するおそれのある乗物等の乗入れや行為についても対応を検討する必要があります。
- ウ 遺構の保存に支障のある樹木や、史跡の景観を損なう樹木については、実態の調査を行うなどし、樹木管理の方法を定め、伐採後に遺構に与える影響や史跡からの眺望を考慮しつつ枝払いや計画的な伐採などを検討する必要があります。既に石積などの遺構に影響を与えている樹木については、遺構保存のため速やかな伐採が必要です。
- エ 松くい虫の被害木を始めとした倒木による遺構の毀損を防ぐため、枯損木の伐採を行う必要があります。松くい虫の被害木については、伐採の際にくん蒸処理が必要となる場合があります。また、樹木の面的な枯損が生じた場合の遺構の保存の在り方について検討する必要があります。
- オ 伐採後に残置された枯損木等は、史跡の景観を阻害する要因になっており、搬出等適切な処置を検討する必要があります。
- カ 有価木の伐採は、地権者の意向確認と同意が必要となることから、樹木管理の方法を定め、対応を協議する必要があります。
- キ 雨水等の流水による浸食により、遊歩道や遺構が毀損するおそれがあるため、遺構保護のための対応を検討する必要があります。
- ク 橋倉から大城に続く道路を使った車両等の乗入について、関係者と協議を行う必要があります。
- ケ 大城に通じる市道の山側法面の侵食が進んでおり遺構に影響を及ぼすおそれがあるため、遺構保護のための対応を検討する必要があります。

4 史跡の本質的価値に関連する遺跡

(1) 林山腰遺跡

ア 現状

林山腰遺跡は、開発行為に伴う発掘調査が2次にわたって行われています。平成14年度(2002年度)に実施された第2次発掘調査では、中世の平場群や15世紀末から16世紀初頭の礎石建物跡等が確認され、記録保存が図られています。現状は、畑、水田、宅地等となっています。

イ 課題

現状の土地利用の中では、遺跡が面的に失われるおそれはありませんが、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る必要があります。

(2) 水番城跡

ア 現状

水番城は、大城の東側に位置し、現状は山林となっています。「水番城址」として周知

の埋蔵文化財包蔵地となっています。

イ 課題

周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に加え、石積等の露出遺構の保護が必要です。

第2節 調査研究の現状と課題

史跡小笠原氏城跡は、これまで松本市教育委員会による発掘調査や縄張調査などの学術調査が実施されてきましたが、発掘調査はいずれも小規模で限定的であり、井川城跡を中心に遺構の十分な解明はされていません。また林城跡で実施した縄張調査についても斜面部など一部に未調査の範囲があります。

本節では、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を構成する要素（表9）及び周辺環境を構成する要素（表10）について、今後必要となる調査研究の現状と課題を整理します。

1 指定地全体

(1) 現状

各城跡とも調査が限定的であり、遺構の全体像が分かっていません。

また、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動は、井川城跡及び林山腰遺跡の発掘調査成果と近世の文献史料に基づいて位置付けられていますが、井川城及び林城の成立から廃城までの経過など不明な点が多くあります。

(2) 課題

遺構の全体像を把握するための発掘調査のほかに、小笠原氏やそれを取り巻く信濃の軍事的、政治的な動きを文献史料などの面からも、更に詳細に調査し、史跡の本質的価値の詳細を明らかにするとともに、新たな価値付けにもつなげる取組みを行う必要があります。

2 井川城跡

(1) 現状

井川城跡は、平成25・26年度（2013・2014年度）に松本市教育委員会が行った発掘調査により、1町規模の大規模に造成された方形居館であることが分かり、それを囲む堀跡や土塁跡、掘立柱建物跡、礎石建物跡が検出されました。こうした井川城跡の遺構は地下遺構として存在しており、露出している遺構は伝櫓台跡のみです。

これまで実施した発掘調査は、早急な保護を目的に実施したトレンチ主体の限定的な範囲・内容確認調査にとどまっており、方形居館内外の空間構造や遺構の状況は十分な解明に至っていません。

(2) 課題

今後の保存活用にあたっては、今後策定する整備基本計画に沿って未解明部分を中心とした地下遺構・伝櫓台跡の内容確認を目的とする発掘調査などを行う必要があります。

3 林城跡

(1) 現状

ア 林城跡は、城跡を構成する石積や曲輪、土塁などの主要な遺構が地表面に露出しており、縄張調査によって全体像が把握されていますが、斜面部など一部に未調査の範囲があります。また、城内通路を始め、詳細が分かっていない遺構があります。

イ 林城跡の保存に必要となる石積を始めとした遺構の現状記録調査・破損状況調査が未実施です。

ウ 後世の改変箇所について、詳細が把握できていないため、見学者に本来の姿を示すことができていません。

エ 林城跡の築城から守護大名小笠原氏の居城（本拠地）であった時期、武田氏支配の時期、小笠原貞慶が松本に戻り支配を確立するまでの時期を経て、廃城に至るまでの遺構の変遷が分かっていません。また、大城と小城の具体的な関係についても、詳細が分かっていません。

(2) 課題

ア 未調査範囲を中心とした追加の縄張調査や既に把握されている遺構の詳細調査を行う必要があります。

イ 今後の保存活用に当たっては、整備基本計画に沿って城内通路の把握や曲輪内の遺構や、土塁、堀切等の構造解明などを目的とした調査が必要となります。また、昭和30年代に開削された道路で破壊を受けた大城の曲輪など、後世の改変を受けている範囲についても、改変の内容や本来の構造を把握するための調査が必要となります。

ウ 史跡内に残存する石積については、崩落防止など、遺構の保存を目的とした現状記録調査・破損状況調査を進めるとともに、定期的な状況調査を行う必要があります。

エ 築城から廃城に至る遺構の変遷やそれぞれの時期の特徴等を把握しながら調査を実施する必要があります。

4 史跡の本質的価値に関連する遺跡

(1) 林山腰遺跡

ア 現状

林山腰遺跡は、平成14年度（2002年度）の発掘調査により、中世に造成されたと考えられる平場群や、15世紀末から16世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う複数の礎石建物跡や土坑が検出されました。

林山腰遺跡の成立時期が、井川城の廃絶時期と重なることから、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動の根拠資料として位置付けられています。

林城を要害とした小笠原氏の居館跡等の存在が推定されていますが、全体像の把握には至っていません。

イ 課題

大城と小城の間に位置し、小笠原氏の居館等が置かれたことが想定されるなど、林城との密接な関係が想定されることから、今後発掘調査や地名調査などによる、学術的な価値付けを行うとともに、必要に応じて追加指定などを検討する必要があります。

(2) 水番城跡

ア 現状

水番城跡は、大城と小城の位置関係と同様に、橋倉谷を挟んで大城と対になる場所に立地しています。水番城の立地から、林城と一体の城であった可能性を始め、林城と密接な関係を持つ可能性が指摘されており、水番城と大城との関係を示す伝承も残されています。研究者による縄張調査が行われましたが、発掘調査などの学術的な調査は行われておらず、両者との関係は不明です。

イ 課題

水番城跡を小笠原氏の拠点を構成する山城として価値付けが可能か検討するため、縄張調査や発掘調査、橋倉及び南方地区の歴史調査などを行い、大城と橋倉谷、水番城跡の関係性を明らかにする必要があります。

5 その他の要素（県史跡埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）

(1) 現状

県史跡埴原城跡、山家城跡、桐原城跡は、史跡小笠原氏城跡と同時代に存在した小笠原氏に関連する遺跡です。研究者による縄張調査等が行われており、山城としての基本的な構造や特徴が明らかにされています。

(2) 課題

小笠原氏に関連する城郭の構造や、歴史的な背景など、新たな価値付けの発見が期待できるため、発掘調査や縄張調査などを行い、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を補足する要素として価値付けを検討する必要があります。

第3節 活用の現状と課題

1 活用

(1) 現状

ア 指定地全体

井川城跡、林城跡ともに遺跡の主要な部分は、土地所有者の理解の下、私有地内の遊歩道、見学路等から見学することができ、日常的に公開されています。

史跡から出土した遺物や調査成果については、日常的に公開している施設がなく、地域住民や見学者が史跡の本質的な価値を知る機会は限定的です。

イ 井川城跡

井川城跡は、史跡の本質的価値を構成する要素である遺構の大部分が地下に埋没しており、遺構を顕在化させる整備も行われていないため、城跡の景観を体感して史跡の本質的価値を理解することが難しいのが現状です。このため、松本駅に近い市街地にあるものの、見学者の利用は限定的です。

こうした状況でも学校での教育活動の場として活用されているほか、定期的な事業の実施ではありませんが、発掘調査現地説明会の開催（表 14）や、学校への出前講座なども実施しています。

ウ 林城跡

大城は、東城山遊歩道が整備されていることもあり、ハイキングコースとして地域住民の健康増進の場としての活用や、観光客による利用がされています。小城には、地元の保存団体が整備した見学路があり、市民や見学者が訪れていますが、大城に比べアクセスがしづらいこともあり、利用状況は大城に比べると少ない状況です。

史跡内は、山林となっていることから、大城遊歩道の景観ポイント1か所を除き周囲の眺望を得ることはできませんが、石積や曲輪などの史跡の本質的価値を構成する要素である露出遺構は、戦国時代の山城の雰囲気を見学者に伝えています。

活用事業としては、定期的な現地講座を地元保存団体などの協力を得ながら実施し、史跡小笠原氏城跡や近隣の山城への興味関心を高める取組みを行っています。また、公民館活動や地域住民の歴史学習、交流の場としても活用され、史跡小笠原氏城跡に加え、指定地内の軍事工場関連跡、周辺の遺跡や山城など史跡の周辺環境を構成している文化財を取り上げた講座等が実施されています（表 15、16）。

(2) 課題

ア 史跡小笠原氏城跡全体や史跡の周辺環境を構成する要素である関連遺跡、文化財を広域的につなぐ活用の方法を検討する必要があります。

イ 史跡の本質的価値を構成する要素である地下遺構や露出遺構の表示について、活用のための解説板や見学に当たっての動線の設定が必要です。また、出土遺物や調査成果の公開、周知を図る必要があります。

ウ 学校教育や生涯学習の場として活用されるよう、学校や社会教育関係機関、地元保存団体との連携を強化する必要があります。

エ 史跡に求められるニーズを把握するため、活用状況を調査する必要があります。

【表 14】過去の現地説明会の開催状況

年度	日程		事業名	参加者(人)
平成 25 年度	平成 25 年 (2013)	8 月 10 日	井川城跡現地説明会	181
		12 月 14 日	井川城跡現地説明会	170
平成 26 年度	平成 26 年 (2014)	7 月 28 日	地元小学校教職員現地見学	26
		11 月 15 日	井川城跡現地説明会	161
		11 月 20 日 12 月 5 日	地元小学生現地学習	179

井川城跡発掘調査現地説明会
(平成 25 年 (2013) 12 月 14 日)

【表 15】過去の講座・展示の開催状況（市主催事業）

年度	日程		事業名	内容	参加者(人)	主催
平成 29 年度	平成 29 年 (2017)	4 月 21 日 5 月 10 日 5 月 15 日	歴史に学ぶ人権	林城跡と軍需工場跡を訪問	50	松原地区公民館
		5 月 27 日	国史跡指定記念！林古城会・文化財課タイアップイベント「林城を歩く」	林古城会と連携して林城跡の見学会を開催	70	文化財課
		8 月 27 日	国史跡指定講演会「井川館－中世武士の居館－」	井川城跡の魅力や保存活用についての講演会を開催	115	文化財課
		10 月 28 日	現地講座「林小城と小笠原氏の旧跡を訪ねて」	林城跡（小城）及び林町会に残る小笠原氏の旧跡を見学	60	文化財課
	平成 30 年 (2018)	3 月 10 日	小笠原氏城跡史跡指定 1 周年記念講演会「城の宝庫！松本の城と歩き方～小笠原氏城跡と松本城の魅力～」	松本の山城と松本城を題材とした講演会を開催	300	文化財課
			上記ほか 6 事業		約 240	
平成 30 年度	平成 30 年 (2018)	5 月 26 日	現地講座「林城を歩く」	林古城会と連携して林城跡の見学会を開催	40	文化財課
		10 月 1 日～ 10 月 18 日	八十二銀行ウィンドウギャラリー「小笠原氏城跡と松本城」	小笠原氏城跡と松本城を紹介するパネル展示を開催	—	文化財課
		10 月 14 日	講演会「信濃守護小笠原氏とその足跡 長時・貞慶・秀政」	小笠原氏が辿った歴史について紹介する講演会を開催	138	文化財課
		11 月 23 日	現地講座「秋の林城跡を歩く」	林城跡（大城・小城）の見学会を開催	29	文化財課
	平成 31 年 (2019)	3 月 23 日	講演会「松本の山城 — 過去・現在・未来 —」	小笠原氏の山城の特徴や、今後の活用についての講演会を開催	160	文化財課
			上記ほか 3 事業		約 110	

令和元年度	令和元年 (2019)	7月14日	体育協会東山部ブロック 親睦球技大会	参加者の交流促進のため 林城跡ウォーキングを企画 ※雨天のため中止	—	入山辺地区公民館 里山辺地区公民館
		10月19日～ 11月17日	企画展「井川から林へ～ 信濃守護小笠原氏と城の 移り変わり～」	史跡指定記念事業として 信濃守護小笠原氏の本拠 の変遷をテーマに企画展 を開催	2,375	文化財課
		10月26日	現地講座「歩いて体感・ 林城」	史跡指定記念事業として 林城跡（大城）の見学会 と魅力について語る対談 を開催	58	文化財課
		10月27日	講演会・対談「小笠原氏 城跡と魅力あふれる松本 の山城」	史跡指定記念事業として 講演会及び対談を開催	640	文化財課
			上記ほか3事業		約140	



講座「秋の林城跡を歩く」（小城）
（平成30年度）



企画展「井川から林へ」の展示風景
（令和元年度）

【表 16】 地域での活用事例

年度	日程		事業名	内容	参加者(人)	主催
平成26年度	平成26年 (2014)	5月25日	橋倉町会公民館活動「史跡を歩く」	小笠原城跡から水番城跡へ、かつての上水道を歩く	30	橋倉町会
平成29年度	平成29年 (2017)	3月10日	公民館講座「小笠原氏城跡が国の史跡に指定」	城の成り立ちや城址の遺構を勉強する講演会	50	橋倉町会
		5月20日	集合講座「小笠原城跡(林大城)」について	大城が国史跡に正式に告示された報告と松本平一円の城郭群の勉強会	16	林古城会
平成30年度	平成30年 (2018)	5月19日	集合講座「小笠原城跡(林小城)」について	大城に引き続き小城と水番城跡の国史跡指定情報の報告会及び林藤助と小城についての勉強会	19	林古城会
令和元年度	令和元年 (2019)	5月23日	集合講座「最後の大名(林忠崇)」について	兎田の主「林藤助」の末裔「林忠崇公」がテレビ番組で紹介されたことによる勉強会	19	林古城会
令和2年度	令和2年 (2020)	11月7日	秋期作業時「大嵩崎 真観寺と小字名と武家屋敷」	町会内にあったとされる5寺の研修と大嵩崎地区の小字名と武家屋敷について	11	林古城会
令和3年度	令和3年 (2021)	6月6日	春期作業時「水番城と市史跡申請」について	水番城跡の松本市史跡指定申請の報告と史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の報告	8	林古城会



橋倉町会公民館活動「史跡を歩く」
(平成26年度)

2 情報発信

(1) 現状

ア 史跡小笠原氏城跡の歴史や遺構の特徴などの基本情報を発信するため、パンフレットや林城跡のガイドマップを作成し、配布しています。

イ 松本市公式ホームページに林城跡を始めとした市内の山城を紹介するページを設け、各城跡へのアクセス方法や縄張図、見学ポイントを掲載しています。また、講演会などのイベント情報をホームページ、市広報誌、チラシ等を通じて発信しています。

ウ これまで実施した発掘調査による学術的成果を公開するため、発掘調査報告書を刊行しています。刊行部数が限られることから、市ホームページに、「全国遺跡報告総覧」（奈良文化財研究所が運営する、全国の発掘調査報告書を掲載したホームページ）へのリンクを掲載し、発掘調査報告書を広く公開しています。

エ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、松本市内の文化財の紹介や講演会等の情報発信を行う「まつもとの文化財」を設け、小笠原氏城跡についても幅広い情報発信に努めています。

オ 林古城会など地元保存団体が、「地域発 元気づくり支援金」などを活用し、林城とその周辺の文化財等を紹介する文化財散策マップを作成し、見学者に配布しています。

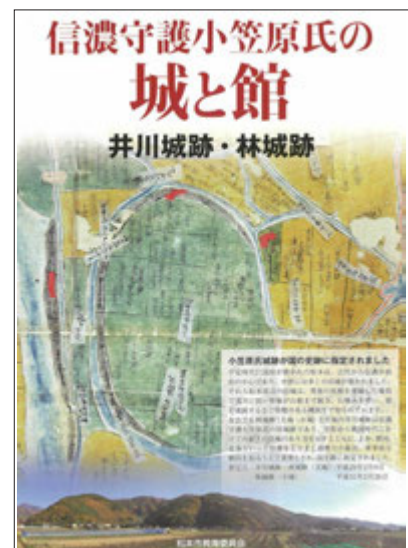
(2) 課題

ア 幅広い層を狙った周知を行うため、他の観光情報と連携した情報発信の方法や SNS、市ホームページなどを有効に活用した情報発信の方法を検討する必要があります。

イ 刊行物や市ホームページによる周知は、全て日本語のみであるため、外国人観光客に向けた多言語の情報発信の方法を検討する必要があります。



刊行物：林城跡ガイドマップ



刊行物：信濃守護小笠原氏の城と館

第4節 整備の現状と課題

1 指定地全体

(1) 現状

史跡小笠原氏城跡は、これまで保存のための整備（修理）は実施されておらず、活用のための整備（サイン類の設置、遊歩道の整備）も一部が行われたのみであり、整備により実現すべき史跡の保存活用が十分に行われていません。

(2) 課題

史跡小笠原氏城跡の保存、活用のための史跡整備について、具体的な内容や実施計画等を定める整備基本計画を策定し、体系的、効果的な整備を計画的に行う必要があります。

2 井川城跡

(1) 史跡指定地及びその周辺

ア 現状

- (ア) 史跡指定地内は地下水位が高く、水はけが悪い箇所があり、水没によって立ち入れなくなることがあります。
- (イ) 史跡指定地内の一部が休耕地となっており、適切な管理を行わないと雑草が繁茂し、立ち入れなくなることがあります。また、水没により除草が困難になる場所があります。
- (ウ) 史跡指定地周辺は、耕作地として利用されており、一部は、農作業用の車両が通る私道として使用されています。
- (エ) 指定範囲は、居館跡推定地の半分ほどにとどまっているため、遺構が確認されていますが活用されていない区域があります。
- (オ) 史跡指定地内に下水道が通っており、将来的には補修などの工事が必要となる可能性があります。
- (カ) 史跡へは、東側、西側の市道から入ることができます。
- (キ) 史跡に接して西側には、鉄筋コンクリート造の橋が架かり、上下水道が敷設されています。

イ 課題

- (ア) 史跡内における湧水や雨水等の排水計画を立て整備を進めていく必要があります。
- (イ) 現在実施している定期的な除草を継続するとともに、必要に応じて除草を必要としない整備を計画する必要があります。
- (ウ) 関係者と協議し、指定地周辺の土地利用や既存のライフラインに影響が及ばないよう整備計画を立てる必要があります。
- (エ) 車いす使用者や高齢者など、全ての人にやさしい整備を目指す必要があります。
- (オ) 未指定地の追加指定について関係者と協議を行う必要があります。
- (カ) 橋及び里道、私道の取扱いについて関係者と協議し、整備計画を定める必要があります。

(2) 遺構整備

ア 現状

伝櫓台跡を除く遺構は埋没しており、見学者が現地を訪れても、井川城の往時の姿や

構造を理解することが困難です。

イ 課題

- (ア) 史跡指定地内の遺構は、史跡の価値を最も顕著に表す重要な要素であるため、見学者に価値を理解してもらえようとするとともに、市民が愛着を持ち、後世に継承する機運が高まるよう整備する必要があります。
- (イ) 遺構の平面表示や、植栽、サイン表示などを利用した整備を検討し、見学者に城跡を理解してもらえような整備を検討する必要があります。
- (ウ) 不明な遺構が多いことから、調査を行いながら段階的な整備を行う必要があります。

(3) 園路整備

ア 現状

史跡の見学は、土地所有者の好意により、既存の里道や私道を利用しています。見学路を設定していないことから、見学者が史跡の価値を理解することが難しい状況です。

イ 課題

- (ア) 史跡の本質的価値との整合、調和を図りながら、多くの人に足を運んでもらえるような整備を検討する必要があります。
- (イ) 高齢者や障がい者、学校の教育利用などの利便性に配慮することが求められます。
- (ウ) 遺構整備やサイン類の整備と合わせ、見学者が史跡の価値を理解できる園路設定を検討する必要があります。

(4) 便益施設の整備

ア 現状

- (ア) 専用の駐車場はなく、西側出入口部分の市有地に駐車が可能ですが、非常に狭く駐車台数が限られます（1台程度）。また、周囲は住宅街であるため、史跡付近に駐車場がありません。
- (イ) トイレやガイダンス施設等がないため、見学者の利便性が悪い状況です。

イ 課題

- (ア) 林城跡や周辺の観光地への周遊性や史跡への出入等を考慮したアクセス方法や、駐車場の設置について検討を行う必要があります。
- (イ) トイレやガイダンス施設等の見学者の利便性に配慮した施設の設置について検討する必要があります。

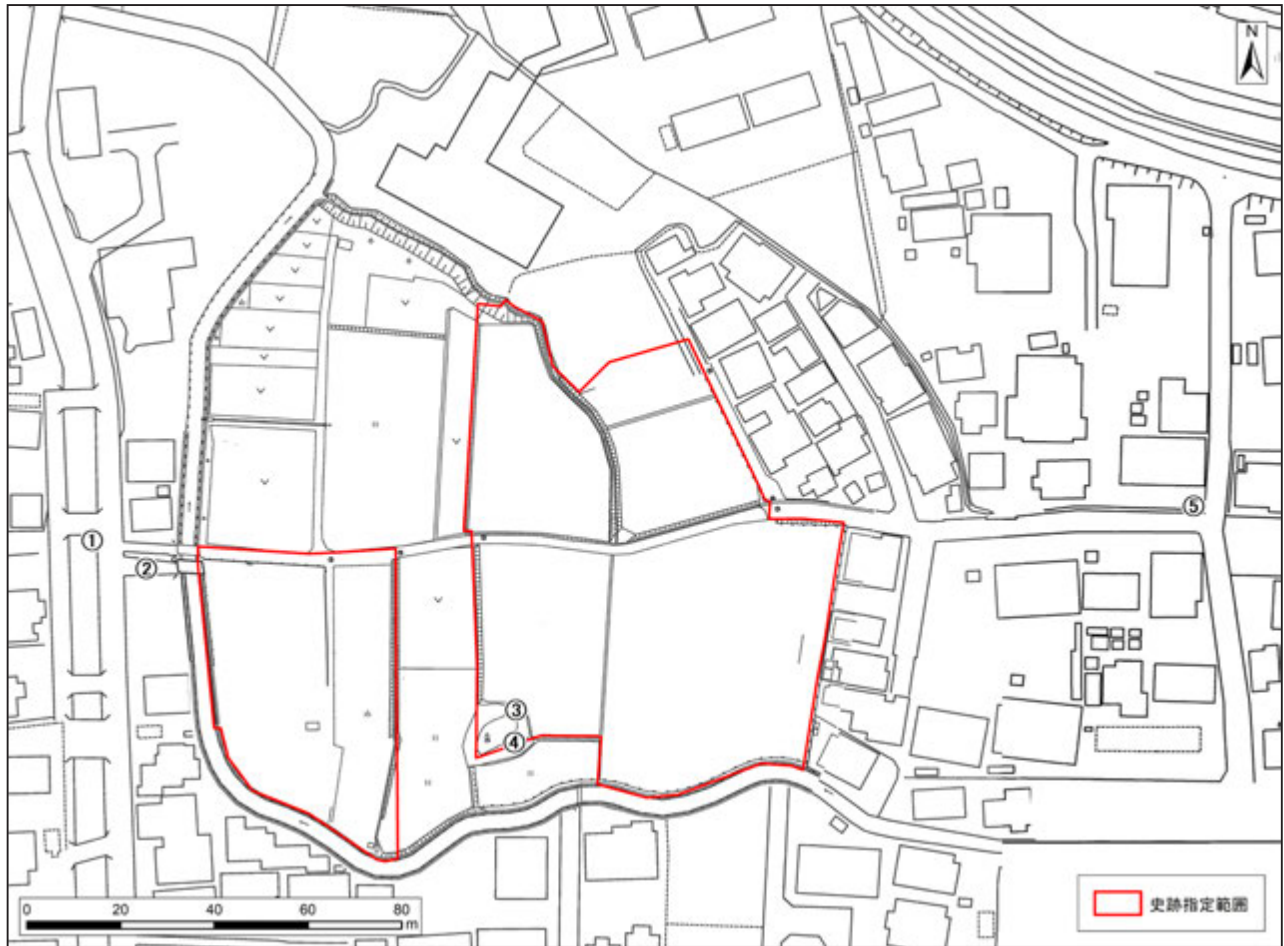
(5) サイン類の整備

ア 現状

- (ア) 付近の幹線道路からの案内板がなく、また、市街地にあることから史跡の場所が分かりにくい状況です。
- (イ) 史跡の価値付けを紹介する案内板は設置されていますが、埋没遺構についての表示はありません。

イ 課題

- (ア) 史跡への誘導を目的とした広域的かつ計画的なサイン整備が必要です。
- (イ) 遺構整備との整合性も図りながら、見学者に史跡の価値付けを理解してもらえような遺構表示を検討する必要があります。



【図46】井川城跡サイン類の現況図



① 誘導看板



② 説明看板



③ 案内看板



④ 説明看板



⑤ 誘導看板

3 林城跡

(1) 大城

ア 史跡指定地及びその周辺

(ア) 現状

- a 史跡指定地内の斜面地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- b 史跡指定地内の一部が保安林に指定されており、治山施設が設置されている箇所があります。
- c 市道と私道が設けられており、史跡内（曲輪内）への自動車などの車両の乗入れが可能となっています。
- d 市道の山側の法面が崩落するおそれがあります。

(イ) 課題

- a 史跡の各部において、遺構の現状や特徴に合わせた利用を検討し、整備を行う必要があります。
- b 土砂災害などからの遺構保護と地域住民や見学者などの安全確保を行うための整備が必要です。
- c 関係者と協議し、史跡内（曲輪内）への一般車両の進入を制限し、遺構を保護する整備を検討する必要があります。
- d 市道の山側の法面が崩落するおそれがあることから、活用方針を定めた上、遺構保護のための整備を検討する必要があります。

イ 遺構整備

(ア) 現状

- a 遺構は、露出遺構が多く、表面から観察できますが、曲輪や堀切内には樹木が繁茂し、見学が難しい箇所があります。
- b 樹根や枯木の倒木等により、遺構を毀損するおそれがあります。
- c 発掘調査は行われておらず、埋没している遺構の全容は不明です。
- d 橋倉から続く道路開削や神社の設置などによる後世の改変が見られ、一部は城郭本来の遺構と混同されています。

(イ) 課題

- a 樹根が遺構に与える影響を調査し、支障木の伐採、枝払いなど具体的な樹木管理の方法を検討する必要があります。
- b 史跡の一部は保安林に指定されていることから、森林法に則り防災も考慮した樹木管理の方法を検討する必要があります。
- c 遺構の全容が明らかでないため、調査を行いながら段階的な整備を行う必要があります。
- d 史跡指定地外も含め、遺構の全容を明らかにするための追加調査を行う必要があります。
- e 見学者の史跡の遺構に対する理解を深めるための整備を検討する必要があります。

ウ 遊歩道及び見学路

(ア) 現状

- a 金華橋から主郭(曲輪1)に続く遊歩道(東城山遊歩道)が整備されているほか、大嵩崎集落、橋倉集落側に加え、林道高遠線からのルートがあります。
- b 遊歩道は、堀切B前後を中心に雨水等による浸食が目立ち、歩きにくくなっています。また、見学者が浸食箇所を避けて通ることで遊歩道が拡幅され、遺構の毀損につながるおそれがあります。
- c 倒木の発生や、崩落のおそれがある箇所があります。
- d 遊歩道は、入山辺地区と里山辺地区を分ける里道を整備したものです。
- e 遊歩道や見学路は、本来の城内通路が未解明な状況で整備されたものです。

(イ) 課題

- a 遺構保護と見学者の安全確保のため、関係者と協議し流水対策や浸食箇所の補修を行う必要があります。
- b 本来の城内通路解明のための調査を行い、史跡の本質的価値を理解できる動線計画や案内を検討する必要があります。
- c 見学者の安全確保のため、樹木管理の方法を検討し、倒木のおそれのある樹木を予め除去するなどの対策を行う必要があります。

エ 便益施設の整備

(ア) 現状

- a 専用の駐車場はなく、付近の公共施設(松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳)の駐車場を利用しています。
- b 史跡にトイレやガイダンス施設はありません。なお、トイレについては、曲輪3に仮設トイレを設置していましたが、感染症対策のため令和2、3年度(2020、2021年度)は設置していません。
- c 東屋が主郭(曲輪1)(昭和39年(1964)建築)、曲輪2(昭和63年(1988)建築)、堂平(昭和63年建築)に設置されています。
- d ベンチが設置されていますが老朽化しています。また、一部がカラーベンチであるため、史跡の景観を損ねています。

(イ) 課題

- a 自動車でのアクセスが想定されるため(第2章第6節)、史跡付近へ駐車場を設置する必要があります。
- b 駐車場は、史跡の動線計画を定め、活用に適した場所に設置する必要があります。
- c トイレは、付近の公共施設(松本市教育文化センター)の利用が考えられますが、休館日には利用できないことや、距離が離れているため、今後の史跡の活用に当たり設置を検討する必要があります。
- d 史跡の本質的価値を理解できるガイダンス機能を持つ施設及びサイン類などの検討が必要です。
- e 東屋やベンチなどの休憩施設のメンテナンスや見直しを計画する必要があります。また、史跡の景観を損ねるカラーベンチや老朽化したベンチについては、撤去又は

取替えが必要です。

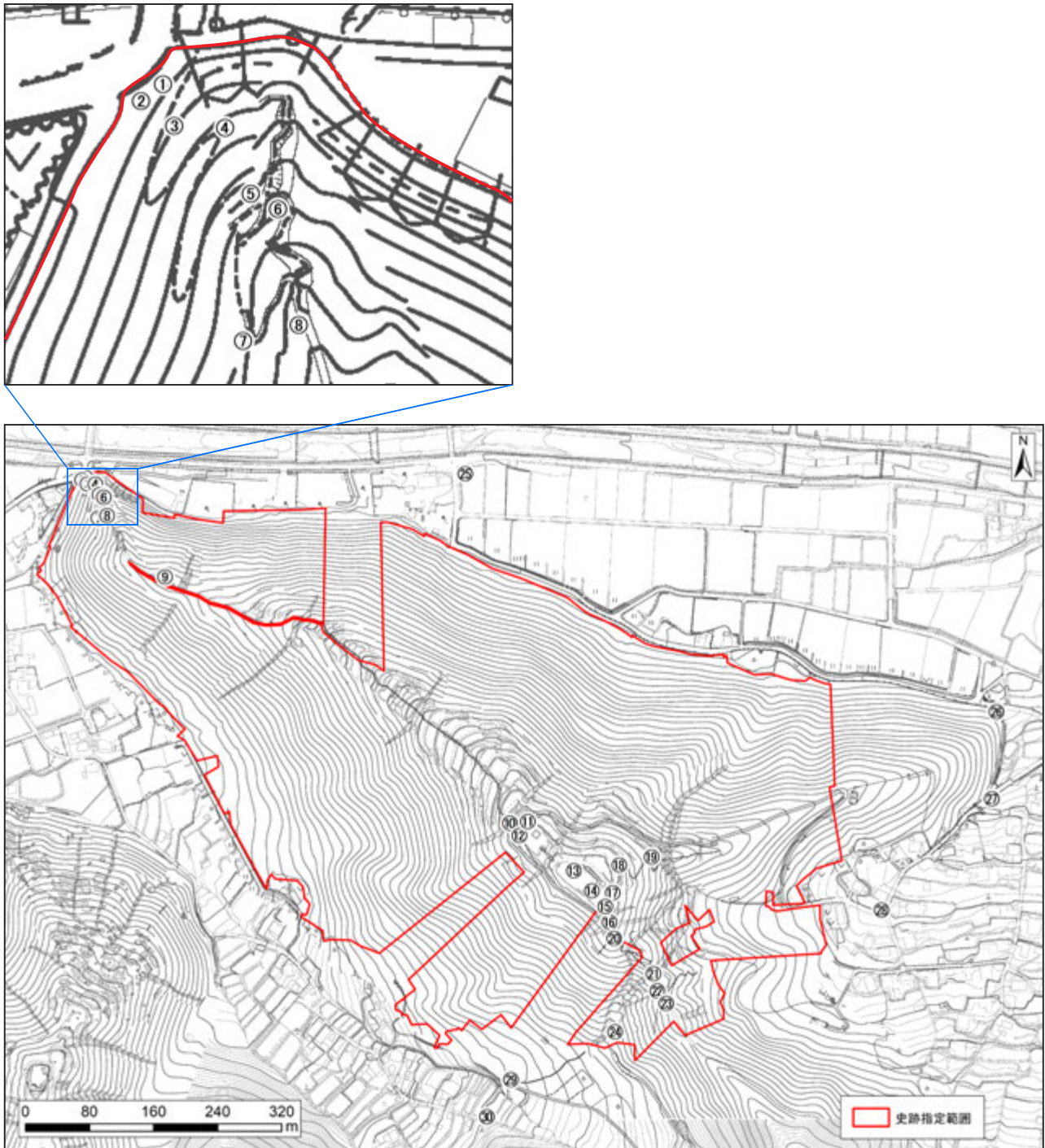
オ サイン類の整備

(ア) 現状

- a 案内板は、金華橋側と橋倉集落側の登り口に設置されていますが、橋倉集落側のものは幹線道路沿いになく、史跡の場所が分かりにくい状況です。
- b 史跡内には、市教育委員会が設置したもののほか、山辺歴史研究会、林古城会などの地元保存団体が設置したサイン類があります。
- c 設置者や設置時期により、遺構名の表示やデザインに差異があります。
- d 史跡の価値付けを紹介する解説板が、主郭、曲輪3、堂平、金華橋登り口、橋倉集落に設置されていますが、個々の遺構を示すサイン類は不足しています。
- e サイン類の一部は劣化が激しく、破損しているものがあります。

(イ) 課題

- a 史跡への誘導と、遺構説明を目的とした広域的かつ体系的なサイン整備が必要です。
- b 井戸跡を除き、遺構を示す表示がないことから、史跡の景観を損ねないようなサイン類の配置を検討する必要があります。
- c 文化財の保護や、見学者への危険を知らせる表示が不足しているため設置について検討する必要があります。
- d 劣化や破損している既存のサイン類については、体系的な整備が行われるまでの間、修繕等による維持が必要です。



【図 47】大城サイン類の現況図



① 説明看板



② 説明看板



③ 誘導看板



④ 誘導看板



⑤ 誘導看板



⑥ 誘導看板



⑦ 誘導看板



⑧ 誘導看板



⑨ 説明看板



⑩ 案内看板



⑪ 説明看板



⑫ 文化財標柱



⑬ 説明看板



⑭ 誘導看板



⑮ 誘導看板



⑯ 誘導看板



⑰ 誘導看板



⑱ 誘導看板



⑲ 説明看板



⑳ 誘導看板



㉑ 誘導看板



㉒ 誘導看板



㉓ 誘導看板



㉔ 誘導看板



㉕ 誘導看板



㉖ 説明看板



㉗ 誘導看板



㉘ 誘導看板



㉙ 誘導看板



㉚ 誘導看板

(2) 小城

ア 史跡指定地及びその周辺

(ア) 現状

- a 史跡指定地内の斜面地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- b 史跡指定地内の一部が保安林に指定されており、治山施設が設置されている箇所があります。
- c 史跡の山麓には獣害対策のため鳥獣被害防止防護柵が設置されています。

(イ) 課題

- a 史跡の各部において、遺構の現状や特徴に合わせた利用を検討し、整備を行う必要があります。
- b 土砂災害などから遺構保護と地域住民や見学者などの安全確保を行うための整備が必要です。

イ 遺構整備

(ア) 現状

- a 露出遺構が多く、表面から観察できますが、曲輪や堀切内には樹木が繁茂し、見学が難しい箇所があります。
- b 樹根や枯木の倒木などにより、遺構を毀損するおそれがあります。
- c 発掘調査は、主郭（曲輪1）以外未実施であり、遺構の全容は不明です。
- d 後世の石積などが確認されており、城郭本来の遺構と混同されています。

(イ) 課題

- a 樹根が遺構に与える影響を調査し、支障木の伐採、枝払いなど具体的な樹木管理の方法を検討する必要があります。
- b 史跡の一部は保安林に指定されていることから、森林法に則り防災も考慮した樹木管理の方法を検討する必要があります。
- c 遺構の全容が明らかでないため、調査を行いながら段階的な整備を行う必要があります。
- d 史跡指定地外も含め、遺構の全容を明らかにするための追加調査を行う必要があります。
- e 見学者の史跡の遺構に対する理解を深めるための整備を検討する必要があります。

ウ 見学路

(ア) 現状

- a 史跡へは、廣澤寺側、大嵩崎集落側からに加え、林道高遠線や千鹿頭神社方面からの見学路があります。
- b 倒木の発生や、崩落のおそれがある箇所があります。
- c 見学路は、本来の城内通路が未解明な状態で整備されたものです。

(イ) 課題

- a 本来の城内通路解明のための調査を行い、史跡の本質的価値を理解できる動線計画や案内を検討する必要があります。

- b 見学者の安全確保のため、樹木管理の方法を検討し、倒木のおそれのある樹木を予め除去するなどの対策を行う必要があります。

エ 便益施設の整備

(ア) 現状

- a 専用の駐車場はなく、付近の公共施設（松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳）の駐車場を利用しています。
- b 史跡にトイレやガイダンス施設はありません。
- c 主体部付近に東屋やベンチなどの休憩施設はありません。

(イ) 課題

- a 駐車場及びトイレ、ガイダンス施設などについては、大城と一体的な整備を行う必要があります。
- b 休憩施設が必要な場合は、史跡の景観や遺構への影響を与えない方法で整備を行う必要があります。

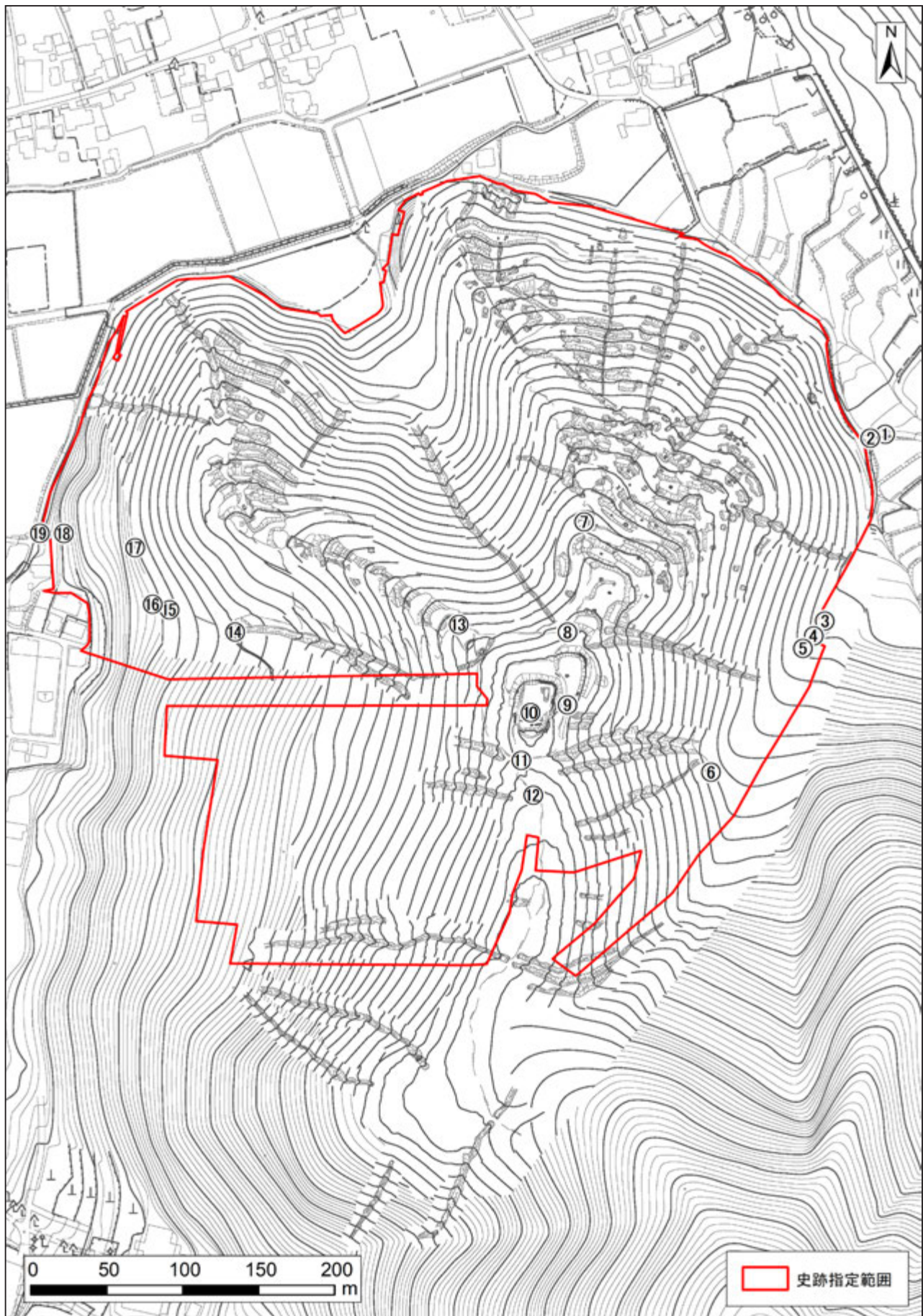
オ サイン類の整備

(ア) 現状

- a 小城は、登り口に看板がありますが、史跡までの案内板が設置されていません。
- b 史跡内には、市教育委員会が設置したもののほか、山辺歴史研究会、林古城会などの地元保存団体が設置したサイン類があります。
- c 史跡の価値付けを紹介する解説板が、主郭、大嵩崎側登り口に設置されていますが、個々の遺構を示すサイン類はありません。

(イ) 課題

- a 史跡への誘導と遺構説明を目的とした広域的かつ体系的なサイン整備が必要です。
- b 井戸跡を除き遺構を示す表示がないことから、史跡の景観を損ねないようなサイン類の配置を検討する必要があります。
- c 文化財の保護や、見学者への危険を知らせる表示が不足しているため設置について検討する必要があります。
- d 劣化や破損している既存のサイン類については、体系的な整備が行われるまでの間、修繕等による維持が必要です



【図 48】 小城サイン類の現況図



① 説明看板



② 誘導看板



③ 注意喚起看板



④ 説明看板



⑤ 説明看板



⑥ 誘導看板



⑦ 誘導看板



⑧ 誘導看板



⑨ 誘導看板



⑩ 説明看板



⑪ 誘導看板



⑫ 誘導看板



⑬ 誘導看板



⑭ 誘導看板



⑮ 誘導看板



⑯ 注意喚起看板



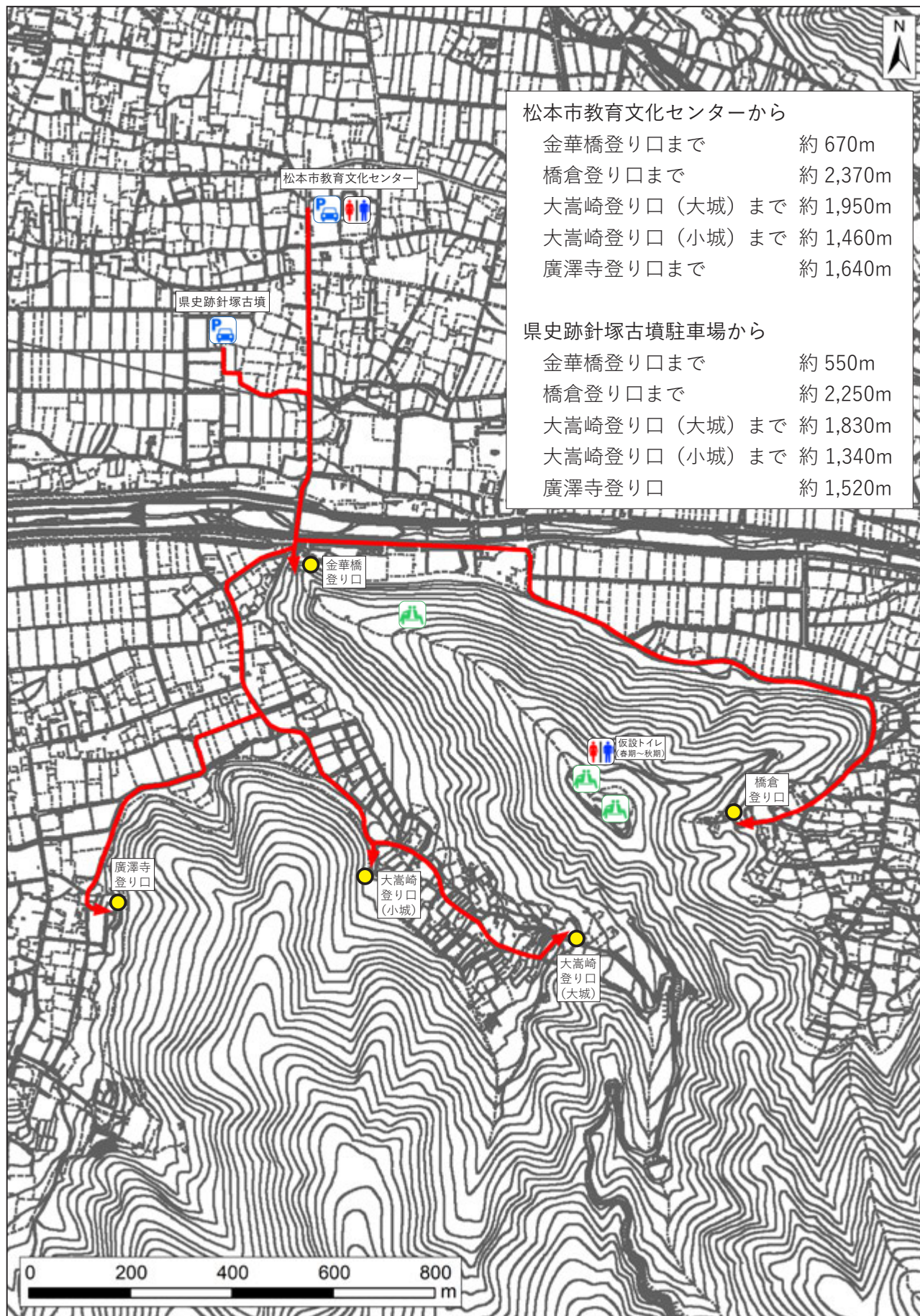
⑰ 注意喚起看板



⑱ 誘導看板



⑲ 誘導看板



【図 49】 林城跡周辺の便益施設

第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題

史跡の立地により、運営・体制の要件が異なりますが、史跡全体を保存活用していく運営組織が求められるため、指定地全体に共通する事項と、個別の事項に分けて整理し、運営・体制の課題について一括して整理を行います。

1 現状

(1) 指定地全体

ア 史跡の保存のために必要な管理及び復旧、管理に必要な標識等の施設の設置、指定地内の土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があった際の届出は、管理団体である松本市が行っています。

イ 史跡の保存活用に当たり必要となる管理は、文化財課が地元の協力を得て行っています。

ウ 保存活用事業を推進していく上、関係機関や団体との連絡組織はなく、案件ごと個別に調整を行っています。

(2) 井川城跡

ア 史跡指定地内の休耕地の除草は、松本市から委託を受けた業者が行っていますが、伝櫓台跡の樹木や耕作地については、所有者や耕作者の管理に委ねています。

イ 井川城跡には愛護会等の保存団体がありませんが、地元町会が、史跡に隣接する頭無川の清掃のほか、伝櫓台跡の除草を行っています（表 17）。

ウ 史跡指定地内を通る下水道は管理者である下水道課が管理を行っています。

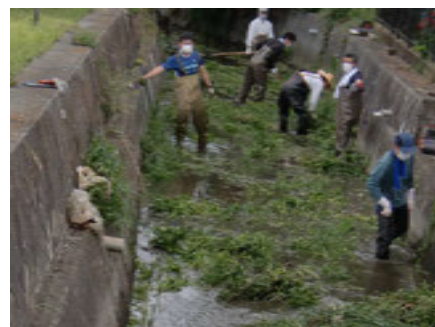
エ 史跡の活用事業は、主に文化財課が行っています。

【表 17】井川城跡における町会の活動

回数	内容	主催
年 2 回（6 月、9 月）	環境美化活動（1 日清掃）の際、伝櫓台跡の除草	井川城下区町会
年 2 回（6 月、9 月）	頭無川の水草除去、清掃と草刈りの実施	井川城下区町会



井川城下区町会による井川城跡の除草



井川城下区町会による頭無川の清掃

(3) 林城跡

- ア 大城の東城山遊歩道の管理は、観光プロモーション課が、遊歩道上の倒木対応は文化財課が行っています。小城の見学路管理は、地元保存団体等の協力を得ながら文化財課が行っています。
- イ 遊歩道や見学路、私道等の清掃は、林古城会、山辺歴史研究会、町会などの地元保存団体及び住民が主体となって行っています（表18）。
- ウ 史跡内の山林の樹木管理は、所有者の管理を原則としています。
- エ 大城内の市道の管理は、維持課が行っています。
- オ 史跡の活用事業は、文化財課を中心に市が単独又は、地元保存団体・住民との協働で実施するものと、見学者の案内等地元保存団体が単独で実施するものがあります。
- カ 松本市は、地元保存団体、町会等による史跡の保存活用の活動を支援するため、活動に係る消耗品等を交付対象とした補助金を交付しています。

【表18】林城跡における町会や保存団体等による活動

回数	内容	主催
年2回（春・秋）	城跡までの市道と私道の水切り清掃、枝払い、除草	入山辺橋倉町会
年2回（春・秋）	城跡の清掃と除草	入山辺橋倉町会
年1回（秋）	遊歩道の清掃、枝払い、除草	入山辺橋倉町会
年2回（春・秋）	春期・秋期遊歩道整備（清掃、点検等）	林古城会
年1回（秋）	山辺開発「林大城清掃・遊歩道整備」	入山辺・里山辺連合町会、山辺歴史研究会、林古城会、林氏子総代
随時	遊歩道の整備（遊歩道崩落対応等行政の支援）	林古城会

2 課題

- (1) 史跡の管理や史跡指定地内の既存施設の所管に複数の部署や団体に関係することから、庁内連絡体制や管理の実施主体を整理し、土地所有者の同意の下で管理体制を再構築する必要があります。
- (2) 保存活用事業を進めるに当たり、関係機関や団体、土地所有者と連絡、調整を行う仕組みを検討する必要があります。
- (3) 管理団体である松本市と土地所有者による、管理内容及び区分について取決めが必要です。
- (4) 地元団体との協働や支援を充実させる必要があります。
- (5) 史跡の保存活用の担い手となる地域の人材の確保と育成に向けた取組みを検討する必要があります。

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡小笠原氏城跡は、室町時代から戦国時代までの間、信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）として機能し、現在もその遺構を良好に残しています。また、発掘調査の成果から、井川城から林城への拠点移動の様子を確認することができます。こうした在り方は、戦国時代における列島規模の動きである平地の居館から山城への領主の拠点移動の状況を示す典型であるとともに、信濃を取り巻く軍事的政治的な動向を示唆するものと捉えることができます。そして、小笠原氏城跡と近世城郭である松本城と合わせることによって方形居館や山城を中心とした支配から、平地の拠点城郭を核とする支配へと、中世から近世に至る領主の支配構造の変化を一体的に捉えることができます。

こうした要素は、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかななくてはなりません。そこで、本計画では、第5章において、保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の観点で、史跡小笠原氏城跡の現状と課題の整理を行いました。これらの課題を克服し、史跡小笠原氏城跡が目指す将来の姿を、大綱として以下のとおり定めます。

- 1 信濃守護小笠原氏の拠点となった城跡を適切に保存し、時代ごとに特徴の異なる城館の姿を体感しながら、信濃における室町時代から戦国時代の歴史はもとより、我が国における領主拠点の移り変わりを学べる場として活用を図ります。
- 2 史跡小笠原氏城跡の本質的価値、魅力、調査研究の成果等を積極的に情報発信するとともに、市民に親しまれ、史跡の持つ魅力を伝えられる整備を行うことによって、多くの人から大切にされる史跡として次世代へ継承していくことを目指します。

第2節 基本方針

1 保存

- (1) 史跡の本質的価値を次世代へ継承するために、周辺の環境にも配慮した保存の方法を定めます。
- (2) 遺構保存のために必要な調査を行い、適切な保存の手法を検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡を保存の中核としますが、史跡の本質的価値に関係する周辺環境についても保存を図ります。
- (4) 史跡の保存のために、必要に応じて史跡の追加指定や公有化を検討します。

2 調査研究

- (1) 史跡の保存活用のための調査研究を継続して行い、史跡小笠原氏城跡の本質的価値をより明確化します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡に関係する遺跡についても、調査研究を行い、新たな価値付けの発見に努めます。
- (3) 調査研究の成果は、史跡の保存活用に活かすとともに、積極的に公開します。

3 活用

- (1) 史跡の本質的価値、魅力、重要性を多くの人に理解してもらえる活用や情報発信を行い、保存につなげます。
- (2) 史跡小笠原氏城跡をとりまく周辺の文化財や、松本城や市内の山城等の城郭を始めとした関連文化財を広域的につなぎ、一体となった活用を行います。
- (3) 史跡に求められているニーズを把握し、地域や学校での学習、地域づくりの場、観光資源としての活用など、多くの人に活用してもらえる史跡を目指します。

4 整備

- (1) 遺構の保存を第一とし、史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の景観に調和した整備を行うとともに、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用でき、市民に親しまれる整備を行います。
- (3) 室町時代から戦国時代の城館の姿を体感できる整備を行います。

5 運営・体制の整備

- (1) 土地所有者や関係する団体、機関と連携して史跡の保存活用を図れる体制を構築します。
- (2) 保存活用事業を行うに当たり、地域住民や関係する団体との連携を強化しつつ、事業の協働・支援を行います。

第7章 保存

第1節 保存の方向性

史跡小笠原氏城跡に関する発掘や文献史料等による調査を継続し、新たな価値の発見や、遺構の残存状況の把握に努め、適切な保存を行います。また、本質的価値に関係する周辺環境についても、土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図ります。さらに、史跡小笠原氏城跡の保存に対する考え方を、遺構の立地や周辺環境に応じて地区区分ごとに明示するとともに、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対し、取扱基準を設定し、本質的価値が損なわれないよう、保存の手法を定めます。

第2節 保存の方法

1 地区区分の設定

史跡の地区区分は、史跡の指定範囲内を遺構の残存状況等により、A区及びB区の2区に区分します。

A区は、史跡指定範囲内で史跡の本質的価値を構成する主要遺構が確認されている区域です。B区は、史跡の指定範囲内で主要遺構の周辺を構成する区域とし、区分設定を行います。各城跡の区分は以下のとおりです。

(1) 井川城跡

井川城跡は、発掘調査成果から指定範囲全体をA区とし、B区を設定しません。

なお、保存の観点から、A区を土地利用の状況によりA-1区（民有地）及びA-2区（公有地）に細分します。

ア A-1区（史跡指定範囲内、主要遺構が残る民有地区域）

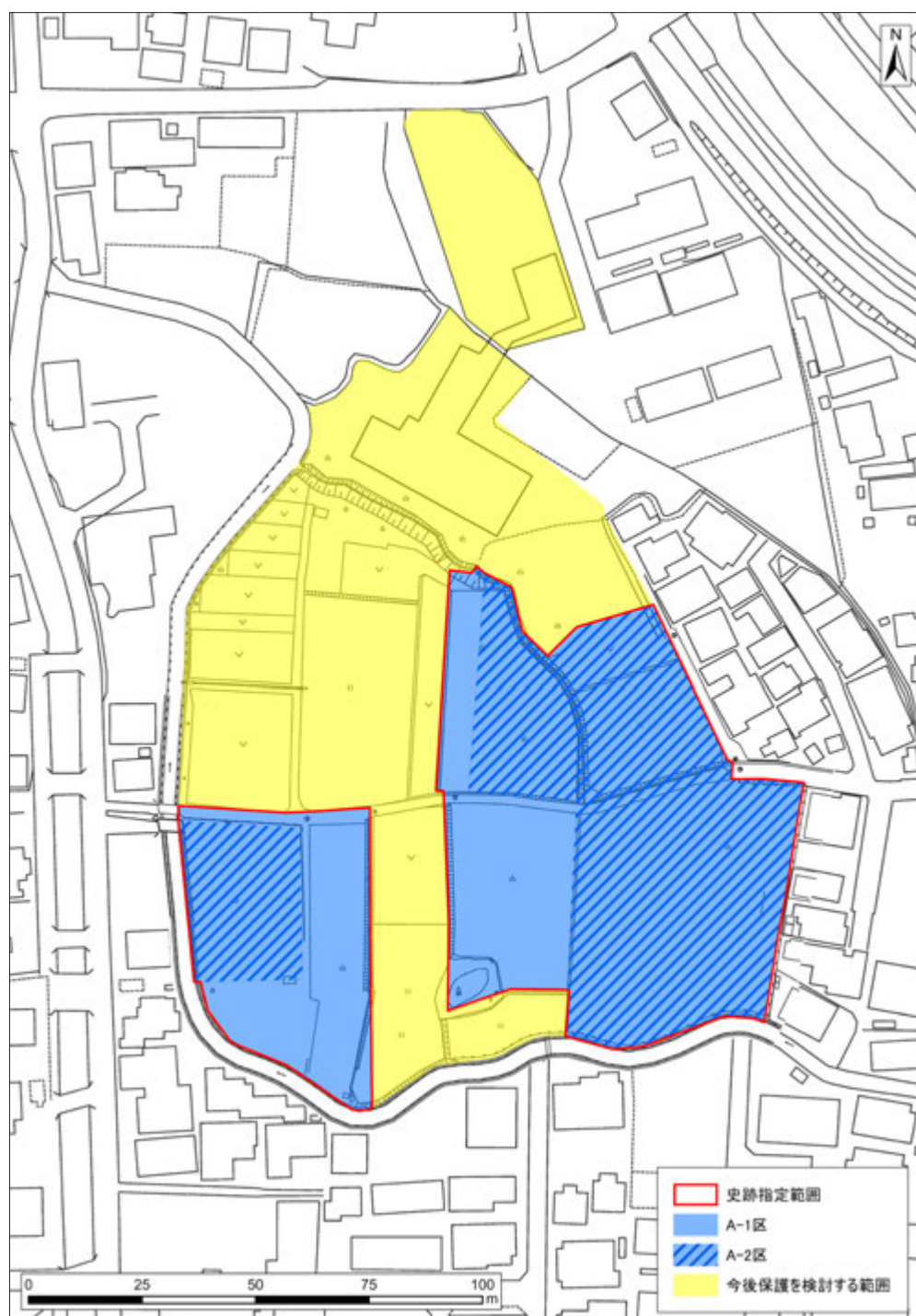
発掘調査により遺構が確認され、史跡指定範囲内に入っていますが、公有化されていない場所です。井川城跡で唯一地表に露出している伝櫓台跡や、建物跡が検出された2次6トレンチがこの範囲にあります。現状では、一部が畑として利用されており、物置等の工作物が設置されています。

イ A-2区（史跡指定範囲内、主要遺構が残る公有地区域）

発掘調査により遺構が確認され、史跡指定範囲内に入っており、公有化されている区域です。この範囲内には、堀状遺構や流路、整地面等の地下遺構が含まれています。

ウ 今後保護を検討する範囲（指定範囲外）

これまでの発掘調査で重要な遺構・遺物が検出されている、又は、遺構・遺物があることが推定できるものの、史跡に指定されていない範囲です。北側は松本市井川城保育園があり、その他は大部分が畑や水田として利用されています。



【図 50】井川城跡地区区分図

(2) 林城跡

林城跡は、広範囲に遺構が露出して広がることから、A区のうち、石積や土塁等の主要な遺構が集中する主郭（曲輪1）を中心とした範囲をa区、それ以外をb区に分け、区分設定を行います。

なお、大城には一部公有地が存在しますが、小規模であることに加え、保存上の地区区分を行う必要がないことから、1区及び2区の区分は行いません。

ア 大城

(ア) A－a区（指定範囲内、主郭を中心とした主要遺構が残る区域）

本質的価値を構成する要素の中で、石積や土塁等、本質的価値を構成する遺構が集中している区域です。

(イ) A－b区（指定範囲内、主要遺構が残る区域）

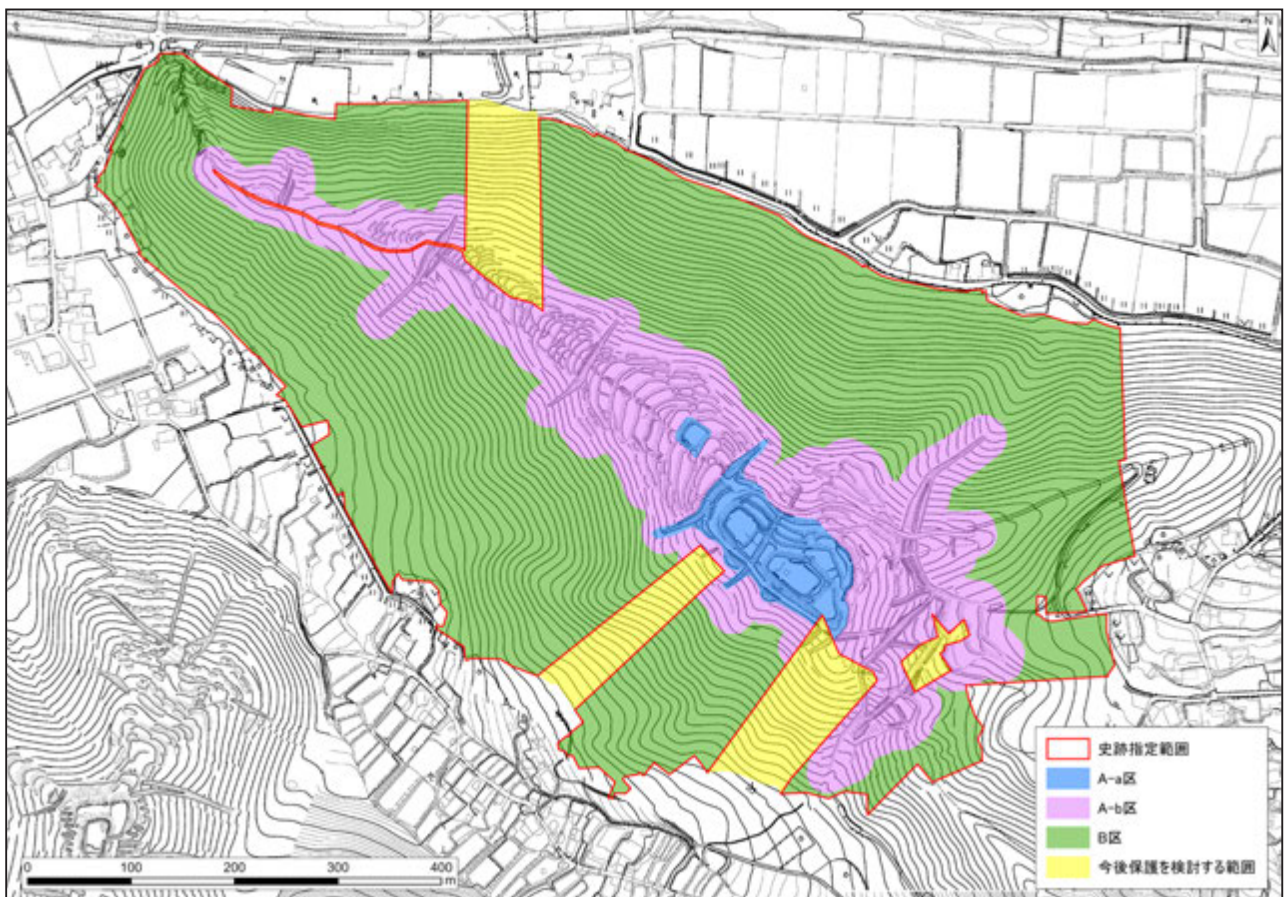
曲輪群や堀切から連続する堅堀等、本質的価値を構成する遺構が残る区域です。主要な見学路である、金華橋からの遊歩道や、橋倉からA－a区へ通じる道路が通っています。

(ウ) B区（指定範囲内、急傾斜森林区域）

史跡指定範囲内で城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構等が確認されていない、急傾斜の森林区域です。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっています。また、橋倉からA－a区へ通じる道路が通っています。

(エ) 今後保護を検討する範囲（指定範囲外）

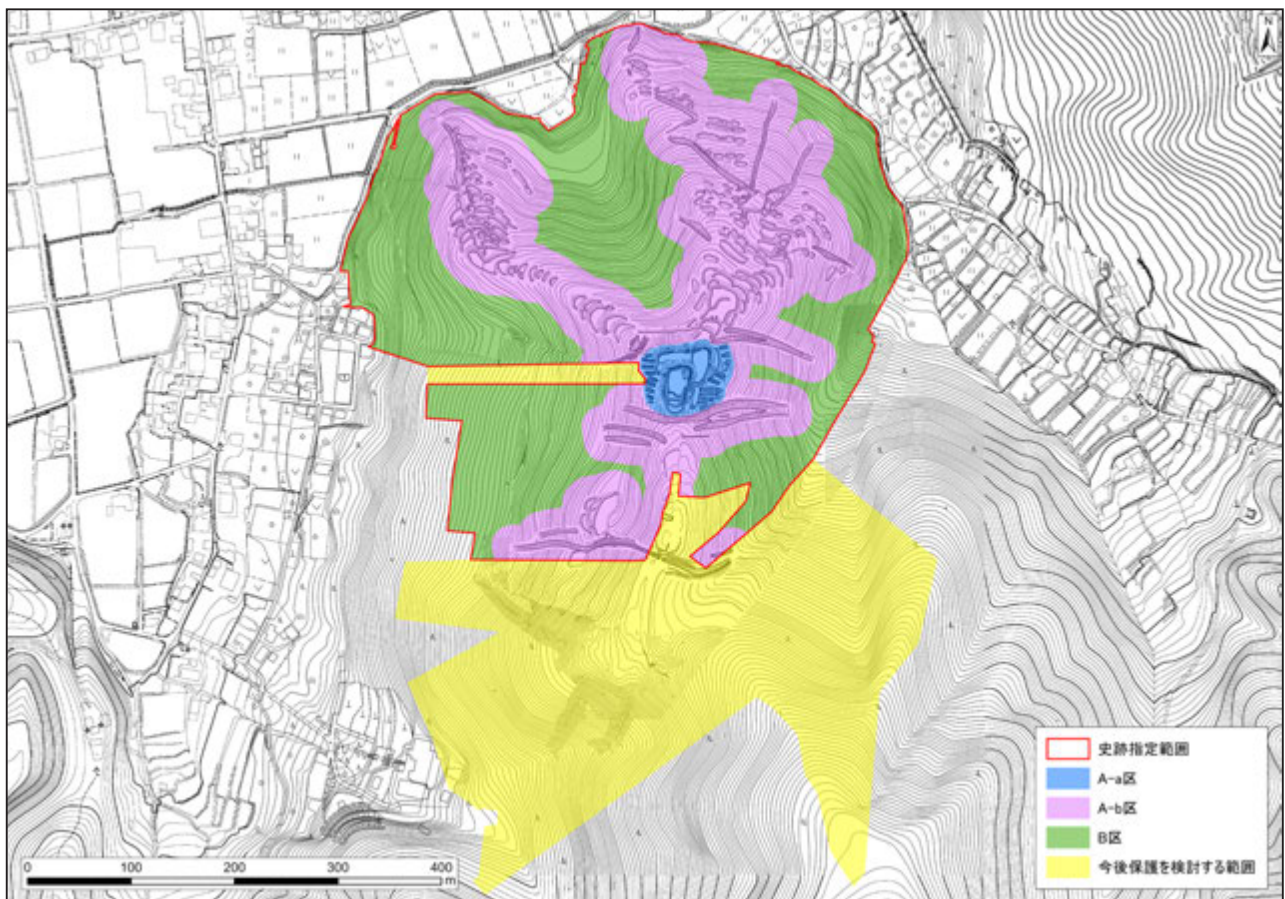
曲輪や切岸、堅堀等の遺構がありますが、史跡に指定されていない範囲です。遊歩道の一部はこの区域に入っています。



【図 51】大城地区区分図

イ 小城

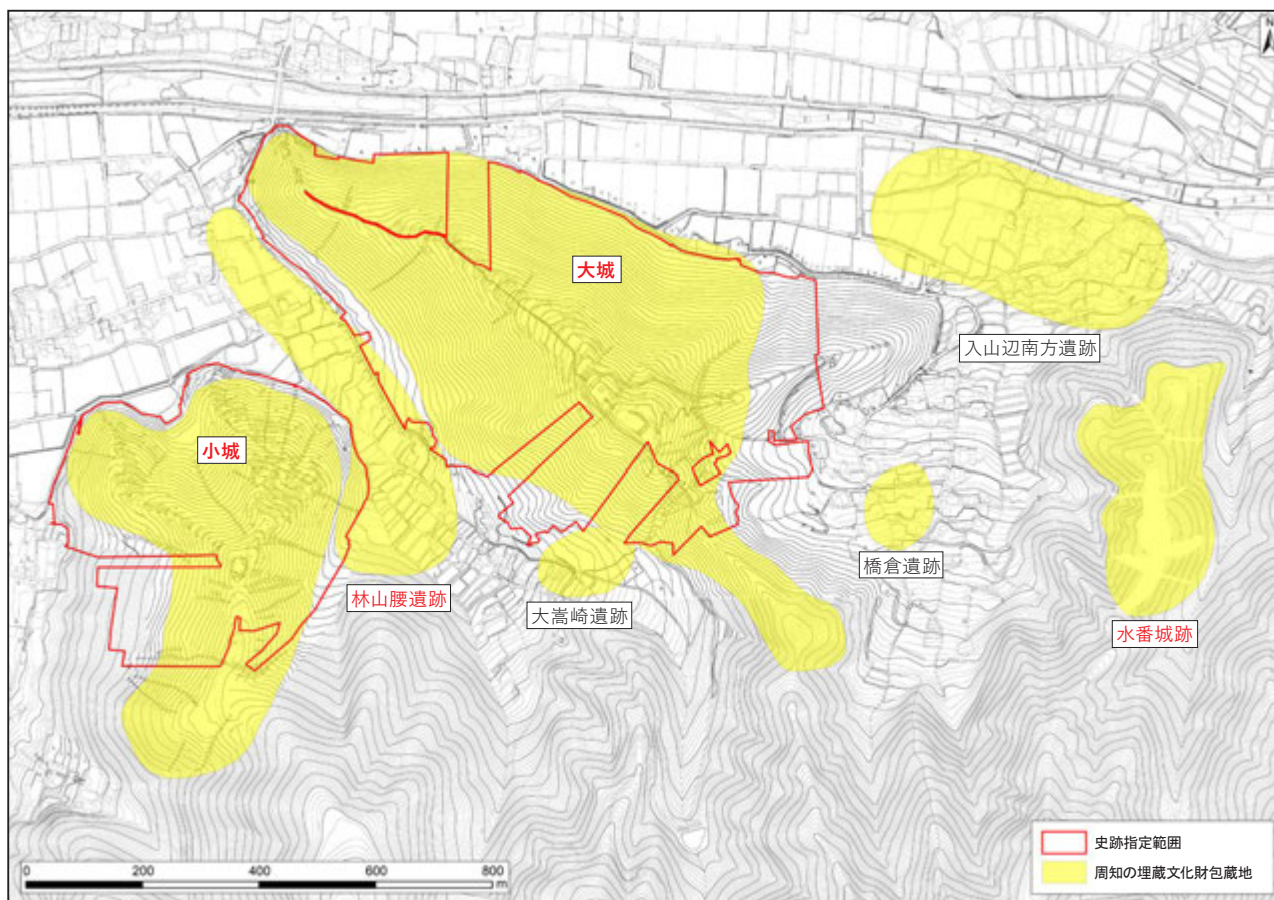
- (ア) A－a区（指定範囲内、主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）
本質的価値を構成する要素の中で、石積や土塁等、本質的価値を構成する遺構が集中している区域です。
- (イ) A－b区（指定範囲内、主要遺構が残る区域）
曲輪群や堀切から連続する竪堀等、本質的価値を構成する遺構が残る区域です。
- (ウ) B区（指定範囲内、急傾斜森林区域）
史跡指定範囲内で城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構等が確認されていない、急傾斜の森林区域です。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっています。
- (エ) 今後保護を検討する範囲（指定範囲外）
竪堀等の遺構がありますが、史跡に指定されていない範囲です。



【図 52】 小城地区区分図

(3) 周辺環境を構成する区域

周辺価値を構成する要素のC(I)にあたる林山腰遺跡及び水番城跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲です。



【図 53】 林城跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

2 各地区の保存の方法

(1) 井川城跡

【表 19】井川城跡の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A-1区 (主要遺構が残る 民有地区域)	- 遺構の毀損や滅失がないよう、遺構が検出された深さの周知を行うなどし、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら適切な保存を図ります。 - 公共下水道等、地域住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。 - 土地所有者（利用者）の理解と協力を得ながら、公有化を目指します。
	A-2区 (主要遺構が残る 公有地区域)	- 遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。 - 史跡の本質的価値に含まれない要素のうち、史跡の保存活用の支障となるものについては、関係者との協議の上、移転・除去などの整理を進めます。 - 公共下水道等、地域住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。
史跡指定範囲外	今後保護を検討する範囲	- 史跡の中心部を含むことから、追加指定や公有化を検討し、遺構の保存を原則とし、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。 - 地下遺構の適切な保存を図るため、遺構が誤って毀損されないように、遺構が検出された深さの周知を行います。また、地下遺構に影響を及ぼすと思われる行為、構造物や工作物の設置については、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら、地下の遺構の保存を図ります。

(2) 林城跡

ア 大城

【表 20】大城の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A－a区 (主郭(曲輪1) を中心とした主 要遺構が残る区 域)	• 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。 • 石積は現状維持を原則とし、記録等を行った後、崩落した転石を含め適切な保存を図ります。 • 石積の崩落など毀損のおそれがある場合は、予防措置を図り、必要に応じて修理や復元の方法を検討します。 • 私道の運用について、土地所有者等の意向を確認しながら在り方を検討します。 • マウンテンバイク等の乗入れが確認されており、遺構の保存、見学者の安全確保の観点から、乗入れを禁止するサイン等を設置し、定期的な見回りを行います。
	A－b区 (主要遺構が残 る区域)	• 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。 • 車両等の乗入れについて、土地所有者等の意向を確認しながら在り方を検討します。 • マウンテンバイク等の乗入れが確認されており、遺構の保存、地域住民や見学者の安全確保の観点から、乗入れを禁止するサイン等を設置し、定期的な見回りを行います。
	B区 (急傾斜森林区域)	• 原則として現状の地形を保存します。 • 大部分が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、地域住民の安全を優先とし、関係機関と協力し保護を図ります。 • 車両等の乗入れについて、土地所有者等の意向を確認しながら在り方を検討します。
史跡指定範囲外	今後保護を検討する範囲	• 遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。

イ 小城

【表 21】 小城の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A－a区 (主郭(曲輪1) を中心とした主要遺構が残る区域)	• 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。 • 石積は現状維持を原則とし、現状記録等を行った後、崩落した転石を含め適切な保存を図ります。 • 石積の崩落など毀損のおそれがある場合は、予防措置を図り、必要に応じて修理や復元の方法を検討します。
	A－b区 (主要遺構が残る区域)	• 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。
	B区 (急傾斜森林区域)	• 原則として現状の地形を保存します。 • 大部分が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、地域住民の安全を優先とし、関係機関と協力し保護を図ります。
史跡指定範囲外	今後保護を検討する範囲	• 周知の埋蔵文化財包蔵地については、遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら、保護を図ります。 • 周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれない範囲については、土地所有者等の理解、協力を得ながら、遺構や景観の保護を図ります。今後の調査によって遺構が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含めます。

(3) 周辺環境を構成する区域

【表 22】 周辺環境を構成する区域の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲外	林山腰遺跡	• 遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。 • 史跡小笠原氏城跡との密接な関係が想定されることから、一体的な保存の方法を検討します。
	水番城跡	• 遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。 • 立地等から林城跡との関係が想定されるため、調査を行った上で保存の方法を検討します。

3 植生管理

史跡保存の観点から、史跡内の植生を調査し、適切な管理を行います。なお、市街地に位置する井川城跡と山地に位置する林城跡では、植生の状況が異なるため、下記の点に留意して管理方法を検討します。

(1) 井川城跡

ア 史跡指定地内の休耕地は、近隣住民や見学者に支障が出ないように、除草などの日常管理を行います。

イ 遺構の毀損や近隣住民の生活に支障を与えるおそれのある樹木については、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら管理します。

(2) 林城跡

ア 指定地内の樹木は、土地所有者や関係機関等と協力し、管理します。

イ 森林は、傾斜地を始めとした現在の地形を保全し、遺構の保存や見学環境の向上にも一定の役割を担っていることから、史跡の保存活用に支障がない樹木については現状維持を原則とします。

ウ 遺構毀損の要因となると認められる樹木や地域住民や見学者に危険性のある樹木については、伐採、せん定、枝打などの処置を行います。伐採は原則として伐根を行わず台切までとします。伐根については、地下遺構への影響が大きいことから、史跡の本質的価値に及ぼす影響と遺構の保存、活用、整備上の必要性を慎重に検討し、遺構面より上の範囲のみとしたり、必要に応じて発掘調査を実施する等、史跡への影響を最小限に留めることとします。

エ 松くい虫の被害木を始めとした枯損木は、遺構の毀損防止と来場者の安全確保の観点から、伐採等を計画的に行います。

オ 伐採した枯損木や風倒木等の残置は、史跡の景観に悪影響を与えるため、搬出等の処分方法を検討します。

第3節 現状変更等の取扱方針及び基準

1 現状変更等の対象となる行為

(1) 現状変更等について

文化財保護法（以下「法」という。）第125条に基づき、史跡においてその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を必要とします。

「現状を変更する行為」は、掘削を伴う工事など、史跡に物理的、作為的変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」は、重量物を積載した車両の度重なる通行など、物理的には史跡の現状を変更しないものの、将来にわたり史跡の保存に支障をきたす行為を指します。

現状変更等のうち一部は、法第184条及び文化財保護法施行令（以下「施行令」という。）第5条第4項の規定に基づき、松本市教育委員会が許可等の事務を取り扱います。この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）が定められています。

(2) 現状変更等の内容

史跡小笠原氏城跡において、松本市、土地所有者、管理者、農林業関係者等による以下の行為が、現状変更等として想定されます。

ア 建築物の新築、増築、改築、改修、除却

イ 工作物等の設置、改修、除却

ウ 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹

エ 土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為

オ 発掘調査等の学術調査

カ 史跡の保存や活用、整備にかかわる行為

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

史跡指定地内で、史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めません。ただし、保存活用に資するために計画される調査研究及び整備、史跡の管理上必要な行為のほか、土地所有者や近隣住民等の生活、農林業等の生業に関わるものや、公益・公共的施設、防災関連施設、便益施設、森林管理等に伴う現状変更等は、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるものは認めます。

許可に当たっては、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡への影響が必要最小限であること、土地の形状の変更や景観に与える影響等が最小限であること等の条件を踏まえることとします。なお、地下遺構の遺存が予想される範囲内においては、必要に応じて松本市教育委員会による事前の発掘調査を実施し、その結果により必要に応じて計画の変更等により遺構の保護を図ります。

(2) 現状変更等の許可申請の範囲

史跡小笠原氏城跡における、現状変更等許可申請の対象となる行為は以下のものが想定されます。

ア 発掘調査等学術目的のための調査

史跡小笠原氏城跡の保存活用を目的とする遺構の保存を前提とした最小限の範囲の調査

イ 史跡の保存、活用、整備上必要な行為

- (ア) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識及び境界標等の設置
- (イ) 史跡の保存、活用、整備上必要な建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (ウ) 史跡の保存、活用、整備上必要な工作物の設置、改築、改修、除却
- (エ) 石積・土塁等の遺構及び遺構と一体となった土地の毀損箇所の修理、遺構保護のため行う盛土等、史跡の保存、復旧のために行う行為
- (オ) 学術調査の成果を踏まえた活用のための遺構整備及びこれに伴う土地の形質の変更
- (カ) 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹
- (キ) 史跡の保存、活用のための整備に伴う地形の改変

ウ 公益上必要な行為

- (ア) 電柱、電線、上下水道管等の改修、整備
- (イ) 既存の市道・里道及び私道等の補修
- (ウ) 治山施設、防災関連施設の整備

エ 土地所有者及び周辺住民の日常生活、生業、森林の維持管理に必要な行為

- (ア) 営農及び木竹の伐採、植栽、移植
- (イ) 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (ウ) 工作物の設置、改築、改修、除却

(3) 松本市教育委員会が許可等の事務を取り扱う行為

法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、法第184条及び施行令第5条第4項の規定に基づき、松本市教育委員会が許可、取消し、停止命令の事務を取り扱うものは下記のとおりです。これらの行為に対する許可事務の処理は、「事務処理基準」に基づいて行います。

ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

イ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る）。又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ウ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

エ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

オ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

カ 木竹の伐採

キ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(4) 現状変更等許可を要しない行為

法第125条第1項ただし書の規定により、現状変更等のうち維持管理の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合については、現状変更等の許可を必要としません。ただし、毀損が生じた際は法第33条による毀損届を、毀損箇所の復旧を行う場合は、法第127条による復旧届をそれぞれ文化庁長官に提出する必要があります。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」に以下のように定められています。

ア 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

イ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

ウ 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(5) 現状変更等に当たらない行為

現状変更等に当たらない行為として、今後予想される行為は以下のとおりです。

ア 改築等を伴わない既存施設等の維持管理行為、便益施設の維持管理に伴う措置（施設等の清掃・保守点検、簡易な補修、街灯等の清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵等の補修）

イ 清掃、除草、植生の日常的な手入れ（枯損木処理、支障枝せん定、草刈等）等の日常的な維持管理行為

ウ 遺構面に及ばない深度の耕作、農業行為

3 地区区分ごとの現状変更等の取扱基準

(1) 井川城跡

ア A-1区（主要遺構が残る民有地域）

土地所有者や地域住民等の生活に関係するものについては、遺構が保存でき、景観が損なわれない措置が講じられる場合は認めます。

イ A-2区（主要遺構が残る公有地域）

史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

(2) 林城跡

ア 大城

(ア) A-a区（主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）

史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等（森林整備を含む。）に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。また、

森林の維持や遺構の保存活用に係る樹木の伐採、土地所有者の生活に係る農林業等は認めます。

(イ) A－b区（主要遺構が残る区域）

A－a区と同様とします。

(ウ) B区（急傾斜森林区域）

原則A－a区及びA－b区と同様としますが、防災施設や鳥獣害対策等地域住民の安全に関わる工作物の設置、改修については、必要に応じて遺構の確認調査等を行い、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

イ 小城

(ア) A－a区（主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）

史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等（森林整備も含む。）に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。また、森林の維持や遺構の保存活用に係る樹木の伐採、土地所有者の生活に係る農林業等は認めます。

(イ) A－b区（主要遺構が残る区域）

A－a区と同様としますが、防災施設や鳥獣害対策等近隣住民の安全に関わる工作物の設置、改修については、必要に応じて発掘調査等を行い、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

(ウ) B区（急傾斜森林区域）

原則A－a区及びA－b区と同様としますが、防災施設や鳥獣害対策等地域住民の安全に関わる工作物の設置、改修については、必要に応じて遺構の確認調査等を行い、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

【表 23】現状変更等申請区分一覧

区分	想定される事例	行為	許可権者
建築物	・便益施設等の建築物 ・農林業等の作業小屋 ・物置	新築、増築、改築	文化庁
		除却（建築又は設置から50年を経過）	文化庁
		除却（建築又は設置から50年を経過していない）	市
	小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるもの	新築、増築、改築	市
工作物等	・東屋、ベンチ、物置、門、柵、鳥獣被害防止防護柵、カマ（地獄の釜）の覆い、祠、祝殿、石碑、墓石、通路板 ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められていない標識類（遺構表示サイン、誘導サイン、その他説明板、保安林看板、砂防指定地標柱等） ・治山施設（落石防止ネット、擁壁等） ・畦畔ブロック、畦板、後世の石積、土留め ・水路、排水溝 ・市道、里道、私道、遊歩道、見学路	設置（土地の形状変更を伴うもの）、改修、除却（設置から50年を経過したもの）	文化庁
		設置（土地の形状変更を伴わないもの）、改修、除却（設置から50年を経過していないもの）	市
		道路の舗装、修繕（土地の形状変更を伴うもの）	文化庁
		道路の舗装、修繕（土地の形状変更を伴わないもの）	市
	・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類（標識、説明板、標柱、境界標、囲い、その他の施設）	設置、改修	市
	・電柱、電線、水管、下水道管 ・その他これらに類する工作物（引込柱等）	設置、改修（土地の形状変更が、最終限度のやむを得ない規模を超える場合）	文化庁
		設置、改修（土地の形状変更が、最終限度のやむを得ない規模を超えない場合）	市
木竹	・史跡の保存活用、景観形成、防災上等必要な植栽 ・日常管理の域を超える面的な伐採	伐採、植栽、植樹	文化庁
	—	伐根	文化庁
	・支障木、枯損木等の伐採	伐採	市
地形	—	土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為	文化庁
史跡の保存活用・整備	・史跡の保存活用及び整備に必要な、遺構保存を前提とした発掘調査等の学術調査 ・史跡整備に伴う工事等	—	文化庁
	・保存のために必要な試験材料の採取	—	市

第4節 史跡の追加指定について

地区区分で今後保護を必要とする範囲として示した場所は、過去の発掘調査等において史跡の本質的価値に係る遺構・遺物が確認されている、あるいは、本質的価値に係る遺構・遺物があると推測されているため、史跡追加指定により保護の万全を図る必要があります。追加指定に当たっては、現状の土地利用や土地所有者の意向を尊重し、史跡指定について理解が得られる場合は、土地所有者の同意を得て追加指定を進めることとします。

また、今後の発掘調査等の調査研究により、~~そ~~史跡の本質的価値に係る遺構・遺物の存在が確認又は推定された範囲については、検討を行い、同様に追加指定を進めます。

第5節 指定地の公有化について

井川城跡は、中心市街地に位置し、積極的な保護を図る必要があることからA-1区の公有化を優先的に進めます。今後保護を検討する範囲についても、追加指定後に必要に応じて公有化を図ります。

林城跡は、大半が個人所有地ですが、山地に位置し開発等のおそれが少ないことから、現状維持を基本とします。しかし、今後の保存に当たり、重要遺構の保存や整備を行う必要のある場所については、土地所有者等の同意を得て公有化することを検討します。

公有化に当たっては、現状の土地利用や所有者の意向を尊重し、公有化について理解が得られる場合は、土地所有者の同意を得た上、実施することとします。

第8章 調査研究

第1節 調査研究の方向性

史跡の本質的な価値をより明確にし、適切な保存活用を図るために、遺構の範囲や現状を確認するための調査を行います。また、史跡の活用、整備に必要な発掘調査の実施や、史跡指定地周辺の調査研究の実施を検討します。

第2節 調査研究の方法

1 指定地全体

- (1) 遺構を適切に保存するために、遺構の範囲や内容の確認調査、遺構の破損状況調査等を行います。
- (2) 遺構の復元、表示等の活用、整備に必要な情報を得るための発掘調査を行います。また、遺構への影響を最小限にするため、測量調査等の発掘調査以外の調査方法の実施を検討します。
- (3) 上記(1)及び(2)の調査では、有識者や地域関係者等からなる委員会を設置し、調査の計画、実施内容、調査方法、調査成果等について十分な審議を行います。
特に発掘調査については、史跡の重大な現状変更に当たることから、調査目的を明確にし、調査が史跡の本質的価値に及ぼす影響を踏まえ、最小限の範囲で発掘調査を行うよう、十分な検討を行うこととします。
- (4) 史跡小笠原氏城跡や周辺の遺跡等の歴史的環境について、絵図や文献史料での調査を引き続き行います。
- (5) 指定地周辺で史跡の本質的価値との関係が推定される範囲について、発掘調査等の調査を検討します。
- (6) 調査の現状や成果を発掘調査現地説明会や市ホームページ等で随時公開するとともに、調査終了後に発掘調査報告書を刊行し、学術的な成果を広く公開します。

2 井川城跡

既存の調査成果のほか、保存、活用、整備等のための調査が必要な場合は、発掘調査が未実施の範囲について、追加調査を行います。

3 林城跡

- (1) 遺構の範囲を確認するため、未調査範囲の縄張調査を行うほか、航空レーザー測量等の実施を検討します。
- (2) 史跡の保存、活用、整備等のために、整備基本計画に沿った発掘調査等を行うほか、埋没遺構や石積の内容確認の調査を行います。
- (3) 曲輪や石積等の露出遺構については、風雨等による浸食や崩落が考えられるため、現状記録や破損状況確認のための調査を行います。

- (4) 後世の開発等により改変された遺構について、戦国時代の山城の構造を多くの方に理解してもらえるよう絵図や文献史料等による調査を行うほか、必要に応じて発掘調査等を行います。
- (5) 築城から廃城に至るまでの遺構の変遷やそれぞれの時期の特徴、大城と小城の具体的な関係や機能の在り方等を把握しながら調査研究を行い、史跡の本質的な価値をより明確にします。

4 史跡の本質的価値に関連する遺跡

(1) 林山腰遺跡

既存の調査成果より、史跡の本質的価値との関係が深いことが想定されるため、発掘調査等の実施を検討します。

(2) 水番城跡

ア 史跡小笠原氏城跡との関係を明らかにするため、橋倉谷や南方地区を含めた周辺地域の調査を検討します。

イ 遺構の残存状況や構造を明らかにするための縄張調査や発掘調査等を検討します。

5 その他の要素（県史跡埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）

史跡小笠原氏城跡と同時期の遺跡であることから、史跡の本質的価値との関係について、必要に応じ発掘調査や追加の縄張調査等を検討します。

第9章 活用

第1節 活用の方向性

郷土を代表する文化財として親しみを持ち、学校教育や生涯学習の場で活用してもらえるよう、史跡の本質的価値を体感できる環境づくりや情報発信を行います。また、周辺文化財と一体となった活用や様々な層への情報発信の手法を検討し、地域づくりや観光につながる活用を推進します。

活用に係る各種事業の計画、実施に当たっては、地元町会や保存団体など、地域住民との協働を行うことで、地域に根差した活用を図り、より多くの市民が参画できるようにします。

第2節 活用の方法

1 城館の構造（歴史的景観）を体感するための活用

林城跡は、石積、曲輪、堀切などの遺構が良好に残存しており、山城の構造を現地で見ることができます。こうした魅力を活用し、山城を攻める、守るといった観点からの体験型のイベントの開催等、楽しみながら城郭構造や歴史的景観を体感し、学ぶことのできる活用を検討します。

2 学校や生涯学習の場での活用

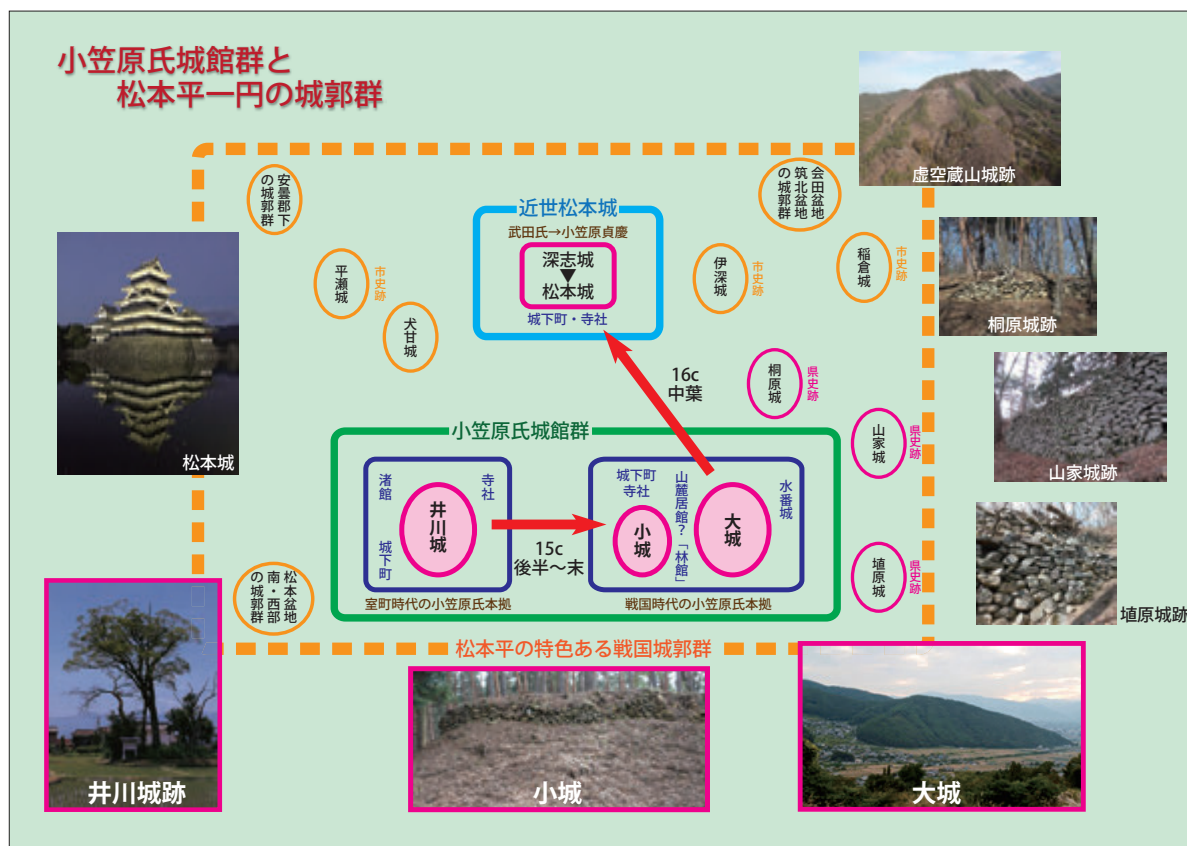
- (1) 出前講座の実施や現地での学習支援等、学校や生涯学習の場で積極的に活用してもらえる仕組みづくりを検討します。
- (2) 井川城跡と林城跡を結ぶウォークラリーや山城の立地を活用した自然観察を行う等、様々な視点での講座を模索し、幅広い層の方に史跡小笠原氏城跡を周知する取り組みを検討します。
- (3) 講座等の実施に当たり、アンケート調査等を行い、ニーズに合わせて活用内容の見直しを行います。

3 周辺文化財と一体となった活用（図 55・56・57）

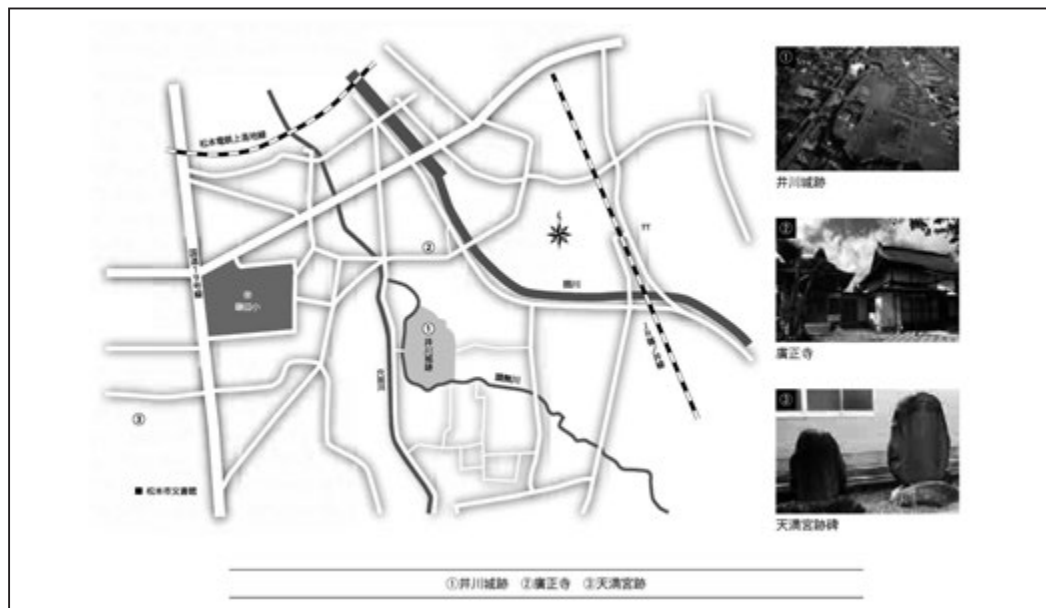
- (1) 史跡小笠原氏城跡の理解を深め、地域の魅力や回遊性の向上につなげるため、関連する文化財や伝承地等を巡る散策ルートの設定、博物館等の周辺の関連施設との連携等を検討します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡周辺には、松本城を始め山家城跡や桐原城跡等小笠原氏の本拠を取り巻く関連した城跡が点在しています。来訪者に対し、史跡の本質的価値の理解や室町時代から戦国時代の城館の雰囲気を感じてもらえるよう、関連する城跡と一体的になった活用方法を検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡にはガイダンス施設がないことから、松本市立考古博物館、旧山辺学校校舎、地域づくりセンター、公民館等の既存施設を活用したパネル展示等によるガイダンス情報の提示を検討します。史跡小笠原氏城跡、ガイダンス機能を持たせた既存施設、周辺の文化財を結び、回遊につながるよう留意しながら、史跡に関する基本的な情報の提示を行えるよう検討します。

4 情報発信

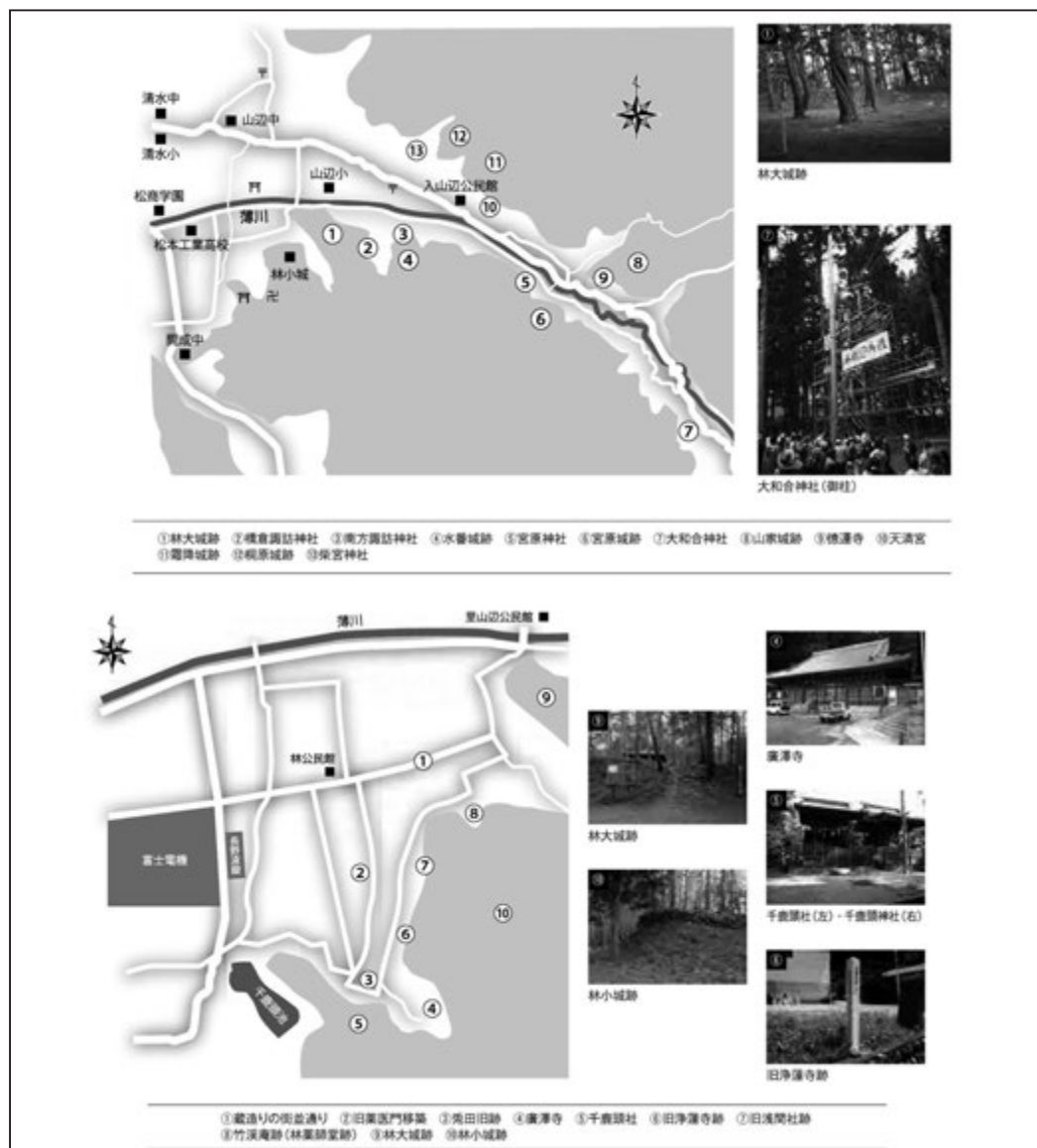
- (1) 史跡小笠原氏城跡への興味関心を高めてもらえるよう、史跡小笠原氏の魅力、調査研究の成果や整備の過程等をパンフレット、市ホームページ、SNS等により常時発信し、最新の情報を市民、観光客等と共有します。
- (2) 刊行物や市ホームページによる周知については、海外からの観光客も想定し、多言語化を図ります。
- (3) 史跡の本質的価値や歴史的な景観を体感できる情報発信の手段として、発掘調査等の学術的調査成果に基づいて復元した往時の姿を、スマートフォン等の情報端末に映像として提示することができるVR（仮想現実：コンピュータグラフィックス等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかの様な感覚を体験できる技術）やAR（拡張現実：現実の風景にコンピューターで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようとする技術）等の技術の利用を検討します。



【図 54】 小笠原氏城館群と松本平一円の城郭群（イメージ）



【図 55】『松本市歴史文化基本構想関連文化財群紹介ハンドブック』に掲載された井川城跡周辺文化財



【図 56】『松本市歴史文化基本構想関連文化財群紹介ハンドブック』に掲載された林城跡周辺文化財

第10章 整備

第1節 整備の方向性

史跡小笠原氏城跡の適切な保存と有効な活用を図るために、整備を行います。整備は、遺構を保存し、史跡の本質的価値を維持するための「保存のための整備」と、見学者が安全・快適に利用し、本質的価値を理解しやすくなるようにする「活用のための整備」に分けられます。

これまで述べてきたとおり、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡と林城跡では、遺構の状況や史跡をめぐる環境の違いから、整備に対する要件が異なってくるため、まず全体的な整備の方向性を示した上、井川城跡と林城跡個々に保存のための整備と活用のための整備の方法を示します。

1 指定地全体

(1) 全体の方向性

ア 整備基本計画を策定し、整備の具体的内容、事業計画を定めた上、保存と活用の両面の調和を図りながら、計画的に整備事業を進めます。

イ 整備は、調査研究によって得られた学術的成果に基づいて実施します。史跡の内容確認や整備事業に必要な情報を得るための発掘調査を必要に応じて実施します。

ウ 事業を適切かつ効果的に実施するため、計画段階から有識者や地域関係者からなる委員会と、長野県教育委員会、文化庁の指導助言を仰ぎながら実施します。

エ 整備に伴う発掘調査の現地説明会や整備工事見学会等の開催、発掘調査や整備状況の情報発信を行い、史跡や整備事業に対する市民理解を得ながら事業に取り組みます。

(2) 保存のための整備

日常的な維持管理、経過観察を適切に行うとともに、現状記録調査や破損状況調査等の実施によって、修理を要する箇所や将来的に修理が必要となる箇所等をあらかじめ把握し、毀損の未然防止や計画的な毀損箇所の修理を実施します。

万一史跡の毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取るとともに、毀損の程度、発生原因等に応じた復旧の方法を検討し、必要な手続きを行った上、復旧を実施します。

(3) 活用のための整備

史跡小笠原氏城跡の理解促進のための遺構表示、説明板、ガイダンス施設等の整備、快適で安全な利用環境を提供するための園路、トイレ等の便益施設の整備、史跡の景観向上、市民の憩いの場や地域の活動の場として活用を図るための環境整備等の計画的な実施により、誰もが室町時代から戦国時代の城館を体感できる整備活用を目指します。

2 井川城跡

現在の井川城跡の史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡本体の一部にとどまっており、また、指定範囲の一部に民有地を含んでいます。井川城跡の遺構のほとんどは地下に埋没し、良好に保存されていますが、現地で中世の居館の姿を理解することは難しい状

況です。

こうした現状を踏まえ、井川城跡の整備の方向性を以下のとおりとします。

- (1) 史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら部分的な整備を実施し、公有化の進捗状況を踏まえて井川城跡全体の本格的な整備に取り組みます。
- (2) 中世の居館に対する理解を深め、歩いて体感できることを目指し、説明板等による基本的な情報の提示、遺構の平面表示や復元整備等による顕在化を行います。
- (3) 井川城跡は市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域の活動の場としての活用が可能となるよう整備を進めます。

3 林城跡

林城跡は史跡指定範囲が広く、そのほとんどが山林となっています。石積・曲輪・土塁・堀切といった露出遺構が良好な状態で保存されており、城郭としての構造を現地で確認することができます。

こうした現状を踏まえ、林城跡の整備の方向性を以下のとおりとします。

- (1) 石積を始めとした露出遺構は毀損のおそれがあり、現状記録調査と破損状況調査に基づく保存のための整備に計画的に取り組みます。
- (2) 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に実施することとします。
- (3) 林城跡を構成する特徴的な遺構に対する現地の説明板や、城跡の構造等に関する説明板の設置等によって史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

第2節 整備の方法

1 指定地全体

井川城跡、林城跡に共通する事項は、以下のとおりです。

(1) 保存のための整備

ア 史跡標識及び境界標の設置

文化財保護法において設置が義務付けられている施設で、史跡地であることを示す標識、境界標が設置されていないため、設置します。

イ 修理

現状記録調査、破損状況調査を踏まえ、修理や毀損防止措置を計画的に実施します。必要に応じて三次元計測等による測量を実施して、遺構の現状を詳細に記録し、適切な方針を立案した上で修理を行います。また、方針と内容によっては、発掘調査を併用しながら修理を実施します。

(2) 活用のための整備

ア 案内・解説に必要な施設（サイン類、説明板）の整備

見学経路や注意事項等を案内するサイン類や、史跡及び史跡を構成する個々の遺構等

に関する基本的な情報を解説する説明板は、見学者の動線や史跡の景観に配慮し、全体的に調和のとれたものとなるよう、設置対象、設置位置、仕様、解説内容、多言語対応等を検討した上、計画的に設置します。既存の説明板の更新にあたっては、解説内容や仕様を見直すとともに、新設のものと調和を図ります。

また、遺構表示や復元等の整備を補完し、史跡の理解促進を図り、見学者に室町時代から戦国時代の城館跡を体感してもらうため、VR・AR等の技術を利用した現地での情報発信について検討します。

イ 便益施設・管理施設・展示施設の整備

快適な見学環境や見学者が憩うことができる利用環境を提供するために必要となる園路、トイレ、東屋、ベンチ等の便益施設、史跡の保存のために必要となる管理施設の設置は、地下遺構や景観への影響を十分検討した上、行うこととします。

史跡小笠原氏城跡には、専用のガイダンス施設、駐車場がないことから、史跡指定地外への施設の設置を検討します。併せて、史跡内にある既存の東屋や周辺施設にガイダンス機能を持たせることや、既存施設の駐車場の活用、シェアサイクル等の自動車以外の交通機関の活用についても検討します。

2 井川城跡

(1) 保存のための整備

ア 遺構整備

(ア) 地下遺構

井川城跡の遺構の大部分を占める地下遺構のうち、適切な保護を行う上で必要となる場所については、盛土等によって保護層を設けることを検討します。

(イ) 伝櫓台跡

現状では遺構の性格が解明されていないことから、今後、発掘等調査によって価値を明らかにするとともに、土壌の流失等が認められる場合には、適切な保護方法を検討します。

また、既存の樹木については、遺構への影響を調査した上、適切な管理を行います。

(2) 活用のための整備

ア 遺構表示・復元

復元に当たっては、発掘調査成果や同時期の類似遺跡等の情報に加え、自然科学分析によって得られた景観復元の成果を活用し、学術的な根拠に基づいた復元等を行います。

イ 案内・解説に必要な施設（サイン類、説明板）の整備

松本市等が史跡内や史跡周辺に設置したサイン類、説明板の維持管理を行い、必要に応じて修繕を行うとともに、更新について検討します。史跡内外のサイン類、史跡を構成する遺構の説明板が不足していることから、設置を検討します。

ウ 園路整備

今後保護を検討する範囲の追加指定、公有地化、遺構整備の進捗に併せ、段階的に園路の設置を計画します。

エ 便益施設の整備

史跡内に見学者が休息するためのベンチや東屋、トイレの設置を検討します。井川城跡にはガイドンス施設がないことから、東屋には模型や解説パネルを設けるなど簡易的なガイドンス施設としての機能を持たせることを検討します。

オ 排水計画

雨水や湧水によって水没し、立ち入れなくなる場所があることから、史跡の景観や遺構への影響を与えない範囲において排水路の設置、遺構平面表示や園路等における適切な厚さの盛土層や路盤層の確保など、史跡の水没を避ける方法を検討します。

3 林城跡

(1) 保存のための整備

ア 石積等の露出遺構の修理

現状維持を基本としますが、毀損した箇所において修理が必要と判断される場合には、調査成果に基づいて、毀損の拡大防止、毀損箇所の復旧、石積の積直し等の対応を検討します。

林城跡を始め、松本平の山城に特徴的な石積は、安土・桃山時代以降の城郭石垣と構造が異なっており、修理の技術的手法が確立されていません。類似の石積を持つ城郭における取組みも参考にしながら、石積の適切な修理方法について研究します。また、修理技術保持者育成の観点から、史跡松本城等の城郭石垣の修理経験のある地元石工との連携を図ります。

石積が崩落・毀損のおそれがある箇所については、毀損の進行防止、積石の転落・飛散防止を目的とするワイヤー工・ネット工等の実施を検討します。

イ 遺構保存のための樹木管理

石積、土塁等の遺構に悪影響を及ぼしている樹木や、倒木等により悪影響を及ぼすとされる樹木を特定し、伐採等の管理を行います。

伐採については、伐採後の遺構、景観、眺望等への影響を事前に検討することとします。

樹木管理に当たっては、現状調査等を実施した上、活用のための樹木管理も含めた管理方法を検討します。また、遺構や地形等の保存活用の観点から、樹木の面的な枯損が生じた場合の対応について検討します。

ウ 地形の保全

急傾斜地であり、落石や土砂崩落が懸念されることから、関係機関とも協議しながら、落石・崩落防止等の地形保全の在り方について検討します。

(2) 活用のための整備

ア 遺構表示・復元

現在、遺構が毀損している箇所や後世に改変を受けた箇所については、研究成果に基づき、本来の姿に復元することを検討します。

イ 案内・解説に必要な施設（サイン類、説明板）の整備

松本市や地元保存団体等が史跡内や史跡周辺に設置したサイン類、説明板の維持管理を行い、必要に応じて修繕を行うとともに、更新について検討します。

史跡内外のサイン類、史跡や構成する遺構の説明板が不足していることから、設置を検討します。

ウ 遊歩道・見学路の整備

大城・小城ともに、史跡指定以前から遊歩道・見学路が整備されていることから、今後もこれを踏襲することを基本とします。

現在の遊歩道・見学路は、往時の城内通路とは一致しない箇所が多いと考えられることから、今後の調査研究により本来の城内通路が確認されれば、ルートの変更についても検討します。また、遊歩道・見学路の現状を確認し、遺構への悪影響が懸念される箇所については、修理やルートの変更を検討します。

大城の既存の遊歩道は、雨水等により浸食を受け、遺構への影響が懸念されるとともに、見学者も歩きにくく、早急な対応を必要としている状況です。そのため、こうした箇所や遺構への影響について調査を行った上、浸食部分への盛土、遊歩道部分へのステップの設置など、適切な工法を選定した上で整備を行います。

エ 史跡内（大城）を通る道路の整備

橋倉から大城へ続く道路（市道及び私道）は、森林管理に利用されており、史跡の保存行為のための管理用道路としても必要であることから、現状を維持します。市道の一部において山側の法面に浸食が認められる箇所については、庁内関係課とも連携し、修理等を検討します。

オ 便益施設の整備

大城に設置されている既存の東屋、ベンチについては、当面は現状を維持し、必要な修繕や老朽化したベンチの取替えを行います。

小城は東屋が設置されておらず、ベンチも1か所のみです。東屋、ベンチの今後の新設、取替えについては、地下遺構や景観への影響を踏まえて検討します。

トイレは、大城、小城とも設置されていないことから、史跡周辺を含めて設置を検討し、当面は仮設トイレの設置を継続します。

カ 活用のための樹木等管理

石積や土塁等の遺構やその周囲に雑草や樹木が生え、遺構が見えにくくなっている箇所があります。見学路沿いの箇所や遺構の見どころとなる箇所については、遺構に与える影響を十分に検討した上、除草や支障木の伐採や枝打ちによる遺構の顕在化を検討します。

また、現在は樹木が生育しているため、一部を除き史跡内からは周囲の眺望が得られません。史跡からの周囲への眺望は、山城の立地、構造等とも密接に関係する重要な要素であり、往時の山城からの景観を体感する観点から、史跡内から周囲への眺望の確保についても検討する必要があります。

第11章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡小笠原氏城跡を適切に保存、活用、整備するため、有識者や地域関係者からなる委員会の設置や、庁内及び関係機関等との運営・体制の整備を行います。また、地元町会や保存団体等との情報共有や連携協力を図り、地域と行政が一体となった史跡の保存活用を行います。

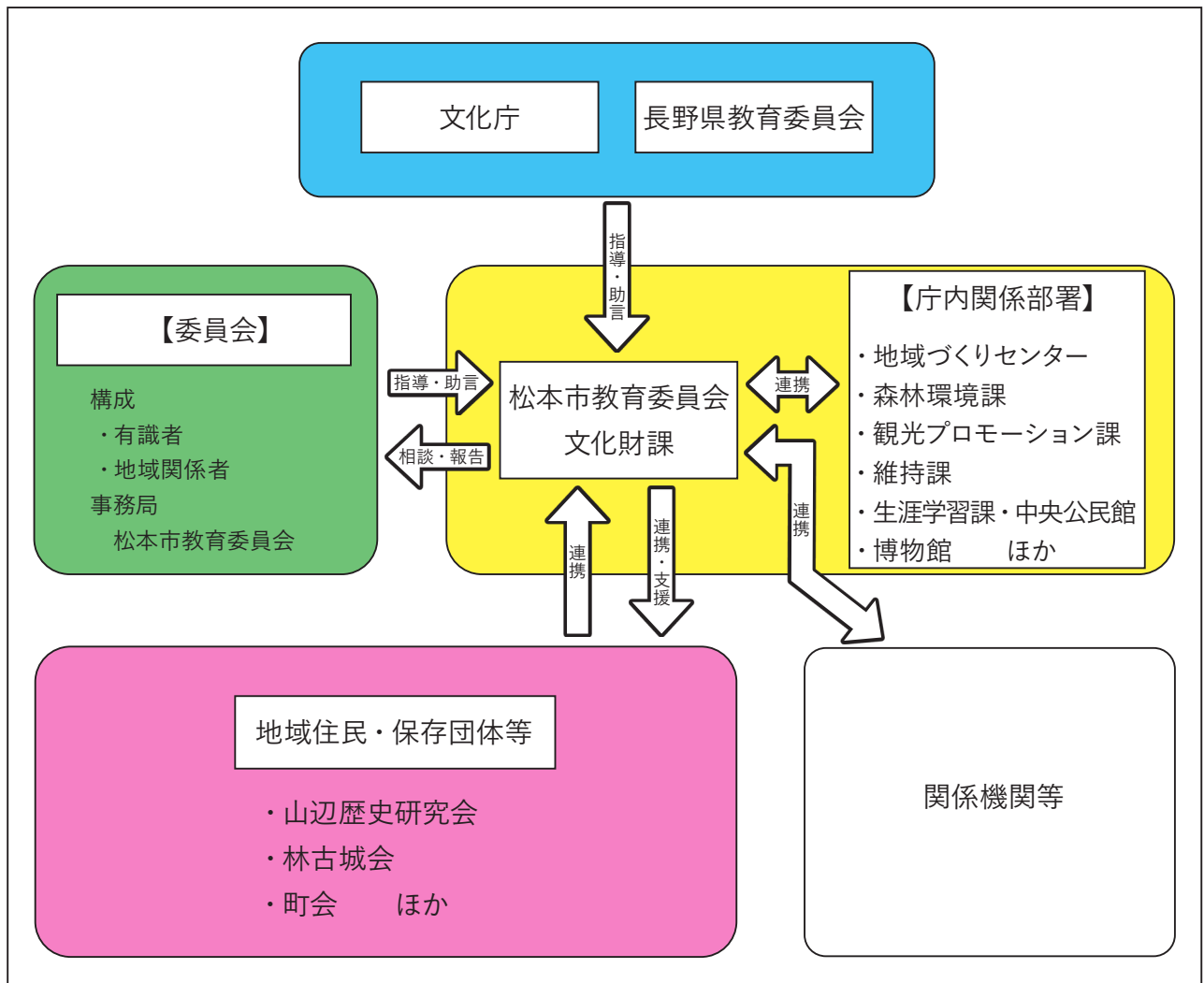
第2節 運営・体制の整備の方法

1 保存、活用、整備体制の整備

- (1) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施については、有識者や地域関係者等からなる委員会を設置し、文化庁及び長野県教育委員会の指導助言を得ながら行います。
- (2) 史跡の日常管理や、今後の保存、活用、整備等に関する事業を行うに当たり、庁内の関係課及び関係機関と連携して、適切な保存を行える体制を構築します。
- (3) 管理団体として松本市が行っている除草や倒木処理等の史跡の管理は、土地所有者の協力を得ながら継続して行います。
- (4) 日常管理や保存、活用、整備に関する事業を行っていくため、事務局体制の充実を図るほか、必要な予算を継続的に確保します。

2 地域との協力体制の整備

- (1) 保存活用に関して、地元町会や保存団体等との連携を図り、史跡小笠原氏城跡の調査研究成果等の情報共有、連携事業等を行うほか、日常管理についても連携協力できる体制を整備します。
- (2) 市民参加型の保存、活用、整備等に関する事業の検討や、講演会等の普及公開事業を継続して行い、史跡の保存活用の機運を高める取組みを行うことで、担い手となる人材確保につなげます。
- (3) 地元町会及び保存団体等が実施する史跡の保存活用活動に対し、引き続き補助金の交付等の支援を行います。



【図 57】 運営・体制模式図

第12章 施策の実施計画の策定と経過観察

第1節 各施策の実施計画

本計画の第7章から第12章までに定めた各施策の方向性や、方法について段階的に進めていくための実施計画を策定します。なお、計画の期間は、整備基本計画策定期間及び優先順位の高いものを短期計画とし、将来的に行う必要があるものを中・長期計画として、短期計画終了後に実施します。

各施策は、有識者や地域関係者からの指導助言、土地所有者や地元市民の意見、土地の公有化の状況等を踏まえながら実施することとし、必要に応じて計画の再検討を行います。

【表 24】 施策の実施計画

項目 / 期間			短期					中期	長期
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9～R 13	R 14
全体	計画	整備基本計画策定							
		次期計画策定						計画の見直し	計画の実施
	保存	日常の維持管理・保存							
		追加指定							
		公有化							
	調査研究	保存活用、整備に必要な調査							
		本質的価値を明らかにするための調査							
		周辺環境を構成する要素等に関する調査							
	活用	城郭構造を体感するための活用							
		学校や生涯学習の場での活用							
		周辺文化財と一体となった活用							
		情報発信							
	整備	史跡標識及び境界標							
		サイン類							
		便益施設・管理施設							
	運営・体制	保存、活用、整備の体制							
		地域との協力							

項目 / 期間			短期					中期	長期
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9～R 13	R 14
井川城跡	整備	遺構整備							
		遺構表示							
		園路整備							
		排水・湧水対策							
林城跡	整備	遺構整備							
		管理通路（大城）							
		遺構表示・復元							
		遊歩道・見学路							
		環境整備			遺構に影響を与えている樹木等の伐採、ビューポイントの確保等				

第2節 経過観察

1 方向性

史跡の保存活用を計画的に実施するため、第7章から第12章までに定めた各施策について、計画策定後の事業の進捗状況、事業効果等の経過観察を行い、解決すべき課題や見直しの必要性を把握し、事業の適切な推進を図ります。

2 方法

(1) 自己点検表の活用

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を参考に作成した自己点検表(表25)を用い、事業の進捗状況等を確認し、課題や見直しの必要性の検討を行います。点検は、管理団体である松本市が実施し、結果は委員会等に報告し、今後の事業実施に活かします。

(2) 行政評価等の活用

松本市では、各課が実施している事務事業について、進捗状況や今後の方向性を検証するための行政評価を実施しています。また、年度ごとに各課の重点目標を定め、年度末にその達成状況等について検証し、議会・市民に公開しています。さらに、主要事業については、市の総合計画、実施計画に計上して実施しており、定期的な事業検証を行うこととなっています。

本計画による各施策については、こうした松本市・松本市教育委員会で実施している取り組みを活用し、事業検証及び検証結果の公表を行います。

【表 25】史跡小笠原氏城跡自己点検表

史跡等の名称		史跡小笠原氏城跡（井川城跡　林城跡）			
管理団体、所有者名		松本市（管理団体）			
実施日		記入者			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考（現状、目的、成果等）
(1) 基本情報 に関すること	史跡標識が設置されているか	1	2	3	
	境界標の設置がされているか	1	2	3	
	現地での史跡指定範囲の把握はできているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定 等に関する こと	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関 すること	史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	現状変更等の対象行為について、取扱方針と基準に基づく保護が図られているか	1	2	3	
(4) 管理に関 すること	日常的な維持管理がされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	遺構の毀損箇所やおそれのある箇所の把握を行っているか	1	2	3	
	石積の保存（崩落の予防措置、修理等）について検討しているか	1	2	3	
	史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	公有地における史跡の保存活用に支障となるものについての整理を行っているか	1	2	3	
	史跡内での注意項目について喚起がされているか	1	2	3	
	定期的な見回りがされているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	追加指定の検討はされているか	1	2	3	
	公有化の検討はされているか	1	2	3	

	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 調査研究に関すること	遺構の範囲、内容確認のための調査はされているか	1	2	3	
	遺構の現状記録のための調査はされているか	1	2	3	
	整備に必要な調査はされているか	1	2	3	
	調査等により、史跡の価値等の確認はできているか	1	2	3	
	史跡の本質的価値に関連する遺跡の調査を検討しているか	1	2	3	
(6) 公開、活用に関すること	公開が適切に行われているか	1	2	3	
	城郭構造（歴史的景観）を体感し、本質的価値を学び理解するための活用がされているか	1	2	3	
	学校教育での活用がされているか	1	2	3	
	生涯学習等市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	講座等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	周辺文化財と一体となった活用が図られているか	1	2	3	
	文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	パンフレットや市ホームページ等での情報発信はされているか	1	2	3	
	外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	調査研究の成果や整備の過程を発信しているか	1	2	3	
(7) 整備に関すること	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	サイン類の整備は行われているか	1	2	3	
	遺構保存のための樹木管理を行っているか	1	2	3	
	遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	修理が必要な遺構について検討を行ったか	1	2	3	
	整備後に、修理の状況を管理しているか	1	2	3	
	平面表示や復元整備において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	整備において目指すべき環境等の姿を実現できたか	1	2	3	

	整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(8) 運営・体制・連携に関すること	保存、活用、整備等に関する委員会を設置したか	1	2	3	
	運営については適切に行われているか	1	2	3	
	体制については十分であるか	1	2	3	
	他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	地域との連携は十分であるか	1	2	3	
(9) 予算に関すること	予算確保のための取組みはあるか	1	2	3	

参考文献

- 信州大学教育学部歴史研究会 1982『信州史事典』1 松本藩編
松本市 1994『松本市史』第4巻旧市町村編Ⅳ
1996『松本市史』第2巻歴史編Ⅰ
松本市史近代・現代部門編集委員会 1992『松本市における戦時下軍事工場の外国人労働実態調査報告書』
松本市教育委員会 2004『長野県松本市林山腰遺跡Ⅱ発掘調査報告書』
2016『長野県松本市小笠原氏城館群井川城址試掘・第1次・第2次発掘調査報告書』
2018『長野県史跡小笠原氏城跡林城跡（小城）発掘調査報告書』